

<p>(設立)</p> <p>第二十五条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。</p>		
<p>(公益事業及び収益事業)</p> <p>第二十六条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」とい。）又はその収益が社会福祉事業若しくは公益事業（第二十条第四項第四号に掲げる事業若しくは他の法令で定めるものに限る。第三十七条第三号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」とい。）を行うことができる。</p> <p>2 公益事業又は収益事業に関する会社は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会社から区分し、特別の名称として登録しなければならない。</p>	<p>(社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業)</p> <p>第十三条 法第二十六条第一項の法令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。</p> <p>一 法第二条第四項第四号に掲げる事業</p> <p>二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四号に掲げる地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第二項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十九項に規定する介護予防支援事業</p> <p>三 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を経営する事業</p> <p>四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号若しくは第三号又は第三十七条第一号から第三号まで若しくは第四十条第一項第一号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業</p> <p>五 精神保健福祉士法（平成九年法律第百二十一号）第七条第二号又は第三号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を経営する事業</p> <p>六 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を経営する事業</p> <p>七 前各号に掲げる事業に類する事業であつて厚生労働大臣が定めるもの</p>	
<p>(特別の利益競争の禁止)</p> <p>第二十七条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の法令で定める社会福祉法人の関係者に特に特別の利益を与えてはならない。</p>	<p>(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)</p> <p>第十三条の二 法第二十七条の法令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員</p> <p>二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族</p> <p>三 前号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>四 前号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生活が維持する者</p> <p>五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業</p>	<p>(法人が事業活動を支配する法人等)</p> <p>第二十一条の三 令第十三条の二第五号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項各号において「子法人」とい。）とする。</p> <p>2 令第十三条の二第五号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。</p> <p>3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をい。</p>

<p>(住所)</p> <p>第二十八条 社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。</p>	<p>活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合</p> <p>二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合</p> <p>イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会社参与、監事役、執行役その他これらに類する者をいう。）又は評議員</p> <p>ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員</p> <p>ハ 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者</p> <p>ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者</p> <p>ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者</p>
<p>(登記)</p> <p>第二十九条 社会福祉法人は、法令の定めるところにより、その設立、従之事務所の移転、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了を機会に、登記をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後となりれば、こゝによつて第三者に對抗することができない。</p>	<p>【参照】組合等登記令（昭和二十九年政令第二十九号）</p>	
<p>(事務所)</p> <p>第三十条 社会福祉法人の事務所は、その主たる事務所の所在地の範囲内を主たる事務所とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の事務所は、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 主たる事務所在本市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの（市長特別区の区長を含む。以下同じ。）</p> <p>二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業の一の都道府県の区域内において二以</p>		<p>(法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの)</p> <p>第一条の四 法第三十条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 全国を単位として行われる事業</p> <p>二 地域を限定しないで行われる事業</p> <p>三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業</p> <p>四 前各号に類する事業</p>

<p>上の市町村の区域にわたるもの及び第五九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長</p>	<p>2 社会福祉法へその行方事業系二以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。</p>
<p>第三章 設立</p> <p>(申請)</p> <p>第二十条 社会福祉法へ設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従ひ、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 社会福祉事業の種類</p> <p>四 事務所の所在地</p> <p>五 評議員及び監事に関する事項</p> <p>六 役員(理事及び監事をいう。以下この条、次節第三條、第二十一條、第二十二條及び第二十三條において同じ。)の定数その他役員に関する事項</p> <p>七 理事長に関する事項</p> <p>八 会計監理人を置く場合には、これに関する事項</p> <p>九 公益に関する事項</p> <p>十 会社に附する事項</p> <p>十一 公益事業を行う場合には、その種類</p> <p>十二 公益事業を行う場合には、その種類</p> <p>十三 解散に関する事項</p> <p>十四 定款の添付に関する事項</p> <p>十五 公告の方法</p> <p>2 前項の定款は、電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。</p> <p>3 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならない。</p> <p>4 設立しようとする社会福祉法人が会計監理人を設置社会福祉</p>	<p>(設立認可申請手続)</p> <p>第二十条 法第三十一条の規定により、社会福祉法人を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>一 設立者又は設立代表者の氏名及び住所</p> <p>二 社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 設立の趣意</p> <p>四 評議員となるべき者及び役員(法第三十一条第一項第六号に規定する役員をいう。以下同じ。)となるべき者の氏名</p> <p>五 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、第二十条の七第六号に規定する者(同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、同条第七号に規定する者(同号括弧書きに規定する半数を超えない場合に限る。)、又は同条第八号に規定する者(同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項</p> <p>六 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、第二十条の八第六号に規定する者(同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、又は同条第七号に規定する者(同号括弧書きに規定する半数を超えない場合に限る。)、がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項</p> <p>七 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、第二十条の十各号に規定する者(第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項</p> <p>八 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者に</p>

<p>法人(会計監理人を置く社会福祉法人又はこの法律の規定による会計監理人を置くことができない社会福祉法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立当初の会計監理人は、定款で定めなければならない。</p> <p>5 第一項第五号の申請書に関する事項として、理事又は理事長が評議員を兼任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を生ずる。</p> <p>6 第一項第十三号に掲げる事項中に、残余財産の帰属すべき者に關する規定を定める場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから、選定されるようにしなければならない。</p> <p>(認可)</p> <p>第二十一条 所轄庁は、前条第三項の規定による認可の申請が</p>	<p>ついで、第二十条の十一第六号に規定する者(同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、同条第七号に規定する者(同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、同条第八号に規定する者(同号括弧書きに規定する半数を超えない場合に限る。)、又は同条第九号に規定する者(同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。)、がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 設立当初において当該社会福祉法人に帰属すべき財産の財産目録及び当該財産が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類</p> <p>二 当該社会福祉法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該社会福祉法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類</p> <p>三 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書</p> <p>四 設立者の履歴書</p> <p>五 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類</p> <p>六 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書</p> <p>3 所轄庁は、前二項に規定するもののほか、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>4 社会福祉法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後一月以内にこれを証明する書類を添付して所轄庁に報告しなければならない。</p> <p>5 第二項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。</p> <p>(電子的記録)</p> <p>第二十一条の二 法第三十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものをいう。</p>
--	--

<p>あつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の規定に違反してゐるか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反してゐないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p>		
<p>(定款の補充) 第三十二条 社会福祉法人が設立しようとする者が、第三十一条第一項第二号から第十五号までの各号に掲げる事項を定めないうち場合には、厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。</p>		
<p>(設立の時期) 第三十四条 社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。</p>		
<p>(定款の備置及び閲覧等) 第三十四条之二 社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所及び従たる事務所所に備へ置かなければならない。 2 1 評議員及び権限者は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、権限者が別号又は筆名で請求するときは、当該社会福祉法人の定款を添付しなければならない。 一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を「厚生労働省令」で定める方法により表示したものの閲覧の請求 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であつて「厚生労働省令」で定めるもの（以下「同じ」として）であつて当該社会福祉法人の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記録した書面の交付の請求 3 何人（評議員及び権限者を除く。）も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。</p>		<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二三条之三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法に、次に掲げる規定の電磁的記録（第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を画面又は映像画面上に表示する方法とする。 一 法第三十四条の二第二項第三号 二 法第三十四条の二第三項第三号 三 法第四十五条の九第十項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五百九十四条第三項第三号 四 法第四十五条の十一第四項第二号 五 法第四十五条の十五第二項第二号 六 法第四十五条の十九第三項第二号 七 法第四十五条の二十五第二号 八 法第四十五条の三十二第三項第三号 九 法第四十五条の三十二第四項第二号 十 法第四十五条の三十四第三項第二号 十一 法第四十六条の二十第三項第三号 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号 十三 法第五十一条第三項第三号 十四 法第五十四条第三項第三号 十五 法第五十四条の四第三項第三号 十六 法第五十四条の七第二項第三号 十七 法第五十四条の十二第三項第三号</p>

<p>一 定款が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求 二 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を「厚生労働省令」で定める方法により表示したものの閲覧の請求 4 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所として第三十一条第三号及び第四号並びに前項第一号に掲げる請求に応じることができるための措置として「厚生労働省令」で定めるものをあつてゐる社会福祉法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所」と及び「従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする 【参考】 附則第五（記載之後） ○社会福祉法 (定款の備置及び閲覧等) 第三十四条之二 社会福祉法人は、第三十一条第一項の認可を受けたときは、その定款をその主たる事務所に備へ置かなければならない。 2 4 (略)</p>		<p>(電磁的方法) 第二三条之四 法第三十四条の二第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 二 磁気ディスクその他これに類する方法により一定の情報を磁気記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2 1 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。 (電磁的記録の備置に関する特別) 第二三条之五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。 一 法第三十四条の二第四項 二 法第四十五条の十一第三項 三 法第四十五条の三十二第三項 四 法第四十五条の三十四第五項</p>
<p>(適用規定) 第三十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五百八条及び第五百六十四条の</p>		

規定は、社会福祉法人の設立について準用する。

2 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第二百六十四條第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第二号に係る部分に限る。）、第二百六十五条（第一号に係る部分に限る。）、第二百七十条、第二百七十二条から第二百七十四条まで並びに第二百七十七條の規定は、社会福祉法人の設立の無効の適応として準用する。この場合において、同法第二百六十四條第二項第一号中「社員等（社員、評議員、理事、監事又は清算人）」を「社員等（社員、評議員、理事、監事又は清算人）」と読み替へるものとする。

【参考】準用条文（読替後）

〇「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（總号又は團體に関する規定の準用）」

第二百五十条 第五号の成分で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の總号に関する規定を準用する。

2 總号で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の團體に関する規定を準用する。

（財産の帰属時期）

第二百四十九条 第五号の成分で財産の拠出をしたときは、当該財産は、社会福祉法人の成立の時から当該社会福祉法人に帰属する。

2 總号で財産の拠出をしたときは、当該財産は、總号が効力を生じた時から社会福祉法人に帰属したものとみなす。

（社会福祉法人の設立の無効の訴え）

第二百六十四条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもちてのみ主張することができる。

一 社会福祉法人の設立 社会福祉法人の成立の日から二年以内

二・三 【準用条外】

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に関する限り、提起することができる。

一 前項第一号に掲げる行為 設立する社会福祉法人の評議員、理事、監事又は清算人

二・三 【準用条外】

（報告）

第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「社会福祉法人の設立の無効の訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を報告とする。

一 社会福祉法人の設立の無効の訴え 設立する社会福祉法人

二・三 【準用条外】

（訴えの総論）

第二百七十条 社会福祉法人の設立の無効の訴えは、報告となる社会福祉法人の主要な事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（井欄等の公設物存在）

第二百七十一条 同一の請求を目的とする社会福祉法人の設立の無効の訴えに係る二以上の訴訟が同時に係属するときは、その併審及び兼断は、併合してしなければならない。

（臨時評議の効力及及否の範囲）

第二百七十二条 社会福祉法人の設立の無効の訴えに係る請求を認容する臨時評議は、第三項に於いてもその効力を有する。

（無効の請求の効力）

第二百七十四条 社会福祉法人の設立の無効の訴え（第二百六十九条第一号、第三号まで、無効号及び第七号に掲げる訴えに限る。）に基き請求を認容する請求が選定したときは、当該判決において無効とされた行為（当該行為によつて社会福祉法人の設立をしようとする場合には、当該設立を含む。）は、廃止に代つてその効力を失ふ。

（原告が原告となつた場合の損害賠償責任）

第二百七十五条 社会福祉法人の設立の無効の訴えを提起した原告が原告となつた場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に於し、選定して損害を賠償する責任を負ふ。

第二十四條 社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会又は監事も置かなければならない。

2 社会福祉法人は、定款の定めによつて、会社監事人を置くことができる。

（会社監事人の設置義務）

第二十五条 特定社会福祉法人（その事業の組織が政会）で定め

（特定社会福祉法人等の設置）

第十三条の三 法第三十七条及び第四十五条の十三百四十四條

（設立後年度における事業活動に係る収益の額の算定方法）

<p>る基準を越える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において「同一」とは、社会福祉法人を置かなければならぬ。</p>	<p>第二十八条 社会福祉法人の監事、役員及び会計監査人との関係は、委任に關する規定に従ふ。</p>	<p>第三十九條 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な意見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。</p>	<p>第四十條 次に掲げる者は、評議員となることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法人 二 成年被後見人又は被保佐人 三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法施行規則に違反して刑に処せられ、その執行
--	--	---	--

<p>令で定める基準を越える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。</p> <p>一 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五條の二十七第一項に規定する計算書類）につき法第四十五條の三十條第二項の承認（法第四十五條の三十二前段に規定する場合にあつては、法第四十五條の二十八第三項の承認）を受けた場合に於ける当該各会計年度のら裏も隠しものさういふ。以下この条において同じ。）に係る法第四十五條の三十條第二項の承認を受けた取次計議書（法第四十五條の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された取次計議書）に基いて最終会計年度に於ける社会福祉事業並びに法第二十六條第二項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を越えること。</p> <p>二 最終会計年度に係る法第四十五條の三十條第二項の承認を受けた貸借対照表（法第四十五條の三十二前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の設立後最初の定時評議員会までの間においては、法第四十五條の二十七第一項の貸借対照表とする。）の負債の額に計上した額が六十億円を越えること。</p>			
---	--	--	--

<p>第二條の六 令第十三條の三第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）第七條の二第一項第二号ロに規定する法人庫貯事業活動計算書の当年度決算(4)の理サービス活動収益計(1)欄に計上した額とする。</p>			<p>第二條の七 法第四十條第四項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 二 当該評議員の使用人
---	--	--	---

<p>四 前号に該当する者を除くほか、職階以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>五 第五十五條第四項の規定による監事の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</p>	<p>2) 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。</p>	<p>3) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を越える数でなければならない。</p>	<p>4) 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他監事、監事及び厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれることになつてはならない。</p>	<p>5) 評議員のうちには、各親族について、その配偶者又は三親等以内の親族その他役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれることになつてはならない。</p>
--	--	---	---	--

--	--	--	--	--

<p>三 当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者</p>	<p>四 前二号に掲げる者の配偶者</p>	<p>五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの</p>	<p>六 当該評議員が役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の合計数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）</p>	<p>七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつていない当該社会福祉法人の評議員及び役員（合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を越える場合に限る。）</p>	<p>八 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、三分の一を超える場合に限る。）</p>	<p>イ 国の機関</p>	<p>ロ 地方公共団体</p>	<p>ハ 独立行政法人通則法（平成十二年法律第百三十三号）第二條第一項に規定する独立行政法人</p>	<p>ニ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二條第一項に規定する国立大学法人又は同法第三項に規定する大学共同利用機関法人</p>	<p>ホ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二條第一項に規定する地方独立行政法人</p>	<p>ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第五十一号）第四條第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。）</p>
---	-----------------------	---	---	---	--	---------------	-----------------	--	---	---	---

<p>(評議員の任期)</p> <p>第四十一条 臨時評議員は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最期のものに關する定時評議員会の終結の時まで任期とし、その任期を選任後六年以内に終了する会計年度のうち最期のものに關する定時評議員会の終結の時まで延長することを妨げない。</p> <p>2 前項の規定は、事業として、任期の満了前に退任した評議員の補充として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期に遡らす時までとすることを妨げない。</p>		<p>(評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者)</p> <p>第二十七条 法第四十条第五項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>二 当該役員の使用人</p> <p>三 当該役員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者</p> <p>四 前三号に掲げる者の配偶者</p> <p>五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者</p> <p>六 当該役員が役員（法人でない団体が代表者又は管理人の役のあるものにあつては、その代表者又は管理人、以下この号及び次号において同じ。）若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうばに与える割合が、三分の一を超える場合に限る。）</p> <p>七 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつてゐる当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半額を超える場合に限る。）</p>
<p>(評議員に役員を生じた場合の措置)</p> <p>第四十二条 この規定又は章程で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は終結により退任した評議員は、新たに選任された評議員（又は一時評議員の職務を行つてゐる者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を享得する。</p>		

<p>2 前項に規定する場合に於いて、事業が滞滞するようになり、順應を要する必要があるときは、評議員は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行つべき者を選任するようにならざる。</p> <p>(役員等の選任)</p> <p>第四十三条 役員及び各評議員は、評議員会の決議によつて選任する。</p> <p>2 前項の決議をする場合は、厚生労働省令で定めるところにより、この章程又は章程で定めた役員員数を欠くこととならぬ限り、補充して補欠の役員を選任するようにならざる。</p> <p>3 一般社団法人又は一般財団法人に關する法律第七十二条、第七十三条第一項及び第七十四条の規程は、社会福祉法人に於いては適用する。この場合に於いて、同法第七十二条及び第七十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第七十四条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替へるものとするが、必要な技術的調整又は、政令で定めらる。</p> <p>【参考】 附帯条文（調整後後）</p> <p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に關する法律（臨時評議員に關する調整の同意等）</p> <p>第七十二条 理事は、臨時評議員に關する議案を評議員会に提出するときは、臨時評議員の同意を得なければならない。</p> <p>2 理事は、理事として、臨時評議員の選任を評議員会の目的とするときは、臨時評議員の選任に關する議案を評議員会に提出することを請求するようにならざる。</p> <p>(有志評議員への選任に關する調整の承認)</p> <p>第七十三条 社会福祉法人に於いては、評議員会に提出する会社職員への選任又は選任若しくは有志評議員を選任しないことに関する議案の承認は、臨時評議員をもつて決定する。</p> <p>2 (附帯調整後)</p> <p>(臨時評議員の選任若しくはその委員の選出)</p> <p>第七十四条 理事は、評議員会において、臨時評議員若しくは選出又は選任若しくはその委員を選出することとなる。</p> <p>2 臨時評議員を選任したときは、選任後最初に招集される評議員会に出席し、選任した旨及びその理由を述べることとなる。</p> <p>3 理事は、前項の若しくは、同項の評議員会を招集する旨及び社会福祉法（附帯調整後法律第四十五号）第四十五条の</p>	<p>(社会福祉法人に關する調整後)</p> <p>第十三条の四 法第四十三条第三項（法第四十条の二十一の規定により適用する場合を含む。）において社会福祉法人に於いて一般社団法人及び一般財団法人に關する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十四条第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、同法第三項中「第二十二條第一項第一号」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の九第十項において準用する第九十一条第一項第一号」と、同法第四項中「第七十二條第一項」とあるのは「社会福祉法第四十五条の五第一項」と読み替へるものとする。</p>	<p>(補欠の役員を選任)</p> <p>第二十七条の九 法第四十三条第二項の規定による補欠の役員を選任については、この条の定めるところによる。</p> <p>2 法第四十三条第二項の規定により補欠の役員を選任する場合は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>一 当該候補者が補欠の役員である旨</p> <p>二 当該候補者を二人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の名</p> <p>三 同一の役員二人以上の役員を補欠として選任した場合は、当該二人以上の役員（若しくは二人以上の補欠の役員）を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位</p> <p>四 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行つた旨の手續</p> <p>3 補欠の役員を選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に所定の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時評議員会の開始の時までとする。ただし、評議員会の決議によつてその期間を短縮するよう妨げない。</p>
---	---	--

<p>(役員(出席))</p> <p>第四十五条 役員は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終日から起算する定時評議員会の終結の時まで出席する。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。</p>		
<p>(会社監理人の終結等)</p> <p>第四十五条の二 会社監理人は、取締役会(外国公認会計士(公認会計士法(昭和三十二年法律第百三章)第十六条の二(第五項)に規定する外国公認会計士をいう。以下同じ。))又は監理法人でなければならない。</p> <p>2 会社監理人が選任された監理人は、その社員の中から会社監理人の職務を担うべき者を選定し、これを社会福祉法人に推薦しなければならない。</p> <p>3 取締役会(以下、社員総会(第四十五条の二)は第一項に規定する社員総会をいう。第四十五条の十九第一項及び第四十五条の二十一第二項第一号において同じ。))にこの監理をするに同意しない者は、会社監理人となることができない。</p>		
<p>(会社監理人の任期)</p> <p>第四十五条の三 会社監理人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに關する定時評議員会の終結の日までとする。</p> <p>2 会社監理人は、前項の定時評議員会によつて解任の決議がなされたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、会社監理人設置社会福祉法人が会社監理人を置くに同意しないことを理由とする定款の変更をした場合は、会社監理人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に終了する。</p>		
<p>(役員又は会社監理人の解任等)</p> <p>第四十五条の四 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。</p>		

<p>一 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに違反したとき。</p> <p>2 会社監理人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会社監理人を解任することができる。</p> <p>3 一般出法人及び一般財団法人に關する法律第二百八十四条(第一号)に定められた事項(以下、第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、役員又は評議員の解任の訴えについて適用する。)</p>		
<p>【参考】 単用条文(読解後)</p> <p>〇 一般出法人及び一般財団法人に關する法律(社会福祉法人の役員等の解任の訴え)</p> <p>第二百八十五条 理事、監事又は監議員(以下この條において「役員等」といふ。))の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは章程に違反する重大な過失があつたにもかかわらず、当該役員等を選任するに同意した評議員会において反求されたときは、次に掲げる事由、当該評議員会の日から三十日以内、時をもちて当該役員等の解任を請求することができる。</p> <p>一 〔単用条文外〕</p> <p>二 監議員 (後同)</p> <p>第二百八十五条 前条の三(次条及び第二百八十五条第一項第一号)において「社会福祉法人の役員等の解任の訴え」といふ。にこのほかに、当該社会福祉法人及び前条の役員等を撤告とする。</p> <p>(語句の解釋)</p> <p>第二百八十六条 社会福祉法人の役員等の解任の訴えは、当該社会福祉法人の主要な事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p>		
<p>(臨時による会社監理人の解任)</p> <p>第四十五条の五 臨時は、会社監理人が次のいずれかに該当するときは、当該会社監理人を解任するに附して、</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。</p> <p>二 会社監理人としてふさわしくない非行があつたとき。</p> <p>三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに違反したとき。</p> <p>2 前項の規定による解任は、臨時の全員の同意によつて行わ</p>		

<p>3 なければならぬ。</p> <p>3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後取次いで召集せらるる監議委員会に報告しなければならぬ。</p>		
<p>(役員等に役員を生じた場合の措置)</p> <p>第四十五條の六 この章程又は定款で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は解任により退任した役員は、新たに選任せらるる役員(次項の一時役員)の職務を行つてききを含む)が担任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>2 前項に規定する場合は、事務が滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、取締役は、利害關係人の請求によつて又は職權で、一時役員)の職務を行つてききを選任するに努めなければならない。</p> <p>3 会計監査人を欠けた場合は、定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合は、取締役は、選任せらるる会計監査人が担任せられなければならない。監事は、一時会計監査人の職務を行つてききを選任しなければならない。</p> <p>4 第四十五條の二及び前條の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行つてききについて準用する。</p>		
<p>【参考】 単用条文 (読後)</p> <p>〇 社長選出法 (一時会計監査人の職務を行つてきき者の資格等)</p> <p>第四十五條の二 一時会計監査人の職務を行つてきき者は、公認会計士(外國公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三) 第十條第二項五号に規定する外國公認会計士をいひ。以下同じ。))又は監査法人でなければならない。</p> <p>2 一時会計監査人の職務を行つてきき者に選任された監査法人は、その社員の中から一時会計監査人の職務を行つてきき者の職務を行つてきき者を選定し、これを各取締役法人に通知しなければならない。</p> <p>3 公認会計士法の規定により、社員数(第四十五條の二十七第一項に規定する)を超過するときは、第四十五條の十九第二項及び第四十五條の二十一第二項第一号イにおいて同じ。)にこの規定を適用するにできない。一時会計監査人の職務を行つてきき者となることできない。</p> <p>(選任による一時会計監査人の職務を行つてきき者の準用)</p>		

<p>第四十五條の五 監事は、一時会計監査人の職務を行つてきき者が次のいずれかに該当するときは、当該一時会計監査人の職務を行つてきき者を解任することができる。</p> <p>一 職務上の職務に懈怠し、又は職務を怠つたとき。</p> <p>二 一時会計監査人の職務を行つてきき者としてふさわしくないまはらわつたとき。</p> <p>三 心身の健康のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p>2 前項の規定による解任は、監事の会員の同意によつて行われなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により一時会計監査人の職務を行つてきき者を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後取次いで召集せらるる監議委員会に報告しなければならない。</p>		
<p>(役員及び取締役)</p> <p>第四十五條の七 取締役のうち、定款で定めた取締役の三分の一を超過するときは、取締役は、これを補充しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、監事について準用する。</p> <p>【参考】 単用条文 (読後)</p> <p>〇 社長選出法 (取締役又は監事の役員補充)</p> <p>第四十五條の七 取締役のうち、定款で定めた取締役の三分の一を超過するときは、取締役は、これを補充しなければならない。</p> <p>2 【参考】 単用条文</p>		

<p>第三節 監事及び監議委員会</p> <p>(監議委員の権限等)</p> <p>第四十五條の八 監議委員会は、全ての監議委員で組織する。</p> <p>2 監議委員会は、この法律に規定する事項及び定款で定められた事項に關し、決議をすることができる。</p> <p>3 この法律の規定により監議委員会の決議を必要とする事項については、理事、理事会その他の監議委員会以外の機関が決定することとなることとする。定款の定めは、その効力を有しない。</p> <p>4 一般社員及び一般株主に關する法律第百八十四條</p>		
---	--	--

<p>(監議員に關する規定等)</p> <p>第十三條の五 第四十五條の八第四項(第四十五條の二十一の規定により適用する場合を含む)において監議員として一般社員及び一般株主に關する法律第百八十四條第一項の規定を適用する場合には、同項中「第百八十二條第一項」とあるのは、「社会福祉法(昭和十六年法律第四十五号) 第四十五條の九第十項において、第百八十二條第一項」と読み替へるものとする。</p>
--

から第百八十六条まで及び第百九十六条の規定は、評議員に
ついで適用する。この場合において、必要な技術的調整又は
政令で定める。

【参考】 運用全文（抜粋）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(評議員の選任)

第百八十四条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会
の目的とするべきを請求することができる。この場合におい
て、その請求は、評議員会の日の四週間（これを下回る期間
を定款で定める場合においては、その期間）前までにしな
なければならない。

第百八十五条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的
である事項につき議案を提出することができる。ただし、当
該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同
一の議案につき評議員会において議決に加わることができ
る評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定める場
合においては、その割合）以上の賛成を得られなかった日
から三年を遡りしなれば、この限りでない。

第百八十六条 評議員は、理事に対し、評議員会の日の四週間
（これを下回る期間を定款で定める場合においては、その期
間）前までに、評議員会が目的とする事項につき当該評議員
が提出しようとする議案の議案を社会福祉法（昭和二十六年
法律第四十五号）第四十五条の九第十項において使用する第
百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して
評議員に通知することを請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する
場合又は第百八十四条の議案につき評議員会において議決に
加わることができず評議員の十分の一（これを下回る割合を
定款で定める場合においては、その割合）以上の賛成を得ら
れなかった日から三年を遡りしなれば、この限りでない。

(評議員の報酬等)

第百九十六条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければ
ならない。

(評議員会の選任)

第四十五条の九 社会福祉法施行令は、毎会計年度の終了後一定の
時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集すること

(電磁的方法による通知の承諾等)

第十三条の六 法第四十五条の九第十項（法第四十四条の二十
一の規定により適用する場合を含む。）及び次条において認
め許して適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法

(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)

第二十条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める
方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項
に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載された事

とができる。

3 評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、理
事招集する。

4 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招
集の理由を明示し、評議員会の招集を請求することができる。

5 次に掲げる場合は、前項の規定による請求をした評議員
1 前掲の許可を得て、評議員会を招集することができる。

1 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われ
なければならない。

2 前項の規定による請求があつた日から六週間（これを下
回る期間を定款で定める場合においては、その期間）以内
の日に評議員会の日とする評議員会の招集の通知が送ら
れない場合

6 評議員会が決議し、議決に加わることができず評議員の過
半数（これを下回る割合を定款で定める場合においては、そ
の割合以上）が出発し、その過半数（これを上回る割合を定
款で定める場合においては、その割合以上）をもつて行う。

7 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、
議決に加わることができず評議員の十分の一（これを上回る
割合を定款で定める場合においては、その割合）以上に当
たる多数をもって行われなければならない。

1 第四十五条の四第二項の評議員会（理事を解任する場合
に限る。）

1 第四十五条の十（十）第四項に於いて適用する一般社団法人
及び一般財団法人に関する法律第十三条第一項の評議員
会

三 第四十五条の三十三第二項の評議員会

四 第四十六条第二項第一号の評議員会

五 第五十一条（第五十四條の二第二項及び第五十四條の八
の評議員会

8 前二項を定款でこの特別の親戚関係を有する評議員は、
議決に加わることができない。

9 評議員会は、定款に於いて適用する一般社団法人及び一般
財団法人に關する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五
号）第四十五條の九第十項（これを下回る期間を定款で定め
る場合においては、その期間）前までに、評議員会が目的と
する事項につき当該評議員が提出しようとする議案の議案
を社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條
の九第十項において使用する第百八十二条第一項又は第二
項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請
求することができる。

律第百八十二条第一項の規定により電磁的方法（同項に規定
する電磁的方法をいう。以下この条及び第十四条において同
じ。）により通知を発生しようとする者（次項において「通知
発出者」という。）は、厚生労働省令で定めることにより
、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的
方法の種類及び内容を明示し、書面又は電磁的方法による承諾
を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方
から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を
ない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知
を電磁的方法によつて発しつてはならない。ただし、当該相手
方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(評議員会の招集に関する調整)

第十三条の七 法第四十五条の九第十項（法第四十四条の二十
一の規定により適用する場合を含む。）において評議員会の
招集について一般社団法人及び一般財団法人に關する社会福祉
法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の九第十項に
規定を適用する場合においては、同法第百八十二条第一項中「
前条第二項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第
四十五号）第四十五條の九第五項」と、同法第百八十二条第
一項中「第百八十四条第二項」とあるのは「社会福祉法（昭和
二十六年法律第四十五号）第四十五條の九第十項において適用する一般
社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十二条第一項
第三章に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の
目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案とな
るものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつ
ては、その旨）とする。」と読み替へるものとする。

項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第三項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において適用する一般社団法人
及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八
号）第百九十四条第三項第三号

四 法第四十五条の十一第四項第三号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十三第三項第三号

九 法第四十五条の三十三第四項第二号

十 法第四十五条の三十四第三項第三号

十一 法第四十六條の二十第三項第三号

十二 法第四十六條の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四條第二項第三号

十五 法第五十四條の四第三項第三号

十六 法第五十四條の七第三項第三号

十七 法第五十四條の十一第三項第三号

(組織の決定事項)

第二十条の十二 法第四十五条の九第十項において適用する一般
社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十二条第一項
第三章に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の
目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案とな
るものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつ
ては、その旨）とする。

(社会福祉法施行令に係る電磁的方法)

第二十条の十三 令第十三条の六第二項の規定により示す電
磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

1 次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの

- イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ハ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

10 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第百八十一条から第百八十三条まで及び第百八十二条の規定は評議員会の招集に ilişkin、同法第百九十四條の規定は評議員会の決議に ilişkin、同法第百九十五條の規定は評議員会への報告に ilişkin、また同法第百八十一條第一項第三号及び第百九十四條第三項第二号中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替へるものとするほか、必要技術的調整又は、**政令**で定める。

【参考】運用条文（議決後）

○「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」
（評議員会招集の決定）

第百八十一条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 評議員会の日時及び場所
- 二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、**厚生労働省令**で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の六第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定まなければならない。

（評議員会の招集の通知）

第百八十二条 評議員会を招集するときは、理事（社会福祉法第四十五條の六第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日（期間）（以下本条の期間を省略して定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員に対して、書面による通知を發しなければならない。

2 理事は、前項の通知上で通知の發出に代えて、**政令**で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法（社会福祉法第三十四條の二第二項第四号に規定する電磁的方法をいふ。）により通知を發することができる。この場合において、当該理事は、同項の通知による通知を發したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第二項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（招集手続の省略）

第百八十三条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（延期又は続行の決議）

第百九十二条 評議員会に於いてその延期又は続行について決議があつた場合には、第百八十一条及び第百八十二条の規定は、適用しない。

（評議員会の承認の省略）

第百九十四条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合には、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同項の承認をなしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

2 社会福祉法又は、前項の規定により評議員会の決議があつたものとみなすこととなる期間、同項の書面又は電磁的記録をそのたる業務所に備へ置かなければならない。

3 評議員会が承認をなすときは、社会福祉法人の業務期間内は、いつでも、次に掲げる議決をすることができる。

- 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前項の電磁的記録に記録された事項を**厚生労働省令**で定めるところにより表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により当該評議員会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす旨の議決には、その議に当該社会福祉評議員会が終結したものとみなす。

（評議員会への報告の省略）

第百九十五条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合には、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同項の承認をなしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

（理事等の説明義務）

第百九十五条の十 理事及び副理事、評議員会に於いて、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について当該説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会（目的である事項に限る）のものである場合その通知又は報告を要する旨の議決を以て**厚生労働省令**で定める場合はこの限りでない。

ルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の同意に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に轉えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことが出来る物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方法

（理事等の説明義務）

第百九十五条の十四 法第百九十五条の十に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
- イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合
- ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 評議員が説明を求めた事項について説明をするにうらによ

	(議事録) 第四十五條の十一 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めることにより、議事録を作成しなければならない。
2	社会福祉法又は、評議員会の目的から十年間、前項の議事録をそのほかに事務所に備え置かなければならない。
3	社会福祉法又は、評議員会の目的から五年間、第一項の議事録の写しをそのほかに事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合において、ほかに事務所に掲げる次項第二号に掲げる請求に応じることとなるための措置として、厚生労働省令で定めるものがあるときは、この限りでない。
4	評議員又は監事等は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
一	第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求
二	第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

	り社会福祉法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
三	評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
四	前三号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

	(評議員会の議事録) 第二十五 法第四十五條の十一第二項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
2	評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
3	評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものなければならない。
一	評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監理人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
二	評議員会の議事の経過の要綱及びその結果
三	決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
四	次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容も重要
イ	法第四十三條第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四條第一項(法第四十三條第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四條第四項において準用する場合を含む。)
ロ	法第四十三條第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四條第二項(法第四十三條第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十四條第四項において準用する場合を含む。)
ハ	法第四十五條の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二条
ニ	法第四十五條の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二条第三項
ホ	法第四十五條の十九第六項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九条第七項
ヘ	法第四十五條の十九第六項において準用する一般社

五	法人及び一般財団法人に関する法律第百九条第七項の氏名又は名称
六	評議員会の議事録に出席した評議員、理事、監事又は会計監理人の氏名又は名称
七	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
4	次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
一	法第四十五條の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四條第一項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合、次に掲げる事項
イ	評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容
ロ	イの事項の提案をした者の氏名
ハ	評議員会の決議があつたものとみなされた日
ニ	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
二	法第四十五條の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十五條の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合、次に掲げる事項
イ	評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容
ロ	評議員会への報告があつたものとみなされた日
ハ	議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二十五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を書面又は映像面に表示する方法とする。
一	法第三十四條の二第三項第三号
二	法第三十四條の二第三項第四号
三	法第四十五條の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百九十四條第三項第二号
四	法第四十五條の十一第四項第三号
五	法第四十五條の十五第二項第三号
六	法第四十五條の十九第三項第三号
七	法第四十五條の二十五第二号
八	法第四十五條の三十三第三項第三号
九	法第四十五條の三十三第四項第三号

（評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え）

第四十五条の十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（第二百二十五条、第二百六十六条第一項（第三号に係る部分を除く。）、及び第四項、第二百六十九条、第四百及び第五号に係る部分（第四号））、第二百七十条、第二百七十一条第一項及び第二項、第二百七十二条、第二百七十三条並びに第二百七十四条の規定は、評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての適用する。この場合において、同法第二百六十五条第一項中「社員総会又は監事委員会（以下この条及び第三百三十五条第二項第一号ロにおいて「社員総会」といふ。）」とあるのは、「社員総会」とし、同法第二百六十五条第一項中「社員」とあるのは「監事、理事、監事又は清算人」とし、「社員総会」とあるのは「評議員会」とし、同法第二百七十条及び第三百三十五条第二項中「社員総会」とあるのは「社員」とし、同法第二百七十一条第一項中「社員」とあるのは「監事」と読み替へるものとするほか、必要な

（評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する罰則）

第十三条の八 法第四十五条の十二において評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに關して一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「第七十五條第一項（第七十七條及び第二百十條第四項に關し適用する罰則を含む。）」又は「二あるのは、社会福祉法（同法）第六十五條（第四十五條）第四十二條第一項若しくは同法第四十六條の六第一項又は同法第四十六條の七第三項に關し適用する罰則」を適用するものとする。

- 十 法第四十五条の三十四第三項第三号
- 十一 法第四十六條の二十第二項第三号
- 十二 法第四十六條の二十六第二項第三号
- 十三 法第五十一条第二項第三号
- 十四 法第五十四條第二項第三号
- 十五 法第五十四條の四第三項第三号
- 十六 法第五十四條の七第三項第三号
- 十七 法第五十四條の十一第三項第三号

（電子的記録の備蓄に関する特別）

第二の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。

- 一 法第三十四條の二第四項
- 二 法第四十五條の十一第三項
- 三 法第四十五條の三十二第一項
- 四 法第四十五條の三十四第五項

技術的記録又は、**政令**で定める。

【参考】準用条文（繰返後）

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（評議員会の決議の不存在又は無効の確認の訴え）
- 第二百六十五条 評議員会の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもちて請求することができる。
- 2 評議員会の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由とし、決議が無効であることの確認を、訴えをもちて請求することができる。
- （評議員会の決議の取消しの訴え）
- 第二百六十六条 次の各号に掲げる場合には、評議員、理事、監事又は清算人は、評議員会の決議の日から三箇月以内に、訴えをもちて当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより評議員、理事、監事又は清算人（社会福祉法（同法）第六十五條（第四十五條）第四十二條第一項若しくは同法第四十六條の六第一項又は同法第四十六條の七第三項において準用する第七十五條第二項若しくは第七十五條第一項の規定による理事、監事、清算人又は評議員としての権利義務を有する者を含む。）となる者も、同様とする。
- 一 評議員会の招集の手続又は決議の方法及び法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。
- 二 評議員会の決議の内容が定款に違反するとき。
- 三 【準用対象外】
- 2 前項の訴えの提起があつた場合において、評議員会の招集の手続又は決議の方法及び法令又は定款に違反するときは、かつ、決議に論議を及ぼすに十分な理由を認めるときは、同項の規定による請求を差押することができる。
- （取消）
- 第二百六十九条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの確認の訴え」と省略する。）については、当該各号に定める者を被告とする。
- 一 三 【準用対象外】
- 四 評議員会の決議の存在しないこと又は評議員会の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え 当該社会福祉法人
- 五 評議員会の決議の取消しの訴え 当該社会福祉法人
- 六 八 【準用対象外】

(訴えの審議)

第二百七十条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えは、被告となる社会福祉法人の主たる事務所又は被告を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(原簿換装後等)

第二百七十一条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えは、債権者が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えを提起した債権者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることとなる。ただし、当該債権者が理事、監事又は清算人となる場合は、この限りでない。

2 (裁判対象外)

3 被告は、第一項(前項)において使用する機会を含む。)の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを証明しなければならない。

(本簿命の強制併合)

第二百七十二条 同一の請求を目的とする評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに併せて、原告が提起した債権において、原告に悪意又は重大な過失があるときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

(原告も原告した債権の損害賠償責任)

第二百七十三条 評議員会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに併せて、原告が提起した債権において、原告に悪意又は重大な過失があるときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

第四編 理事及び評議員

(理事会の組織等)

第四十三條の十三 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 社会福祉法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 理事長の選定及び解職

3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。

(特定社会福祉法人等の規定)

第十三条の三 法第三十七条及び第四十五条の十三第三項の命令で定める基準を超える社会福祉法人は、次の各号のいずれかに該当する社会福祉法人とする。

一 最終会計年度(各会計年度に係る法第四十五条の十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の二十第二項の承認(法第四十五条の三十一前段)に規定する場合)に必

(最終会計年度における事業活動に係る収益の額の算定方法)

第二条の六 第十三条の三第二号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉法人会計基準(平成二十一年厚生労働省令第七十九号)第七十二条の二第一項第二号ロロに規定する法人単位事業活動計算書の当年度決算(4)の理サーとス活動収益計(1)欄に計上した額と

ない。

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。

一 監事の任期の区分及び議受け

二 名簿の維持

三 重要な役割を担う議員の選任及び解任

四 独立した事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

六 第四十五条の十第二項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十四条第一項の規定による定款の変更として、第四十五条の二十第一項の専任の役員

5 その事業の組織が法令で定める基準を超える社会福祉法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

つては、法第四十五条の二十第二項の承認を受けた場合における当該各会計年度のうち最も高いものをい、以下二の条において同じ。)に係る法第四十五条の二十第二項の承認を受けた収支計算書(法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、同条の規定による定款評議員会に報告された収支計算書)に基づいて最終会計年度における社会福祉事業並びに法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による継続的な収益の額として厚生労働省令で定めるところによる計算上及び三十億円を超えること。

一 最終会計年度に係る法第四十五条の三十第一項の承認を受けた貸借対照表(法第四十五条の三十一前段)に規定する場

合にあつては、同条の規定により定款評議員会に報告された貸借対照表とし、社会福祉法人の設立当初から定款評議員会までの間においては、法第四十五条の二十七第二項の貸借対照表とする。)の負債の額に計上した額が六十億円を超えること。

する。

(社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制)

第二十条の十六 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

四 議員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合ににおける当該職員に関する事項

六 前号の議員の理事からの独立性に関する事項

七 監事の第五号の議員に対する指示の実効性の確保に関する事項

八 理事及び議員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十 監事の職務の執行に付して生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行に付して生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十一 その他監事の監督が実効的に行われることを確保するための体制

(理事会の選定)

第四十五條の十四 理事会は、各理事が組織する。ただし、理事会が組織する理事を定款又は理事会で定めるときは、その理事が組織する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定による変更は、理事会(以下この項において「組織権者」という。)以外の理事は、組織権者に対し、理事会の目的である事項をとり、理事会の組織を請求するいうことができる。

3 前項の規定による請求は、その日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の期日(召集中)から算出する。その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の決議は、議決に用いることのできる理事の過半数

(理事会への報告に関する規定)

第十三条の九 法第四十五条の十四第九項において理事会への報告について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一条第二項の規定を準用する場

合においては、同項(一)第九十一条第二項とあるのは、「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五条の十六第三項」と読み替えるものとする。

(理事会の議事録)

第二十条の十七 法第四十五条の十四第六項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所が存在しない理事、監事又は会計監事人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第四十五条の十四第二項の規定による理事の請求を

(一)れを二回の割合を定めて定められた場合にあつては、その割合(以下)は「出期」、その割合(二)はを二回の割合を定めて定められた場合にあつては、その割合(以上)をもつて行う。

5) 前項の規定にかつて特別の利害関係を有する理事は、議決に拘束されなければならない。

6) 理事会の議決として、**厚生労働委員会**で定めるところにより、議事録を作成し、議事録の写本をもつて作成され、いふときは、出期した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなればならぬ)が、当該理事会に出席した理事とすることを定める場合にあつては、当該理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならぬ。

7) 前項の議事録の議決の経過等をもつて作成されている場合における当該議決の記録に記録された事項については、**厚生労働委員会**に定める要式又は様式を採印し代わる措置をとらなければならない。

8) 理事会の決議に参画した理事であつて第六項の議事録に原議をとなめられないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十條の規定は理事会の招集について、同法第九十六條の規定は理事会の決議について、同法第九十八條の規定は理事会への報告について、それぞれ適用する。この場合において、必要な技術的調整又は、**電子**で定める。

【参考】 運用条文 (議決後)

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (招集手続)

第九十四條 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間(これを二回の期日を定めた場合にあつては、その期間)前までに、各理事及び各監事に於してその通知を發しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を定ることなく開催することとなる。

(理事会の決議の承認)

第九十六條 社長(理事長又は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項にかつて議決に拘束されることができないものに限る。)の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(選挙権の消滅等について異議を發したときを除く。)

受けて招集されたもの

ロ 法第四十五條の十四第三項の規定により理事が招集したのもの

ハ 法第四十五條の十八第三項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第四十五條の十八第三項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條第三項の規定により監事が招集したのもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容及び要領

イ 法第四十五條の十六第四項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條第三項

ロ 法第四十五條の十八第三項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條

ハ 法第四十五條の十八第三項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條第四項

六 法第四十五條の十八第五項の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名

七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

4) 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十五條の十四第九項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六條の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合、次に掲げる事項

イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした理事の氏名

ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

二 法第四十五條の十四第九項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八條第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合、次に掲げる事項

イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

ハ 当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を記録で受けることができる。

(理事会への報告の承認)

第九十八條 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員の同意により議事録に署名し、又は記名押印したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五條の十六第三項の規定による報告については、適用しない。

(議事録の作成)

第四十五條の十五 社会福祉法人は、理事会の日(前条第九項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六條の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。)から十年間、前条第六項の議事録又は同条第九項において運用する同法第九十六條の意思表示を記載し、若しくは記録し、若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」といふ。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2) 議事録等は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十五條の十六第三項の規定による報告については、適用しない。

一 議事録等は、電磁的記録をもつて作成されているときは、当該議事録等は、当該事項を**厚生労働委員会**で定める要式により表示したものの閲覧又は謄写の請求(以下この条において「議事録等の閲覧又は謄写の請求」といふ。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3) 議事録等は、理事会の議事の経過の要領及びその結果があるときは、理事会の議事の経過の要領及びその結果について前項各号に定める事項を記載することとなる。

4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八條第一項(第三十條、第三十八條、第三十九條(第一号に係る

ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(電子署名)

第二條の十八 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第四十五條の十四第七項

二 法第四十六條の十八第五項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五條第四項

2) 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することによって行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該措置が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること

二 当該措置について成案が行われていなければならぬことを確認することができるものであること

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二條の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法に、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を画面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四條の二第二項第三号

二 法第三十四條の二第三項第二号

三 法第四十五條の九第十項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第九十九條第三項第三号

四 法第四十五條の十一第四項第二号

五 法第四十五條の十五第二項第三号

六 法第四十五條の十九第三項第三号

七 法第四十五條の二十五第二号

八 法第四十五條の三十二第二項第三号

九 法第四十五條の三十二第三項第一号

十 法第四十五條の三十四第三項第三号

十一 法第四十六條の二十第二項第二号

十二 法第四十六條の二十六第二項第三号

十三 法第五十一條第二項第三号

十四 法第五十四條第三項第三号

十五 法第五十四條の四第三項第三号

十六 法第五十四條の七第二項第三号

十七 法第五十四條の十二第三項第三号

部分に限る。）、第二百九十条本文、第二百九十一条（第二項に準ずる部分に限る。）、第二百九十二条本文、第二百九十四條及び第二百九十五条の規定は、第三項の許可について準用する。

【参考】 準用条文（読解後）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（非訟事件の審判）

第二百九十二条 この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方法院の管轄に属する。

2 【裁判外効力】

（説明）

第二百九十八条 この法律の規定による裁判の申立てをする場合には、その原因となる事実を証明しなければならない。

（裁判外効力）

第二百九十九条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判から、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める審判の職務を履行しなければならない。ただし、不利益又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 この法律の規定により社会福祉法人が作成し、又は備え置いた簿目録又は電算的記録についての開示又は閲覧の許可の申立てについての裁判 当該社会福祉法人

二六六 【裁判外効力】

（理由の付与）

第二百九十条 この法律の規定による非訟事件については、理由を付与しなければならない。【裁判外効力】

一〇二二 【裁判外効力】

（即時抗告）

第二百九十一条 次の各号に掲げる裁判に於ては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 【裁判外効力】

二 第二百九十九各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第三号及び第三号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

（原裁判の執行停止）

第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。【裁判外効力】

（非訟事件手続法の規定の適用除外）

第二百九十四条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条及び第五十七條第二項第二号の規定は、適用しない。

（裁判外効力）

第二百九十五条 この法に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則に定める。

（理由の記載及び開示等）

第四百十五条の十六 理事長、役員及び監事を選出し、社会福祉法人の役員にその職務を行わなければならない。

2 次に掲げる理事長は、社会福祉法人の業務を執行する。

一 理事長

一 理事長及びその理事であつて、理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

3 前号各号に選出する理事長は、三日以上一回以上、自己の職務の執行の状況が理事会に報告しなければならない。ただし、定款に別段の定めがある限り、一回以上一回以上の報告をしなければならぬ旨を定めた場合は、この限りでない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、

第八十五条、第八十六条（第三項を除く。）、第八十九条及び

第九十二条第一項の規定は、理事長について準用する。この

場合において、同条第八十四条第一項中「社員総会」とある

のは「理事会」と、同条第八十六条の申出し及び同条第一項

中「社員」とあるのは「職員」と、「審しい」とあるのは

「一回以上一回以上」とあるのは「一回以上一回以上」とあるのは「職員総会」と読み替へるものとするほか、

当該各号に定める事項は、**政令**で定める。

（参考） 準用条文（読解後）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（就業及び取組規程及び許可の制限）

第八十四条 理事長は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事項を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事長が自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部に關する取引をしようとするとき。

二 理事長が自己又は第三者のために社会福祉法人と取引をしようとするとき。

三 社会福祉法人の理事の職務を委任することその他理事以

外の者との間において社会福祉法人と当該理事との利益が相反する危険をもちうるるとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百八条の規定は、前項の承認を受けた同條第三号の取引については、適用しない。

（理事の報告義務）

第八十五条 理事は、社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を当該理事に報告しなければならない。

（評議員にも理事の行為の差止め）

第八十六条 評議員は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為をの理法を著しく反し或は濫用するに當り、又はこれらの行為を著しくおそれある場合において、当該行為によつて当該社会福祉法人に回復することとならざる損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 【運用条外】

（理事の報酬等）

第八十九条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として社会福祉法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、当該法人の利益を著しく減損するおそれがあるときは、評議員会の承認を要する。

（議決又は社会福祉法人の取引等の制限）

第九十一条 【運用条外】

2 社会福祉法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、職権なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（理事の職務及び権限等）

第四十五条の十七 理事は、社会福祉法人の業務に関する一切の職務又は目的外の行為をする権限を有する。

2 前項の権限に加えられた制限は、善意の第三者に対抗するものとならぬ。

3 第四十五条の六第一項及び第二項並びに一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第七十八号及び第八十二条の規定は理事等について、同法第九十号の規定は民事保全法（平成二十九年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により廢止せらるる取置又は理事等の職務を代行する者について、それらに適用する。この場合において、第四十五条の六第一項中「この組織又は事業を営むた目的の貫徹に欠けた場合」とあるのは、「理事等が欠けた場合」と読み替へるものとする。

【参考】運用条文（議決後）

○社会福祉法人
（理事等に欠陥を生じた場合の措置）

第四十五条の六 理事等が欠けた場合には、任期の満了又は就任により選任した理事等は、新たに選任された理事等（次項の1 当理事等の職務を代行すべき者を要む。）が就任するまで、なる理事等としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合には、理事が選任することにより損害を生ずるおそれがあるときは、評議員は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事等の職務を行へべき者を選任することができる。

3・4 【運用条外】

○一般社団法人及び一般財団法人に關する法律
（代表者の行為についての損害賠償責任）

第七十八条 社会福祉法人は、理事等その他の代表者がその職務を行つたことにつき第三者に加えられた損害を賠償する責任を負う。

（理事の職務を代行する者の権限）

第八十条 民事保全法（平成二十九年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事等の職務を代行する者は、仮処分命令に制限のある場合を除き、社会福祉法人の業務に關しなからしめ行為をするには、裁判所の許可を待たなければならない。

2 前項の規定は、選任として選任された理事又は理事等の職務を代行する者の場合でも、適用する。ただし、社会福祉法人は、これららつて善意の第三者に対抗することができない。

（意向理事等）

第八十二条 社会福祉法人は、理事等以外の理事に社会福祉法人を代表する権限を委するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負ふ。

第四十五条の十八 評議員は、理事の職務の執行を監督する。この場合において、評議員は、民法第九十号で定めるところによる

（監事に関する職務等）

第十三条の十 法第四十五条の十八第三項において監事として

（監査報告の作成）

第二十九条の十九 法第四十五条の十八第一項の規定による監査報

<p>り、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>2) 監事は、いづれも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。</p> <p>3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百零六条から第百一十条まで、第百四回系第一項、第百五系及び第百六条の規定は「監事」として適用する。この場合において、同法第百二条（見出しを省略）中「社員総会」とあるのは「監事委員会」と、「同法第百五系中「社員総会」とあるのは「監事委員会」と読み替えるものとするが、必要な技術的調整又は、政令で定める。</p> <p>【参考】 附則条文（監事等）</p> <p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（理士会）の報告義務</p> <p>第百零六条 監事は、理事又はその行為を、若しくは当該行為をなす者たる者たることを認めるとき、又は法令若しくは章程に違反する行為若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、理士会若しくは、その旨を理事会に報告しなければならない。</p> <p>（理士会）の出席義務等</p> <p>第百一系 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>2 監事は、前条に規定する命令に基づいて、必要があると認めるときは、理事（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五系第十四条第一項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事）に対し、理事会に出席を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定による請求をなすの日から五日以内、その請求がある日からは二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の期日を設定するときは、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。</p> <p>（監事委員会）とする報告義務</p> <p>第百二系 監事は、理事が監事委員会に提出しようとする議案、書類その他の資料に不備命令で定められたものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは章程に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を監事委員会に報告しなければならない。</p> <p>（監事による理事の行為の差止め）</p> <p>第百三系 監事は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為</p>	<p>て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一系第百二項及び第百四系第一項の規定を適用する場合には、同法第百一系第二項中「第九十三系第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五系）第四十五系の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第百四系第一項中「第七十七系第四項及び第八十二系」とあるのは「社会福祉法第四十五系の十七第一項」と読み替えるものとする。</p>
---	--

<p>の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2) 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉法人の理事及び職員</p> <p>二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p> <p>3) 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。</p> <p>4) 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に及び、当該社会福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。</p> <p>（監事の調査の対象）</p> <p>第二系（二十一） 法第四十五系の十八第三項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二系に規定する監事若しくは命令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。</p>	<p>（監事の調査の対象）</p> <p>第二系（二十一） 法第四十五系の十八第三項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二系に規定する監事若しくは命令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。</p>
---	--

<p>その他法令若しくは章程に違反する行為を、又はこれららの行為をなす者たる者たることを認めるとき、当該社会福祉法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為を止めさせることを請求することができる。</p> <p>2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為を止めさせることを命ずるときは、担保を立てる必要はないものとする。</p> <p>（仮処分請求と監事との間の訴訟における法人の代表）</p> <p>第百四系 社会福祉法第四十五系の十七第一項の規定にかかわらず、仮処分請求は、監事（監事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は監事が社会福祉法人に対し訴訟を提起する場合には、当該訴訟については、監事が仮処分請求を提起する。</p> <p>2 【準用対象外】</p> <p>（監事）の報酬等</p> <p>第百五系 監事の報酬等は、章程にその額を定めていないときは、監事委員会の決議によって定める。</p> <p>2 各監事の報酬等として章程の定め又は監事委員会の決議がなしたときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の決議によって定める。</p> <p>3 監事は、監事委員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。</p> <p>（監事等）の請求</p> <p>第百六系 監事はその職務の執行について社会福祉法人に対して及ぼす請求をいふときは、当該社会福祉法人は、当該請求に係る費用又は償費が当該監事の職務の執行に必要でない限り、これを負担したことを認め、これを拒むことができない。</p> <p>一 費用負担の請求</p> <p>二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求</p> <p>三 負担した債務の償還若しくはその弁済（当該債務が弁済期に達した場合には、相当の担保の提供）の請求</p>	<p>（会計監事に関する記号文）</p> <p>第十三系（十一） 法第四十五系の十九第九項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九系第一項の規定を適用する場合には、同項中「第九十三系第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五系）第四十五系の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第百四系第一項中「第七十七系第四項及び第八十二系」とあるのは「社会福祉法第四十五系の十七第一項」と読み替えるものとする。</p>
---	--

<p>（会計監事報告の作成）</p> <p>第二系（二十一） 法第四十五系の十九第一項の規定による会計監事報告の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2) 会計監事人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉法人の理事及び職員</p> <p>二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p>	<p>（会計監事報告の作成）</p> <p>第二系（二十一） 法第四十五系の十九第一項の規定による会計監事報告の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2) 会計監事人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉法人の理事及び職員</p> <p>二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p>
--	--

<p>第六系 会計監事人</p> <p>第四十五系の十九 会計監事人は、次條の定めるところにより、社会福祉法人の監事若しくはその附属機関を監査する。この場合において、会計監事人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監事報告を作成しなければならない。</p>	<p>（会計監事人に関する記号文）</p> <p>第十三系（十一） 法第四十五系の十九第九項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九系第一項の規定を適用する場合には、同項中「第九十三系第一項ただし書」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五系）第四十五系の十四第一項ただし書」と、「招集権者」とあるのは「同項ただし書の規定により定められた理事」と、同法第百四系第一項中「第七十七系第四項及び第八十二系」とあるのは「社会福祉法第四十五系の十七第一項」と読み替えるものとする。</p>
--	---

<p>（会計監事報告の作成）</p> <p>第二系（二十一） 法第四十五系の十九第一項の規定による会計監事報告の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2) 会計監事人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉法人の理事及び職員</p> <p>二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p>	<p>（会計監事報告の作成）</p> <p>第二系（二十一） 法第四十五系の十九第一項の規定による会計監事報告の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2) 会計監事人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉法人の理事及び職員</p> <p>二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p>
--	--

2 会計監査人は、前項の規定によるもののほか、財産目録その他の厚生労働法令で定める書類を監査する。この場合において、会計監査人は、会計監査報告書に当該監査の結果を併せて記載し、又は記載しなければならぬ。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写を、又は理事及び当該会計監査人設置社会福祉法人の職員に及び、命令し得る報告を求めようことができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されたものである。

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電子的記録をもつて作成されたものである。当該電子的記録に記載された事項を厚生労働法令で定める方法により表示したものを。

4 会計監査人は、その職務を行つたため必要があるときは、会計監査人設置又は当該提出する業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 会計監査人は、その職務を行つた場合には、次のいずれから選挙する者を推薦してはならない。

一 第四十五条の二第三項に規定する者

二 理事、監事又は当該会計監査人設置社会福祉法人の職員である者

三 会計監査人設置社会福祉法人から公認会計士又は監査法人の職務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八条から第百十条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、同法第百九条（員出しを命ず。）中「定時社員総会」とあるのは、「臨時社員総会」と読み替へるものとするが、必要な技術的調整は、政令で定める。

【参考】厚生公文（監査）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（運用し得る報告）

第百八条 会計監査人は、その職務を行つた際に理事の職務の執行に關してその執行又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事にも報告しなければならぬ。

2 監事は、その職務を遂行するに必要があるときは、会計監査人に対し、その職務に關する報告を求めようことができる。（任意監査委員会における会計監査人の意思の徴察）

第百九条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十の第一項に規定する書類が法令又は定款に適合する

七条第一項とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の十九第一項」と読み替へるものとする。

（電子的記録に記載された事項を表示する方法）

第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働法令で定める方法は、次に掲げる事定の電子的記録（法第三十一条第二項に規定する電子的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を簿面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第三項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五十回条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十三第四項第三号

十 法第四十五条の三十四第三項第三号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四条の四第三項第三号

十六 法第五十四条の七第二項第三号

十七 法第五十四条の十一第三項第三号

る者の意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものとして行はざらぬ。

一 当該社会福祉法人の理事及び職員

二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

（会計監査人が監査する書類）

第二十一条 法第四十五条の十九第二項の厚生労働法令で定める書類は、財産目録（社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号に規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。）とする。

（電子的記録に記載された事項を表示する方法）

第二十条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働法令で定める方法は、次に掲げる事定の電子的記録（法第三十一条第二項に規定する電子的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を簿面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四条の二第三項第三号

二 法第三十四条の二第三項第二号

三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五十回条第三項第二号

四 法第四十五条の十一第四項第二号

五 法第四十五条の十五第二項第二号

六 法第四十五条の十九第三項第二号

七 法第四十五条の二十五第二号

八 法第四十五条の三十二第三項第三号

九 法第四十五条の三十三第四項第三号

十 法第四十五条の三十四第三項第三号

十一 法第四十六条の二十第二項第二号

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号

十三 法第五十一条第二項第三号

十四 法第五十四条第二項第三号

十五 法第五十四条の四第三項第三号

十六 法第五十四条の七第二項第三号

十七 法第五十四条の十一第三項第三号

からうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が設置法人である場合には、その職務を行つた者）は、定時社員総会に出席して意見を述べようことができる。

2 定時社員総会に於いて会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時社員総会に出席して意見を述べなければならない。

（会計監査人の報酬等の決定に關する監事の関与）

第百十条 理事は、会計監査人又は一任会計監査人の職務を行つた者等の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。

第七款 役員等の損害賠償責任

（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任）

第四十五条の二十二 理事、監事若しくは会計監査人（以下この条において「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

2 理事が第四十五条の十第四項において準用する一般社団法人又は一般財団法人に關する法第八十四条第一項の規定に違反し、同法第二号の取否をうとむれば、当該取引によつて理事又は監事若しくは評議員の責任は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十五条の十六第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法第八十四条第一項第二号又は第三号の取否によつて社会福祉法人に損害が生じたときは、次に掲げる監事は、その責任を負つたものと推定する。

一 第四十五条の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第八十四条第一項の理事

二 社会福祉法人に当該取引をする者を決定した理事

三 当該取引に關する理事会の承認の決議に賛成した理事

4 一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第百十二条から第百十條までの規定は、第一項の責任について準用する。この場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総社員」と、同法第百十二条第一項中「社員総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二号中「役員等」とあるのは「役員等」と、同法第三号中「代表理事」とあるのは「代表理事」と、同法第四号中「社員総会」とあるのは「社員総会」と、同法第五号中「役員等」とある

（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に關する罰則等）

第十三条の十二 法第四十五条の二十第四項において役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に關して一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第百十五條第四項第三号及び第百十六條第一項の規定を準用する場合において、同号中「第百十一條第一項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項」と、同法中「第八十四条第一項第二号」とあるのは「社会福祉法第四十五条の十六第四項において準用する第八十四条第一項第二号」と読み替へるものとする。

（責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法）

第二十条の二十三 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第百十三條第一項第二号に規定する厚生労働法令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員等（法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねている場合における当該職員に報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として社会福祉法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の合計年度（次号のイからウまでに掲げる場合の区分に依り、当該イからウまでに定める日を含む会計年度及びその前の社会福祉年度に限る。）としての合計額（当該会計年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

イ 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第百十三條第一項の役員等が決議を行つた場合、当該決議員が決議の日

ロ 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第百十四條第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合、当該決議の日

ハ 法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第百十五條第一項の契約を締結した場合、責任の原因となる事実が生じた日

るのは「厚生労働省令」と「社員総会」とあるのは「評議員会」と「監事等五十回条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と「監事等」についての理事の同意を得る場合又は評議員会を除く」とあるのは「監事等」と「同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く）」の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が総項」と、同条第四十五條第一項中「公益財団法人」とあるのは「評議員」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするが、必要な技術的調整等は、**取合**で定める。

【参考】 準用条文（読者後）

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（社会福祉法人に於ける損害賠償責任の免除）
- 第百十三條 社会福祉法（昭和三十九年法律第四十五号）第四十五條の二十第一項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除されることとならない。（責任の範囲後）
- 第百十三條 前条の規定にかかわらず、役員等の社会福祉法第四十五條の二十第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき故意又は重大な過失がなければ、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額（第四十五條第二項において「最低責任賠償額」といふ。）を算出して算出額を限度として、評議員会の決議により免除することができる。
- 一 総額の責任を負う額
- 二 当該役員等がその職務中に社会福祉法人から職務執行の依頼として受託し、又は受託すべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として「厚生労働省令」で定める方法により算出される額に、次のいずれかまでに掲げる役員等の区分はなし、当該年から八までに定める数を乗じて得た額
- イ 理事長 六
- ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 四
 - (1) 理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの
 - (2) 当該社会福祉法人の業務を執行した理事（①に掲げる理事を除く。）
 - (3) 当該社会福祉法人の職員
- ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会社監事 二

- 2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
 - 二 前項の総額により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - 三 責任を免除すべき理由及び免除額
- 3 社会福祉法人においては、理事は、社会福祉法第四十五條の二十第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議決を評議員会に提出するときは、多数者の同意を得なければならない。
- 4 第一項の決議があった場合において、社会福祉法人が当該決議に同項の役員等に於いて「損害賠償額その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を支払ふ」ときは、評議員会の承認を受託しなければならない。（理事会による免除に関する定款の定め）
- 第百十四條 第百十三條の規定にかかわらず、社会福祉法人は、社会福祉法第四十五條の二十第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき故意又は重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の承認、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第三項の総額により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を定款で定めることとならない。
- 2 前条第三項の総額は、定款を算出して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を算出して評議員会に提出する機会、同項の規定による定款の定めに基づき責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議決を評議員会に提出する機会について算出する。
- 3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨を評議員会に承認せよとせしめ、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合は、その期間内に当該監事へ伝えるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一週以上を要することとならない。
- 4 総評議員の十分の一（二以上を二回を算入）を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が前項の期間内に同項の承認を受託せよとせしめ、社会福祉法人は、第一項の規定による定款の定めに基づき免除をしてはならない。
- 5 前条第四項の総額は、第一項の規定による定款の定めに基づ

- 二 以上の日がある場合にあつては、最も遅い日
- イ に掲げる額をロに掲げる額を除いて得た額
- 次に掲げる額の合計額
- イ (1) 当該役員等が当該社会福祉法人から受けた退職慰労金の額
- (2) 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額
- (3) Ⅱ又はロに掲げるものの性質を有する財産上の利益の額
- ロ 当該役員等がその職に就いてした年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えていない場合にあつては「当該年数」）
- (1) 理事長 六
- (2) 理事長以外の理事であつて、次に掲げる者 四
 - (i) 理事会の決議によつて社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの
 - (ii) 当該社会福祉法人の業務を執行した理事（①に掲げる理事を除く。）
 - (iii) 当該社会福祉法人の職員
- (3) 理事（Ⅰ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会社監事 二

（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）

第百十四條の二十四 第四十五條の二十第一項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三條第四項（第四十五條の二十第一項において運用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十四條第五項及び第百十五條第五項において運用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

- 一 退職慰労金
- 二 当該役員等のうち理事が当該社会福祉法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員等のうち理事を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
- 三 Ⅱイに掲げるものの性質を有する財産上の利益

でも責任を免除した場合には適用する。

(責任の免除)

第百十五条 第百十二条の規定にかかわらず、社会福祉法人は、理事(業務執行理事(理事長、理事長以外の理事であつて理事会の承認による社会福祉法人の業務を執行する理事としし又はそれ以外の及び当該社会福祉法人の業務を執行したその他の理事をいう。次条において同じ。))又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監事人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)の社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任については、当該非業務執行理事等が職務を執行しつゝ重大な過失がないと認め、当該責任を免除する旨の審議であつた社会福祉法人が定め、かつ最重責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の承認が非業務執行理事等と締結することができる旨を定款に定めることのできる。

2 前項の承認は、非業務執行理事等が当該社会福祉法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、相手方に対してその効力を失ふ。

3 第百十三條第三項の承認は、定款を添付して第一項の規定による定款の定め(同項に規定する理事と契約を締結すること及びその旨の承認に際して)を附ける議案を評議員会に提出する事として適用する。

4 第一項の承認は、社会福祉法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等に侵害を及ぼしたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- 一 第百十三條第二項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
- 三 社会福祉法(昭和三十七年法律第四十五号)第四十五条の二十第一項の規定の所、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負ふないとした額

5 第百十三條第四項の規定は、非業務執行理事等が第一項の承認による責任を負ふべき限額を超過する部分について損害を賠償する責任を負ふないとした場合について適用する。

(理事等自己のためにした取引に関する特則)

第百十六条 社会福祉法第四十五条の十六第四項において適用する第百十四條第一項第二号の取引(自己のためにした取引に際して)をもつて理事の社会福祉法第四十五条の二十第一項の責任は、任務を怠つたこと又は当該理事の責めに帰することがない場合は、その責任を免除することを得ることは

でもなく。

2 前二条の承認は、前項の責任については、適用しない。

(責任の1部免除)

第百十三條 (趣)

2 (趣)

3 社会福祉法人に於ては、理事長、定款を添付して社会福祉法第四十五条の二十第四項において適用する第百十四條第一項の規定による承認の定め(理事の責任を免除すること及びその旨の承認に際して)を附ける議案を評議員会に提出する事として、同法第四十五条の二十第四項において適用する第百十四條第一項の規定による承認の定めに基づき責任の免除(理事の責任の免除に限る。))に関する議案を理事会に提出する事については、各委員の同意を得なければならない。

4 (趣)

(責任の1部免除)

第百十三條 (趣)

2・3 (趣)

4 次条第一項の規定による承認の定めに基づき責任を免除する次条の定め(趣)に基づいて、社会福祉法人が当該承認後に同項の役員等に対し評議員会その他の「**民主的機関**」で定める財産上の採択をすべきときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(責任の1部免除)

第百十三條 (趣)

2 (趣)

3 社会福祉法人に於ては、理事長、定款を添付して社会福祉法第四十五条の二十第四項において適用する第百十五條第一項の規定による承認の定め(同法第四十五条の二十第四項において適用する第百十五條第一項に規定する理事と契約を締結すること及びその旨の承認に際して)を附ける議案を評議員会に提出する事は、各委員の同意を得なければならない。

4 (趣)

(責任の1部免除)

第百十三條 (趣)

2・3 (趣)

<p>4 非業務執行理事等が社会福祉法第四十五条の二十四第四項において適用する第五十五條第一項の記録によつて同法第四十五条の二十四第四項において適用する第五十五條第一項に規定する照会を望むる場合に於いて職務を遂行する責任を負わなざらざればならない。社会福祉法人が当該記録の編纂後に同法第四十五条の二十四第四項において適用する第五十五條第一項の規定に基づき当該記録その他の厚生労働省令で定める財産上の利権を主張するときは、評議員会の承認を受けなければならない。</p>		
<p>(役員等又は監理員の第三者に対する損害賠償責任) 第四十五条の二十一 役員等又は監理員がその職務を行つたことにつき故意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は監理員は、これによつて第三項に於いて職務を遂行する責任を負つ。</p>		
<p>2 次の各号に掲げる事項、当該各号に定める行為をしたときは、罰則を課せらる。ただし、その者が当該行為をすることをいふ証拠を有しなかつたことを証明したときは、この限りとなす。</p> <p>一 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ 財産簿及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>ロ 虚偽の登記</p> <p>ハ 虚偽の公告</p> <p>二 監事 同項簿記に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>三 社会福祉法人 同項簿記に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p>		
<p>(役員等又は監理員の選挙責任) 第四十五条の二十二 役員等又は監理員が社会福祉法人又は第三項に於いて職務を遂行する責任を負ふ場合において、他の役員等又は監理員が当該職務を遂行する責任を負ふときは、これらの者は、選挙権喪失とする。</p>		
<p>第四節 計算</p> <p>第九條 会社の原則等</p>		

<p>第四十五条の二十三 社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従ひ、会計別冊を置かなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。</p>		<p>【参照】社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）</p>
<p>第九條 会計帳簿</p> <p>(会計帳簿の作成及び保存) 第四十五条の二十四 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に正確な会計帳簿を作成しなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人は、会計年度の開始の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。</p>		<p>【参照】社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）</p>
<p>(会計帳簿の閲覧等の請求) 第四十五条の二十五 監理員は、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることが出来る。</p> <p>一 会計帳簿又はこれに関する資料の写面をもちて作成されたもの又は、当該写面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもちて作成されたものであるときは、当該電磁的記録に記載された事項を「厚生労働省令」で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p>		<p>(電磁的記録に記載された事項を表示する方法) 第二條の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 法第三十四條の二第三項第三号</p> <p>二 法第三十四條の二第三項第三号</p> <p>三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百九十四條第三項第三号</p> <p>四 法第四十五条の十一第四項第三号</p> <p>五 法第四十五条の十五第三項第三号</p> <p>六 法第四十五条の十九第三項第三号</p> <p>七 法第四十五条の二十五第三号</p> <p>八 法第四十五条の三十三第三項第三号</p> <p>九 法第四十五条の三十三第四項第三号</p> <p>十 法第四十五条の三十四第三項第三号</p> <p>十一 法第四十六條の二十第三項第三号</p> <p>十二 法第四十六條の二十六第三項第三号</p> <p>十三 法第五十一條第三項第三号</p> <p>十四 法第五十四條第三項第三号</p> <p>十五 法第五十四條の四第三項第三号</p> <p>十六 法第五十四條の七第三項第三号</p> <p>十七 法第五十四條の十一第三項第三号</p>

(会計帳簿の提出命令)
第四十五条の二十六 取締役は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三節 計算書類等

(計算書類等の作成及び保存)
第四十五条の二十七 社会福祉法人は、厚生労働令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。
2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内、厚生労働令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書から成る。以下この節において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電子的記録をもって作成することができる。
4 社会福祉法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)
第四十五条の二十八 前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人に おいては、定める旨に掲げるものは、厚生労働令で定めるところにより、当該旨に定める者の監査を受けなければならない。
一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人
二 前条第三項の事業報告及びその附属明細書 監事
3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。

【参照】社会福祉法人会計基準(平成二十八年厚生労働省令第七十九号)

(事業報告)
第二十五条 法第四十五条の二十七第二項の規定による事業報告及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。
2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。
一 当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項(計算関係書類(計算書類(法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。))及びその附属明細書をいう。以下同じ。)の内容となる事項を除く。)
二 法第四十五条の十三第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要
3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

(計算関係書類の監査)
第二十六条 法第四十五条の二十八第一項及び第二項の規定による監査(計算関係書類(各事業年度に係るものに限る。以下この条から第三十号までにおいて同じ。))に係るものに限る。以下同じ。)については、この条から第二十一条の三十号までに定めるところによる。
2 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二十条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に規定された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するに努める手続を含むものとする。

(監査報告の内容)

第二十七条 監事(会計監査人設置社会福祉法人(法第三十一条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人をいう。以下同じ。))の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
一 監事の監査の方法及びその内容
二 計算関係書類が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
四 意見書
五 監査報告を作成した日
2 前項第四号に規定する「意見書」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一 会計方針の変更
二 重要な偶発事象
三 重要な後発事象

(監査報告の通知期限等)
第二十八条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に於し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。
一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日
二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から二週間を経過した日
三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日
2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとする。
4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該旨に定める者をいう。

ない。

一	第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事
二	前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事
5)	第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。
一	第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべて監事を定めたとき 当該通知をすべて監事として定められた監事
二	前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事
(計算関係書類の提供)	
第二十九条 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。	
(会計監査報告の内容)	
第三十条 第三十 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。	
一	会計監査人の監査の方法及びその内容
二	計算関係書類 社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イロに規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロロに規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同項第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。以下この条及び第三十二条の三十二において同じ。）が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見をあるときは、次のイからクまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからクまでに定める事項
イ	無保留適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
ロ	除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項
ハ	不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由
三	前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四	追記情報
五	会計監査報告を作成した日
2)	前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一	継続事業の前提に關する事項の注記に係る事項
二	会計方針の変更
三	重要な偶発事象
四	重要な後発事象
(会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の内容)	
第三十一条 会計監査人設置社会福祉法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。	
一	監事の監査の方法及びその内容
二	会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと思つたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領ししる旨）
三	重要な後発事象（会計監査報告の内容となつていないものを除く。）
四	会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に關する事項
五	監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
六	監査報告を作成した日
(会計監査報告の通知期限等)	
第三十二条 第三十二 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。	
一	当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

一	第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事
二	前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事
5)	第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。
一	第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべて監事を定めたとき 当該通知をすべて監事として定められた監事
二	前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事
(計算関係書類の提供)	
第二十九条 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。	
(会計監査報告の内容)	
第三十条 第三十 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。	
一	会計監査人の監査の方法及びその内容
二	計算関係書類 社会福祉法人会計基準第七条の二第一項第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イロに規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロロに規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同項第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）の項目に限る。以下この条及び第三十二条の三十二において同じ。）が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見をあるときは、次のイからクまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからクまでに定める事項
イ	無保留適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
ロ	除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項
ハ	不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由
三	前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四	追記情報
五	会計監査報告を作成した日
2)	前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一	継続事業の前提に關する事項の注記に係る事項
二	会計方針の変更
三	重要な偶発事象
四	重要な後発事象
(会計監査人設置社会福祉法人の監事の監査報告の内容)	
第三十一条 会計監査人設置社会福祉法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。	
一	監事の監査の方法及びその内容
二	会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと思つたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領ししる旨）
三	重要な後発事象（会計監査報告の内容となつていないものを除く。）
四	会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に關する事項
五	監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
六	監査報告を作成した日
(会計監査報告の通知期限等)	
第三十二条 第三十二 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。	
一	当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二	当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
三	特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定められた日があるときは、その日
2)	計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとす。
3)	前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしないう場合は、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。
4)	第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該各号に定める者をいう（第二条の三十四において同じ。）。
一	第二項の規定による通知を受ける理事を定めた場合、当該通知を受ける理事として定められた理事
二	前号に掲げる場合以外の場合、監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事
5)	第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該各号に定める者をいう（次条及び第三条の三十四において同じ。）。
一	第二項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めるとき、当該通知を受ける監事として定められた監事
二	前号に掲げる場合以外の場合、全ての監事
	（会計監査人の職務の遂行に関する事項）
	第二條の三十三 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に於ける会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人としての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合はあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知つて居る場合は、この限りでない。
一	畑が社に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
二	監査、監査に連する業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
三	会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

	（会計監査人設置会社法人の監事の監査報告の通知期限）
	第二條の三十四 会計監査人設置会社法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に於し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。
一	会計監査報告を受領した日（第二條の三十二第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日
二	特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日
2)	計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとす。
3)	前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしないう場合は、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。
	（事業報告等の監査）
	第二條の三十五 第四十五條の二十八第一項及び第二項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。次条及び第三條の三十七において同じ。）については、次条及び第三條の三十七に定めるところによる。
	（監査報告の内容）
	第二條の三十六 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
一	監査の監査の方法及びその内容
二	事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社法人の状況を正しく示しているかどうかについて
三	当該会社法人の理事の職務の遂行に關し、不正の行爲又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実
四	監査のため必要調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
五	第二條の二十五第二項第二号に掲げる事項（監査の範囲）

	<p>(社算書類等の評議員への提供)</p> <p>第四十五条の二十九 理事は、定時評議員会の招集の通知に際し、厚生労働省令で定めることにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた社算書類及び事業報告並びに監査報告(同条第二項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)を提供しなければならない。</p>
--	--

	<p>(社算書類等の定時評議員会への提出等)</p> <p>第四十五条の三十 理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受け、社算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による提出若しくは記載された社算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 理事は、第一項の規定により提出若しくは記載された事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。</p> <p>(会計監査人・監理社会福祉法人の特則)</p> <p>第四十五条の三十一 会計監査人・監理社会福祉法人については、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた社算書類が法令及び定款に従い社会福祉法人の財産及び収支の状況を正しく表示していることとして厚生労働省令で定める要件に該当す</p>
--	---

	<p>(社算書類等の評議員への提供)</p> <p>第二十条の三十 理事は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>一 当該事業報告を受領した日から四週間を満了した日</p> <p>二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を満了した日</p> <p>三 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日</p> <p>2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合は、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該法令に定める者であつて、</p> <p>一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事</p> <p>二 通告に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事</p> <p>5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該法令に定める者であつて、</p> <p>一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事</p>
--	--

	<p>(社算書類等の承認の特則に関する要件)</p> <p>第二十条の三十一 第四十五条の三十一に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 第四十五条の三十一に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第二十条の三十一第二号イに定める</p>
--	---

	<p>(社算書類等の評議員への提供)</p> <p>第二十条の三十 理事は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>一 当該事業報告を受領した日から四週間を満了した日</p> <p>二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を満了した日</p> <p>三 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日</p> <p>2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合は、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該法令に定める者であつて、</p> <p>一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事</p> <p>二 通告に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事</p> <p>5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該法令に定める者であつて、</p> <p>一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事</p>
--	--

	<p>(社算書類等の承認の特則に関する要件)</p> <p>第二十条の三十一 第四十五条の三十一に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 第四十五条の三十一に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に第二十条の三十一第二号イに定める</p>
--	---

る場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合において、理事長は、当該計算書類の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

(定時評議員等の開催及び開催等)
第四十五条の三十一 社会福祉法は、計算書類等(会計年度における定時評議員及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合においては、会計監査報告を含む。)をいう。以下この条において同じ。)が、定時評議員会の日(第二項前掲の日(第四十五条の九第七項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四條第一項の場合にあつては、同項の觀察(あつて)日)から五年間、その主たる事務所に備え置かれなければならない。

2) 社会福祉法人は、計算書類等の写しを、定時評議員会の日(第二項前掲の日(第四十五条の九第十項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四條第一項の場合にあつては、同項の觀察(あつて)日)から三年間、その従たる事務所に備え置かれなければならない。ただし、計算書類等の電磁的記録を作成している場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号並びに第四項第二号に掲げる請求は、次に掲げる事項を記載するものとして、**厚生労働省**で定めるものをとつているときは、この限りでない。

3) 評議員及び理事長は、社会福祉法外の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者(第三十号又は第三十号に規定する請求をする者は、当該社会福祉法人のために債権を主張しなければならない。)の請求を優先するものとして作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
一 債権の範囲の請求又は抄本の交付の請求
二 計算書類等の電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を**厚生労働省**で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 前号の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて社会福祉法外の定められたものにより提供することの請求又

4) この事項を記載した書面の交付の請求
何人(評議員及び債権者を除く。)も、社会福祉法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないの限り、これを拒むてはならない。
一 計算書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
二 計算書類等の電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を**厚生労働省**で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(定時評議員等の提出命令)
第四十五条の三十二 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者(以下「申請者」といふ。)が、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(財産目録の開催及び開催等)
第四十五条の三十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に(当該申請提出が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅延なく)、**厚生労働省**で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その住たる事務所とし、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かれなければならない。

一 財産目録
二 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。)
三 報酬等(報酬、賞金その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び附随手当をいう。次条及び第五十九条の二第二項第三号において同じ。)の支給の基礎を記載した書類
四 事業の觀察その他の**厚生労働省**で定める事項を記載した書類

2) 前項各号に掲げる書類(以下この条において「財産目録等」といふ。)は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3) 何人も、社会福祉法外の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉法人は、正当な理由がないのにこれを拒むてはならない。
一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該

事項が含まれていること。
二 前号の会計監査報告に係る監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。
三 法第四十五條の三十一に規定する計算書類が第二條の三十四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)
第二條の三十一 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
一 法第三十條の二第三項第三号
二 法第三十四條の二第三項第三号
三 法第四十五條の九第十項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第九十四條第三項第三号
四 法第四十五條の十一第四項第三号
五 法第四十五條の十五第二項第二号
六 法第四十五條の十九第三項第三号
七 法第四十五條の二十五第二号
八 法第四十五條の三十三第三項第三号
九 法第四十五條の三十二第四項第二号
十 法第四十五條の三十四第三項第三号
十一 法第四十六條の二十三第三項第三号
十二 法第四十六條の二十六第二項第三号
十三 法第五十一條第二項第三号
十四 法第五十四條第二項第三号
十五 法第五十四條の四第三項第三号
十六 法第五十四條の七第三項第三号
十七 法第五十四條の十一第三項第三号

(電磁的記録の開催に関する特別)
第二條の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める期間は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記載された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を

記載するものによる措置とする。
一 法第三十條の二第四項
二 法第四十五條の十一第三項
三 法第四十五條の三十三第三項
四 法第四十五條の三十四第五項

(財産目録)
第二條の四十 法第四十五條の三十四第一項第一号に掲げる財産目録は、定時評議員会(法第四十五條の三十一の規定の適用がある場合にあつては、理事会)の承認を受けなければならない。
2) 法第四十五條の二十八から第四十五條の三十一まで及び第二條の二十六から第二條の三十九までの規定は、社会福祉法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について適用する。

(事業の概要等)
第二條の四十一 法第四十五條の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次にとおりとする。
一 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他の当該社会福祉法人に関する基本情報
二 当該終了した会計年度の翌会計年度(以下この条において「翌会計年度」といふ。)の初日における監事の状況
三 翌会計年度の初日における理事の状況
四 翌会計年度の初日における監事の状況
五 当該終了した会計年度(以下この条において「前会計年度」といふ。)及び翌会計年度における会計監査人の状況
六 翌会計年度の初日における職員の状況
七 前会計年度における評議員会の状況
八 前会計年度における理事会の状況

41	<p>書画又は記録画の写しの閲覧の請求</p> <p>二 財産目録等が電機的記録をもって作成されているときは、当該電機的記録に記載された事項を「厚生労働省令で定める方法」により表示したものの閲覧の請求</p> <p>前項の規定にかかわらず、社会福祉法人は、役員等を擁護しつゝ当該社会福祉法人の職員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等を擁護に記載され、又は記録された事項中「個人の住所に係る記載又は記録の部分を除く外」、同項各号の閲覧をせざることを得る。</p> <p>5 財産目録等が電機的記録をもって作成されている場合でも、その従たる事務所に於ける第三項第三号に掲げる請求に応じらるるべき事項とするもの範囲として「厚生労働省令で定めらるるもの」として社会福祉法人としての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所」その写しを三年間との従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。</p>
2	<p>【参考】 運用条文（読後）</p> <p>○社会福祉法</p> <p>（財産目録の備置き及び閲覧等）</p> <p>第四十五條の二十四 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉法が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立の日以後翌年まで）、「厚生労働省令で定めるところ」により、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>二 五（略）</p>

九	前会計年度における監事の監査の状況
十	前会計年度における会計監査の状況
十一	前会計年度における事業等の概要
十二	前会計年度末における社会福祉充実残額（法第五十五條の二第三項第四号に規定する社会福祉充実残額をいう。）並びに社会福祉充実計画（同条第一項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。）の策定の状況及びその進捗の状況
十三	当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況
十四	第十二号に規定する社会福祉充実残額の算定の規則
十五	事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあっては、事業計画
十六	その他必要な事項

（電機的記録に記載された事項を表示する方法）

第二條の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事定の電機的記録（法第三十一條第二項に規定する電機的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を画面又は映像面に表示する方法とする。

一	法第三十四條の二第三項第三号
二	法第三十四條の二第三項第四号
三	法第四十五條の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五十四條第三項第二号
四	法第四十五條の十一第四項第二号
五	法第四十五條の十五第二項第三号
六	法第四十五條の十九第三項第二号
七	法第四十五條の二十五第二号
八	法第四十五條の三十二第三項第三号
九	法第四十五條の三十二第四項第三号
十	法第四十五條の三十四第三項第三号
十一	法第四十六條の二十第二項第二号
十二	法第四十六條の二十六第二項第三号
十三	法第五十一條第二項第三号
十四	法第五十四條第二項第三号
十五	法第五十四條の四第三項第三号
十六	法第五十四條の七第二項第三号
十七	法第五十四條の十一第三項第三号

（電機的記録の備置きに関する特別）

1	<p>（報酬等）</p> <p>第四十五條の三十五 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等については、「厚生労働省令で定めるところ」により、財産目録等から役員報酬及び従業員給与、当該社会福祉法人の経理その他の事務を委嘱して、不当に高額とならざる限り、その支給の基準を定めなければならない。</p> <p>2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。この場合、当該社会福祉法人は、同項の承認を受けなければならない。</p> <p>3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に基づいて、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。</p>
2	<p>（報酬等の支給の基準に定める事項）</p> <p>第四十五條の三十六 定款の定款は、評議員会の決議によらなければならない。</p> <p>2 定款の定款（「厚生労働省令で定める事項」に係るものを除く）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第二十三條の定款は、前項の認可において準用する。</p> <p>4 社会福祉法人は、第二項の「厚生労働省令で定める事項」に係る定款の定款を定るときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>
3	<p>【参考】 運用条文（読後）</p> <p>○社会福祉法</p>

1	<p>第二條の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める範囲は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記載された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。</p> <p>一 法第三十四條の二第四項</p> <p>二 法第四十五條の十一第三項</p> <p>三 法第四十五條の三十二第二項</p> <p>四 法第四十五條の三十四第五項</p>
2	<p>（報酬等の支給の基準に定める事項）</p> <p>第二條の四十二 法第四十五條の三十五第一項に規定する理事、監事及び評議員（以下この条において「理事等」という。）に対する報酬等（法第四十五條の三十四第一項第三号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。</p>
3	<p>（定款変更届出申請手続）</p> <p>第三條 社会福祉法人は、法第四十五條の三十六第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>一 定款に定める手続を経たことを証明する書類</p> <p>二 変更後の定款</p> <p>2 前項の定款の変更が、当該社会福祉法人が新たに事業を営む場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。</p> <p>一 当該事業の用に供する財産及びその価格を記載した書類並びにその権利の所属を明らかにすること及びその書類</p>

<p>(認可)</p> <p>第三十二条 所轄庁は、第四十五条の三十六第二項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第三十五条の要件に適合しているかどうか、その定款の内容が第四十五条から第五十条、またその規定に違反していないかどうかを審査した上で、当該第四十五条の三十六第二項の認可を決定しなければならない。</p>		<p>二 当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所屬を明らかにすることができる書類</p> <p>三 当該事業について、その開始の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書</p> <p>3 第一項の定款の添置が、当該社会福祉法人が従来経営していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。</p> <p>4 第二、三、四及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。</p> <p>(定款添置の届出)</p> <p>第四条 法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十一条第一項第四号に掲げる事項</p> <p>二 法第三十一条第一項第九号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）</p> <p>三 法第三十一条第一項第十五号に掲げる事項</p> <p>2 前条第二項の規定は、法第四十五条の三十六第四項の規定により定款の添置の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第二項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。</p>
<p>第三編 解散及び清算並びに合併</p>		
<p>第三編 解散</p> <p>(解散事由)</p> <p>第四十一条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。</p> <p>一 評議員会の決議</p> <p>二 定款に定めた解散事由の発生</p> <p>三 目的たる事業の成功の不能</p> <p>四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）</p> <p>五 破産手続開始の決定</p> <p>六 所轄庁の解散命令</p> <p>2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。</p>		<p>(解散の認可又は認定申請手続)</p> <p>第五条 社会福祉法人は、法第四十六条第二項の規定により、解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>一 法第四十六条第二項第一号の手続又は定款に定める手続を終了することを証明する書類</p> <p>二 財産目録及び貸借対照表</p> <p>三 負債があるときは、その負債を証明する書類</p> <p>2 第二、三、四及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。</p>

<p>3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合は、選定された清算人等所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>(社会福祉法としての破産手続の開始)</p> <p>第四十二条の二 社会福祉法人がその債務につきその財産をもつて返済するに足らざる場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。</p> <p>2 前項に規定する場合は、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。</p>		
<p>第三編 清算</p> <p>第一節 清算の開始</p>		
<p>(清算の開始時期)</p> <p>第四十三条の二 社会福祉法人は、次に掲げる場合には、この条の規定により、清算をしなければならない。</p> <p>一 解散した場合（第四十六条第一項第四号に掲げる事由によること）</p> <p>二 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合を除く。）</p> <p>三 破産手続開始の決定により解散した場合</p> <p>四 裁判所の決定による場合</p>		
<p>(清算人の総括)</p> <p>第四十三条の四 前条の規定により清算をする社会福祉法人（以下「清算法人」とする。）は、清算の目的の範囲内において、清算を完了するまではなお存続するものとみなす。</p>		
<p>第二節 清算法人の機関</p> <p>(債権者に対する債権の取戻)</p> <p>第四十三条の五 清算法人は、一人又は二人以上の清算人を置くなければならない。</p> <p>2 清算法人は、定款の規定によつて、清算人又は監事を置くことができる。</p> <p>3 第四十二条の三各号に掲げる場合には該当することとなつた時において、清算社会福祉法人であつた清算法人は、監事を置く</p>		

4	<p>かなければならない。</p> <p>【第三項(刑)】(監護委員及び監護員(三)に係る部分を除く。)の規定は、清算法人については、適用しない。</p> <p>(清算人の解任)</p> <p>第四十六條の六 次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。</p> <p>一 理事(又は又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)</p> <p>二 召集で定める者</p> <p>三 監護委員の決議によつて選任された者</p> <p>2 前項の規定により清算人となる者がないときは、裁判所は、<u>債権者(若しくは株主)の請求により又は職権で、清算人を選出する。</u></p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、第四十六條の三第三号に掲げる場合は選出するに代りては、清算法人はとして、裁判所は、<u>利害関係者若しくは株主の請求により又は職権で、清算人を選出する。</u></p> <p>4 清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>5 清算中に職権として選出する、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>6 第三十條及び第四十條第三項の規定は、清算人について適用する。</p> <p>7 清算人(監護法人(清算人(三)を除く清算法人をいう。以下同じ。))においては、清算人は、三人以上でなければならない。</p>
	<p>【参考】運用条文(議決後)</p> <p>○ 会社法第35条</p> <p>(清算人の選任)</p> <p>第三十條 清算人と清算人の関係は、委任に関する規定に準ずる。</p> <p>(清算人の義務等)</p> <p>第四十條 次に掲げる者は、清算人となることができない。</p> <p>一 法人</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 生活保護受給者、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を察し、又は執行を受けるとがなくなるまでの者</p> <p>四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を察し、又は執行を受けるとがなくなるま</p>

5	<p>での者</p> <p>【第五十條】(監護委員の解任)</p> <p>第五十條 監護委員の職権による監護の解散命令により解散を命ぜられた会社法第35条の清算人の解散当時の役員</p> <p>2 4 【運用条文(参考)】</p> <p>(清算人の解任)</p> <p>第四十六條の七 清算人(監護委員(一)又は第三項の規定により裁判所が選出した者を除く。)が次のいずれかに該当するときは、監護委員の決議によつて、当該清算人を解任することができる。</p> <p>一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき</p> <p>二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに陥つたとき</p> <p>2 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立て若しくは株主の請求により又は職権で、清算人を解任するに代りて、</p> <p>3 一 監護委員(一)又は(二)の規定は、清算人及び清算法人の監事(一)及び(二)の規定は、清算法人の監護委員(一)としてそれぞれ適用する。</p>
	<p>【参考】運用条文(議決後)</p> <p>○ 監護委員及び一 監護委員に関する法律</p> <p>(清算人の選任)</p> <p>第七十五條 清算人若しくは監事(一)又はこの法律若しくは被後見人若しくは被保佐人若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は選任により選任した清算人又は監事は、新たに選任するまで、清算人又は監事(一)又は(二)の規定は、清算法人の監護委員(一)として適用する。</p> <p>2 前項に規定する命令は、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時清算人又は監事の職務を代行する者を選任することができる。</p> <p>3 裁判所は、前項の一時清算人又は監事の職務を行つてくる者を選任し、任期は、清算法人のその者に就て支払う報酬の額を定めることができる。</p> <p>4 5 【運用条文(参考)】</p> <p>(監護委員の選任)</p> <p>第七十五條 この法律又は被後見人若しくは被保佐人の員数が欠けた場合には、任期の満了又は選任により選任した監護委員は、</p>

<p>新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を名む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p> <p>2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、評議員本人の申立てにより、一時評議員の職務を行わぬべき者を選任することができる。</p> <p>3 裁判所は、前項の一時評議員の職務を行わぬべき者を選任した場合には、清算法人の若しに対して支払う報酬の額を定めることができる。</p>		
<p>(監事の選任等)</p> <p>第四十一条の八 清算法人の清算人、当該清算法人が監事を置く旨の定款の定めを廃止する発効の発効をした場合には、当該定款の発効の効力が生じた時に選任する。</p> <p>2 清算法人の監議員は、三人以上でなければならない。</p> <p>3 第四十条第三号の第五項まで、第四十一条、第四十二条、第四十三条第三号、第五項及び第六項、第四十五条、第四十六条第六項及び第七項並びに第四十五条の七第二項の規定は、清算人については、適用しない。</p>		
<p>(清算人の職務)</p> <p>第四十一条の九 清算人は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 職務の継承</p> <p>二 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>三 残余財産の引渡し</p>		
<p>(業務の執行)</p> <p>第四十一条の十 清算人は、清算人（清算人会設置法人を除く。）次に掲げる場合において、清算法人の業務は、定款に別段の定めなきを除き、清算人の適正な業務をもって決定する。</p> <p>3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を清算人に委任することができる。</p> <p>一 新たな事務所の設置、移転及び廃止</p> <p>二 第四十五条の七第三項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条第一号各号に掲げる事項</p> <p>三 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の清算人の業務の適正を確保する</p>	<p>(清算人に関する認許等)</p> <p>第十三条の十三 法第四十六条の十第四項において清算人として一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条、第八十五条及び第八十八条第二項の規定を適用する場合においては、同法第八十一条中「第二十七号第四項」とあるのは「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の十一第七項において適用する第七十七号第四項」と、同法第八十五条中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人（社会福祉法第四十六条の十一）第二号に規定する監事設置清算法人をいう。第八十八条第二項において同じ。」と、同法第八十八条第二項中「監事設置一般社団法人」とあるのは「監事設置清算法人」と読み替えるものとする。</p>	<p>(清算人会設置法人以外の清算法人の業務の適正を確保するための体制)</p> <p>第五号の二 法第四十六条の十第三項第三号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。</p> <p>一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>三 債権の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>2 清算人が二人以上ある清算法人（法第四十六条の四に規定する清算法人をいう。以下同じ。）である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。</p> <p>3 監事設置清算法人（法第四十六条の十一第六項に規定する</p>

<p>41 ために必要なものとして「厚生労働省令」で定める体制の整備</p> <p>一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条から第八十五条まで、第八十八条及び第八十九条の規定は、清算人（同条中「報告」については、第四十六條の六第三項又は第三項の規定による裁判所が選任した者を除く。）において適用する。この場合において、同法第八十一条中「社員総会」とあるのは「監議員会」と、同法第八十二条の冒出し中「代表取締役理事」とあるのは「役員代表清算人」と、同条中「代表清算人」とあるのは「役員代表清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六條の十一第一項に規定する代表清算人を名む。）」と、同法第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「監議員会」と、同法第八十五条並びに第八十六条の冒出し及び同条第三項中「社員」とあるのは「監議員」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「監議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的認許又は「政令」で定める。</p>		
<p>【参考】 附則第三（認許等後）</p> <p>〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</p> <p>(清算人と清算人との間の訴訟における法人の代表)</p> <p>第八十一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六條の十一第七項において適用する第七十七條第四項の規定にかかわらず、清算法人は清算人（清算人であった者を名む。以下この条において同じ。）に對し、又は清算人が清算法人に對しし訴訟を提起する場合には、評議員会は、当該訴訟について清算法人を代表する者を定めることができる。</p> <p>(清算人代表清算人)</p> <p>第八十二条 清算人は、代表清算人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六條の十一第一項に規定する代表清算人を名む。）以外の清算人に清算法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該清算人が当該権利につき、善意の第三者に対してその責任を負う。</p> <p>(忠実義務)</p> <p>第八十三条 清算人は、法令及び定款を遵守し、清算法人のため忠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>(認許等及び役員引当の制限)</p> <p>第八十四条 清算人は、次に掲げる場合には、評議員会において、当該取引につき重要な事項を議決し、その承認を受けな</p>		<p>監事設置清算法人をいう。以下同じ。）以外の清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、清算人が評議員に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。</p> <p>4 監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。</p> <p>一 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合に掲げる当該職員に関する体制</p> <p>二 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項</p> <p>三 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>四 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制</p> <p>五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>七 その他監事の監督が実効的に行われることを確保するための体制</p>

<p>任した代表清算人は、新たに選定された代表清算人（次項の一時代表清算人の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表清算人としての権利義務を有する。</p> <p>2 前項に規定する場合には、裁判所は、必要があると認めるときは、清算人等（甲）により、一時代表清算人の職務を行うべき者を選任することができる。</p> <p>3 裁判所は、前項の一時代表清算人の職務を行うべき者を選任した場合に、清算人がその者に支払う報酬の額を定めることができる。</p> <p>（清算人の職務を代行する者の権限）</p> <p>第百十條 民法第百五十九條（百五十九條）第五十六條に規定する部分命令により選定された清算人又は代表清算人の職務を代行する者は、部分命令に附随の定めがある場合を除き、清算人の職務に關しなからざるには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して行った清算人又は代表清算人の職務を代行する者は、無効とする。ただし、清算人は、これをもって善意の第三者に対抗することができる。</p>		
<p>（清算人についての破産手続の開始）</p> <p>第四十條の十一 清算人の職務は、破産手続の開始に足りないときは、清算人は、直ちに破産手続開始（甲）を申請し、その旨を公告しなければならない。</p> <p>2 清算人は、清算人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産手続開始の旨を通知し、その任務を終了したものとす。</p> <p>3 前項に規定する場合には、清算人が既に債権者に支払ひ、又は取得した債権を行使し、又はその旨を公告し、清算人は、これを取り戻すことができる。</p> <p>4 前項の規定による公告は、官報に掲載しとする。</p>		
<p>（破産中の選任する清算人の報酬）</p> <p>第四十條の十二 裁判所は、第四十條の六第二項又は第三項の規定により清算人を選出した場合には、清算人が当該清算人に支払うべき報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。</p> <p>（清算人の清算人に対する損害賠償責任）</p>		

<p>第四十條の十四 清算人は、その任務を怠つたときは、清算人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 清算人は、第四十條の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第八十四條第二項の規定に違反し、同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は債権者若しくは債権の額は、前項の損害の額と推定する。</p> <p>3 第四十條の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第八十四條第二項第二号又は第三号の取引によつて清算人に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。</p> <p>一 第四十條の十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第八十四條第一項の清算人</p> <p>二 清算人が当該取引をすることを決定した清算人</p> <p>三 当該取引に關する清算人等の承認の決議に賛成した清算人</p> <p>4 一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第八十二條及び第八十三條第一項の規定は、第二項の責任について準用する。この場合において、同法第八十二條中「総社員」とあるのは、「総債権者」と読み替へるものとするほか、必要な技術的調整は、政令で定める。</p> <p>【参考】 第五節（清算後）</p> <p>○一般社団法人及び一般財団法人に關する法律（清算人に対する損害賠償責任の免除）</p> <p>第百十二條 社会福祉法（昭和二十六年法律第五十五号）第四十條の十四第一項の責任は、総監事の同意がなければ、免除する。ただし、除外。</p> <p>（清算人自己のためにした取引に関する特別）</p> <p>第百十六條 社会福祉法（昭和二十六年法律第五十五号）第四十條の十四第四項において準用する第八十四條第一項第二号の取引（自己のためにした取引に關する。）をした清算人の同法第四十條の十四第二項の責任は、任務を怠つたことが当該清算人の責に歸せらるることによつて生じた損害によるものであることによつて免れることができない。</p> <p>2 【準用対象外】</p> <p>（清算人の第三者に対する損害賠償責任）</p> <p>第四十條の十五 清算人がその職務を行うに關して、清算又は</p>	<p>第十三條の十四 法第四十六條の十四第四項において清算人の法第四十六條の四に規定する清算人（第十三條の十三において「清算人」という。）に対する損害賠償責任については、一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第八十二條第一項の規定を準用する場合には、同項中「第八十二條第一項第二号」とあるのは、「社会福祉法（昭和二十六年法律第五十五号）第四十條の十四第四項において準用する第八十四條第一項第二号」と読み替へるものとする。</p>	
---	---	--

重大な損害があつたときは、当該清算人は、これによつて第三者に与へた損害を賠償する責任を負ふ。		
2 清算人が、次に掲げる行為をしたときは、前項と同様とする。ただし、当該清算人は当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。		
一 第四十六条の二十二第二項に規定する財産目録等並びに第四十六条の二十四第一項の特種財産及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項にこの種の虚偽の記載又は記録		
二 虚偽の登記		
三 虚偽の公告		
(清算人の職務責任)		
第四十六条の十六 清算人、監事又は監査人が清算法人又は第三者に与へた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人、監事又は監査人も当該損害を賠償する責任を負ふときは、二以上の者は、連帯債務者とする。		
2 前項の場合には、第四十五条の二十二の規定は、適用しない。		
(清算人の組織等)		
第四十六条の十七 清算人は、全ての清算人で組織する。		
2 清算人は、次に掲げる職務を行う。		
一 清算人會議の決議の執行		
二 清算人の職務の執行の監督		
三 代表清算人の選定及び解任		
3 清算人は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。		
4 清算人は、その選定した代表清算人及び第四十六条の十の第四項に規定する代表清算人以外の者を解任することにより得る。		
5 第四十六条の十の第五項の規定により解任所が代表清算人を定めたるものは、清算人は、代表清算人を選定し、又は解任することを得ない。		
6 清算人は、次に掲げる事項その他の重要業務執行の決定を清算人に委任することができない。		
一 重要財産の処分及び譲受け		
二 多額の借入		

(清算人会設置法人に関する論議)		
第十三条の十五 法律第四十六条の十七第十項において第四十六条の第六第七項に規定する清算人会設置法人(次条において「清算人会設置法人」という。)については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条の規定を適用する場合においては、同条の見出し中「理事會設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、同条第一項中「理事會設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人(次条第三項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。)」とし、「第八十四条」とあるのは「法律第四十六条の十の第四項において準用する第八十四条」と、同条第二項中「理事會設置一般社団法人」とあるのは「清算人会設置法人」と、「第八十四条第一項を号」とあるのは「法律第四十六条の十の第四項において準用する第八十四条第一項を号」と読み替へるものとする。		
(清算人会設置法人の業務の適正を確保するための体制)		
第五条の三 第四十六条の十七第六項第五号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。		
一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制		
二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制		
三 職員の仕事の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制		
2 清算人会設置法人(第四十六条の第六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。)が、監事設置清算法人以外のものである場合には、前項に規定する体制には、清算人が監査人に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。		
3 清算人会設置法人が、監事設置清算法人である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。		
一 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合に於ける当該職員に関する体制		
二 前号の職員の清算人からの独立性に関する事項		

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任		
四 特定な事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止		
五 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の清算法人の業務の適正を確保するための取組等のうち、厚生労働省令で定める体制の整備		
7 次に掲げる清算人は、清算人会設置法人の業務を執行する。		
一 代表清算人		
二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置法人の業務を執行する清算人として選定されるもの		
8 第四十六条の十の第四項において論が解して準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十一条に規定する場合に於ては、清算人会の決議による監事會の定めがある場合を除き、同条の規定によつて清算人会設置法人を代表する者を定めることができない。		
9 第七項前号に規定する監事は、三日一回以上、自己の職務の執行の状況を清算人に報告しなければならない。ただし、定款で専任監事の回数を定する間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。		
10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十二条の規定は、清算人会設置法人について準用する。この場合において、「同条第一項中「役員會」とあるのは「監事會」とし、「理事會」とあるのは「清算人会」と読み替へるものとする。但し、必収技術的職務又は「政令」で定める。		
【参考】 準用条文(論議後)		
○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(商業及び清算人会設置法人の取引等の制限)		
第九十二条 清算人会設置法人(会社法第四十六条の十の第四項に規定する清算人会設置法人をいう。次項において同じ。)における同法第四十六条の十の第四項において準用する第八十四条の規定の適用については、同法第一項中「監事會」とあるのは、「清算人会」とする。		
2 清算人会設置法人においては、会社法第四十六条の十の第四項において準用する第八十四条第二項を号の取引をした清算人は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事項を清算人に報告しなければならない。		

三 監事の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項		
四 清算人及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制		
五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制		
六 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項		
七 その他監事の監督が実効的に行われることを確保するための体制		

(親業及び親権拒否の制限)

第八十四条 清算人は、次に掲げる場合には、清算人において、当該取扱いにつき重要な事実を説明し、その承認を受けなければならない。

- 一 清算人の自己又は第三者のために清算人の事業の部に属する取扱いをしようとするとき。
- 二 清算人の自己又は第三者のために清算人と取扱いをしようとするとき。
- 三 清算人が清算人の職務を遂行することその他の清算人以外の者との間において清算人と当該清算人の利益が相反する取扱いをしようとするとき。

2 民法(明治二十七年法律第九十五号)第五百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取扱いについては、適用しない。

(清算人の選任)

第四十條の十八 清算人を選任する清算人が招集する。ただし、清算人を招集する清算人を総又は清算人会で定めるときは、その清算人を招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定による定むべき清算人(以下この項及び次条第三項において「招集権者」という。)以外の清算人は、招集権者に對し、清算人会を自由とする事項を示して、清算人会の招集を請求するに依らなければならない。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日(以下この項以外の目的は清算人会の目的とする清算人会の招集の通知が送られない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。)

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四條の規定は、清算人会設置法人に於ける清算人会の招集について準用する。この場合において、同条第三項中「各理事及び各監事」とあるのは「各清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十七年法律第九十五号)第四十六條の十一第一項に規定する監事設置清算法人をいう。)及び同項において同じ。)」にあり、同条第三項中「理事」とあるのは「清算人(監事設置清算法人に於ける清算人及び監事)」と読み替へるものとする。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五條及び第九十六條の規定は、清算人会設置法人における清算人会の招集について準用する。この場合において、同法第九十五

(清算人会の運営に関する事項)

第十三條の十六 法第四十六條の十八第五項において清算人会設置法人における清算人会の決議について(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六條の規定を準用する場合は、「清算人会設置法人(社会福祉法(昭和二十七年法律第九十五号)第四十六條の六第七項に規定する清算人会設置法人をいう。)」と読み替へるものとする。)

2 法第四十六條の十八第六項において清算人会設置法人に於ける清算人会への報告について(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八條第三項の規定を準用する場合は、「同項中「第九十一條第二項」とあるのは「社会福祉法第四十六條の十七第二号」と読み替へるものとする。)

条第二項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、理事(とあるのは「清算人」と)、代表理事(とあるのは「代表清算人」と)、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替へるものとするほか、必要な技術的設備又は、**税金**と定める。

6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十八條の規定は、清算人会設置法人に於ける清算人会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「理事、監事又は各監事」とあるのは「清算人又は監事」と、「社会福祉法(昭和二十七年法律第九十五号)第四十六條の十一第一項に規定する監事設置清算法人をいう。)(において同じ。)」にあつては、清算人及び監事」と読み替へるものとするほか、必要な技術的設備又は、**税金**と定める。

(参) 運用条文(最終稿後)

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(法律手続)

第九十四條 清算人を選任する者は、清算人会の日の一週間(これを下回る期間を受託で定めた場合にあつては、その期間)前までに、各清算人(監事設置清算法人(社会福祉法(昭和二十七年法律第九十五号)第四十六條の十一第一項に規定する監事設置清算法人をいう。次項において同じ。))にあつては、各清算人及び各監事)に對してその通知を發しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、清算人会は、清算人(監事設置清算法人にあつては、清算人及び監事)の全員の同意があるときは、招集の手続を遂行することなく開催するにすることができる。(清算人会(決議))

第九十五條 清算人会の決議は、議決に加わることができる清算人の過半数(これを下回る議決を受託で定めた場合にあつては、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を受託で定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行つて行つて。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する清算人は、議決に加ふることはできない。

3 清算人会の決議については、**厚生労働省令**で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した清算人(監事)が議事録に署名し、又は記名押印し、なければならず、これを当該清算人会に出席した代

(清算人会の議事録)

第五條の四 法第四十六條の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五條第三項の規定による清算人会の議事録の作成については、この条の規定による。

2 清算人会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 清算人会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 清算人会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない清算人、監事又は評議員が清算人会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- 二 清算人会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 法第四十六條の十八第二項の規定による清算人の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 法第四十六條の十八第三項の規定により清算人が招集したものを
 - ハ 法第四十六條の十九第二項の規定による評議員の請求を受けて招集されたもの
 - ニ 法第四十六條の十九第三項において準用する法第四十六條の十八第三項の規定により評議員が招集したものを
 - ホ 法第四十六條の二十一及び令第十三條の十七の規定により読み替へて適用する法第四十五條の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律第九十一條第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

- ハ 法第四十六條の二十一及び令第十三條の十七の規定により読み替へて適用する法第四十五條の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條第三項の規定により監事が招集したものを
- 三 清算人会の議事の経過の要領及びその結果
- 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する清算人があるときは、その氏名
- 五 次に掲げる規定により清算人会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容及その要領
 - イ 法第四十六條の二十一及び令第十三條の十七の規定により読み替へて適用する法第四十五條の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條第一項
 - ロ 法第四十六條の二十一及び令第十三條の十七の規定により読み替へて適用する法第四十五條の十八第三項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條第一項
 - ハ 法第四十六條の十七第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一條第三項
 - ニ 法第四十六條の十九第四項
 - 六 法第四十六條の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五條第三項の定めがあるときは、代表清算人(法第四十六條の十一第一項に規定する代表清算人をいう。)(以外の清算人であつて、清算人会に出席したものの氏名)
 - 七 清算人会に出席した評議員の氏名又は名称
 - 八 清算人会の議長が存するときは、議長の氏名
- 4 次に掲げる場合には、清算人会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
 - 一 法第四十六條の十八第五項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十六條の規定により清算人会の決議があつたものとなつた場合、次に掲げる事項
 - イ 清算人会の決議があつたものとなつた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした清算人の氏名
 - ハ 清算人会の決議があつたものとなつた日
 - ニ 議事録の作成に係る職務を行った清算人の氏名
 - 二 法第四十六條の十八第六項において準用する一般社団法人

表清算人とする旨の定がある場合には、当該代表清算人（及び監事）は、次に署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、**厚生労働省令**で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 清算人会の決議に参加した清算人であつて第三項の議事録に議議をすることを要するものは、その決議に賛成したものと推定する。

（清算人会の決議の省略）

第九十六條 清算人（清算人）は、第四十六條の第六項に規定する清算人会設置法（以下「設置法」といふ。）は、清算人が清算会の決議の目的である事項について提案をした場合に於いて、当該提案につき清算人（当該清算人）が議決に附することができるものに限る。）の旨を電磁的記録により同意の意思を表示したとき（当該旨が当該議事録について議議を述べたときを除く。）は、当該議事録に定まる旨の清算会の決議があつたものとみなす旨を定めて定めることができる。

（清算人会の報告の省略）

第九十八條 清算人は、監事が清算人（**任意設置清算人**（社会福祉法（昭和三十二年法律第四十五号）第四十六條の十一第六項に規定する**任意設置清算人**をいふ。））にあつては、清算人及び監事の全員に対して清算人に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を清算人へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、社会福祉法第四十六條の十七第九項の規定による報告については、適用しない。

（監事（以下「監事」）の請求）

第四十九條の十九 清算人会設置法（**任意設置清算人**を除く。）の監事は、清算人が清算人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらに違反するおそれがあるとき、清算人の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、清算人（前条第一項ただし書に規定する場合は、**招集権者**）に対し、清算人の目的である事項を示して行われなければならない。

3 前条第三項（**招集権者**）の請求による請求があつた場

人及び一般財団法人に関する法律第九十八條第一項の規定により清算人への報告を要しないものとされた場合には、次に掲げる事項

イ 清算人への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 清算人への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った清算人の氏名

（電子署名）

第三十條の十八 次に掲げる規定に規定する**厚生労働省令**で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

一 法第四十五條の十四第七項

二 法第四十六條の十八第五項において準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五條第四項

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録するに十分な信頼性について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいふ。

一 当該措置が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること

二 当該措置について成否が行われていないかどうかを確認するに十分なものであること

合して適用する。

41 第一項の規定による請求があつた監事は、当該請求に基づき招集され、又は前項において適用する前条第三項の規定により招集した清算人へ出席し、意見を述べることができる。

【参考】**審判官文**（**審判官文**）

○社会福祉法

（**清算人会の設置**）

第四十六條の十八 【**運用対象外**】

2 【**審判官文**】

3 次条第一項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人の日とする清算人会の招集を要するおそれがない場合には、その請求をした清算人は、清算人を招集することができる。

4 3 6 【**審判官文**】

（**議事録**）

第四十九條の二十 清算人会設置法は、清算人の日（第四十六條の十八第五項において適用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第四十六條の規定により清算人の決議があつた日からみなされた日を含む。）から十年間、同項において適用する同法第四十五條第三項の議事録又は第四十六條の十（第五項において適用する同法第四十六條の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下「記録」といふ。）をその主たる記録所に備え置かなければならない。

2 議事録は、議事録の業務期間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**厚生労働省令**で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

31 債権者は、清算人又は監事の責任を理及するため必要があるときは、**債権者**の指示を准じ、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

41 裁判所は、前項の請求に基き閲覧又は謄写をすることにより、当該清算人会設置法（以下「設置法」といふ。）に規定するおそれがあるときは、同項の許可をすることができる。

（**電磁的記録に記録された事項を表示する方法**）

第三十條の三 次に掲げる規定に規定する**厚生労働省令**で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一條第二項に規定する電磁的記録をいふ。以下同じ。）に記録された事項を画面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第三十四條の二第三項第三号

二 法第三十四條の二第三項第三号

三 法第四十五條の九第十項において準用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四條第三項第三号

四 法第四十五條の十一第四項第三号

五 法第四十五條の十五第三項第三号

六 法第四十五條の十九第三項第三号

七 法第四十五條の二十五第三号

八 法第四十五條の三十二第三項第三号

九 法第四十五條の三十四第三項第三号

十 法第四十五條の三十四第三項第三号

十一 法第四十六條の二十第三項第三号

十二 法第四十六條の二十六第三項第三号

十三 法第五十一條第三項第三号

十四 法第五十四條の四第三項第三号

十五 法第五十四條の四第三項第三号

十六 法第五十四條の七第三項第三号

ついで、同法第百九十五条の規定は評議員会への報告に
て、その内容を報告する。この場合において、同法第百八十一
条第一項中「理事会の決議によつて」とあるのは「清算人は
」と、「定むなければならない」とあるのは「定めなければ
ならぬ」と、清算人監理委員（会社監理委員（昭和二十
六年法律第四十五号）第四十六条の六第七項に規定する清
算人監理委員をいう。）に於ては、当該事項の承認は、
清算人会の決議によらなければならない」と、同項第三号及
び同法第百二十四条第三号第三号中「決議案」とあるのは
「厚生労働省令」と読み替へるものとするほか、必要な技術
的記載は、**政令**で定める。

（清算人等の説明義務）

第四十五条の十 清算人及び監事は、評議員会において、評議
員から指定の事項について説明を求められた場合には、当該
事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当
該事項が評議員会が目的とする事項に關しないものである場
合その相互追及理由がある場合として**厚生労働省令**で定める
場合は、この限りでない。

（継続義務）

第四十五条の十一（総）

2 清算人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をそ
の主な業務所に備え置かなければならない。

3 清算人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の
写しをその主な業務所に備え置かなければならない。ただし、
当該議事録が電子的記録をもつて作成されている場合であ
れば、その主な業務所に掲げる次項第二号に掲げる請求に応
じることができるための措置として**厚生労働省令**で定め
るものとするときは、この限りでない。

4 監事及び監事は、清算人の業務時間内は、いつでも
次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録の写しをもつて作成されているときは、
当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電子的記録をもつて作成されていると
きは、当該電子的記録に記録された事項を**厚生労働省令**で
定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第四十五条の十二 【運用対象外】

第五款 監事

第四十五条の十八 監事は、清算人の業務の執行を監査する。
この場合において、監事は、**厚生労働省令**で定めるところに
なつて、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、清算人及び当該清算人の職員に対し
て事業の謄写を求め、又は当該清算人の業務及び財産の状
況の調査をすることができる。

3 一 株式会社（以下「株式会社」という。）の法律第百条から第
百二条まで、第五十五条及び第五十六条の規定は、監事について
準用する。この場合において、同法第百二条（買出しを争む
。）中「当該会社」とあるのは「監議員会」と、同条中「法
務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百五条中「
当該会社」とあるのは「監議員会」と読み替へるものとする
ほか、必要な技術的記載は、**政令**で定める。

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（監事の選任に関する監事の同意等）

第七十二条 清算人は、監事がある場合に於いて、監事の選任
に關する議案を評議員会に提出するときは、監事（監事が二人
以上の場合は）もつて、その同意（監事）の同意を得なければ
ならぬ。

2 監事は、清算人に対し、監事の選任を評議員会の目的とす
ること又は監事の選任に關する議案を評議員会に提出するこ
とを請求することができる。

（監事の選任書についての監事の陳述）

第七十四条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは
解任に付帯して陳述を述べることができる。

2 監事は選任しようとする、選任後監事に就任される監議員会に
出席して、選任した旨及びその理由を述べることができる。

3 清算人は、当該陳述に対し、同項の監議員会を招集する旨
及び召集理由（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条
の六第十号に於いて使用する第百八十一条第一項第一号に掲
げる請求を提出しなければならない。

4 【運用対象外】

（監事の職務等）

第八十四条 監議員は、清算人に対し、一定の事項を評議員
会の目的とするよう請求することができる。この場合にお
いて、その請求は、評議員会の日を四週間（これを下回る期
間を定むる）を以てし、かつ、その期間）前までにしな
なければならない。

第八十五条 監議員は、評議員会において、評議員会の目的
である事項に於て監事を提出することができる。ただし、当
該議案が否決若しくは安否に覆反する場合は、実質的に同一
の議案に於て評議員会に於いて議決に附することとなる評

議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過してない場合は、この限りでない。

第百八十条 評議員は、業主人に対し、評議員会の日の四週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の概要を社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の九第十項において準用する第百八十二条第一項又は第二項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

2 前項の限では、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は議案が同一の議案につき評議員会において議決に加わることとなる評議員の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過してない場合には、適用しない。

（評議員の報酬等）

第百八十一条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。

（評議員会の招集の決定）

第百八十二条 評議員会を招集する場合には、清算人は、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、清算人会設置法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の六第十項に規定する業主人会設置法人をいう。）においては、当該事項の決定は、清算人会の決議によらなければならない。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二項に掲げようもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五條の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（評議員会の招集の通知）

第百八十三条 評議員会を招集するには、清算人（社会福祉法第四十五條の九第五項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員に対し、書面による通知を發しなければならない。

2 清算人は、前項の書面による通知の發出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法（社会福祉法第三十四条の二第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。）により通知を發することができる。この場合において、当該清算人は、同項の書面による通知を發したものとみなす。

3 前二項の通知は、議案第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（招集手続の省略）

第百八十三条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員が出席したときは、招集の手続を省くことなく開催することができる。

（延期又は続行の決議）

第百八十三条 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第百八十一条及び第百八十二条の規定は、適用しない。

（評議員会の決議の省略）

第百八十四条 業主人が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該議案につき評議員（当該事項につき議決に加わることとなるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同項の賛成票を付したときは、当該提案を付した旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

2 清算人は、前項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 評議員又は業主人は、業主人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により当該評議員会の目的である事項のすべてについての提案を請求する旨の評議員会の決議があつたものとみなされたときは、その日に当該当該評議員会が終結したものとみなす。

（評議員会の報告の省略）

第百八十五条 業主人が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を知った場合において、当該事項を評議員会に報告しようとする旨を定めたことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同項の賛成票を付したときは、当該事項の評議員会の報告があつたものとみなす。

(清算人の報告義務)

第百一条 監事は、清算人が不正の行為をし、若しくは当該行為を怠らざるべきであると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事項若しくは著しく不当な事項があると認めるときは、遅滞なく、その旨を清算人（清算人監理委員会又は会社審判法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の第六項に規定する清算人監理委員会をいう。）にあっては、清算人（会）に報告しなければならない。

(清算人会への出席義務)

第百一条 監事は、清算人会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項に規定する機会に於いて、必要があると認めるときは、清算人（会社審判法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条の第六項に規定する機会にあっては、同項ただし書の規定により定められた清算人）に対し、清算人会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつて五日以内、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の期日が定めらるべき場合は、その請求をした監事は、清算人会を招集することができる。

(監理委員会に対する報告義務)

第百一条 監事は、清算人会監理委員会に提出しようとする議案、書類その他の書面を提出しようとするものを調査しなければならない。この場合において、請求若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を監理委員会に報告しなければならない。

(監事による清算人の行為の差止め)

第百三条 監事は、清算人が清算人監理委員会（会社審判法第四十六条の十一條に規定する監事監理清算人委員会をいう。以下この節及び第五十二条において同じ。）の目的の範囲外の行為を怠らざるべきと認るべきと認めるときは、又はこれららの行為を怠らざるべきと認めるときは、当該行為によつて当該清算人監理委員会が著しく著しく損害を生ずるおそれがあるときは、当該清算人に対し、当該行為を差止めることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所の仮処分をもちて同項の清算人に対し、その行為を差止めることを命ずるときは、担保を立てるべきとする。

第百四条 【裁判外】
(選挙の協議等)

第百五条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、監理委員会の決議によつて定める。

2 監事が二人以上ある場合に於いて、各監事の報酬等について定款に定むる又は監理委員会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によつて定める。

3 監事は、監理委員会に対し、監事の報酬等について意見を述べることができる。

(監事の請求)

第百六条 監事はその職務の執行に於いて監事監理清算法人に於いて次に規定する請求をしたときは、当該監事監理清算法人は、当該請求に必要と認められたる限りに於いて監事の職務の執行に必要となつたことを証明した場合には、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した額目及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の償還期に於ける弁済（当該債務が弁済期にならざる場合は、相当の担保の提供）の請求

第三章 財産目録等

(財産目録等の作成等)

第四十二条の二十二 清算人（清算人監理委員会にあっては、第四十二条の十七條七項各号に掲げる清算人）は、その就任総期開始後、遅滞なく、清算人の財産の状況を調査し、**開始時財産目録**を作成し、これを清算人監理委員会に提出し、その旨を清算人監理委員会に報告しなければならない。

2 清算人監理委員会に於いては、財産目録等は、清算人の承認を受けなければならない。

3 清算人は、**開始時財産目録**（監事の調査の範囲がある場合においては、同項の承認を受けたもの）を監理委員会に提出し、又は提出し、その承認を受けなければならない。

4 清算法人は、**開始時財産目録**を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の期日の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

(清算開始時の財産目録)

第五十二条の五 法第四十二条の二十二第一項の規定による財産目録の作成については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に記すべき財産に於いては、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第四十二条の三各号に掲げる場合に該当するいふこととなつた日における処分価格を付すなければならない。この場合において、清算法人の会計帳簿に於いては、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

	<p>(前項目録等の提出命令)</p> <p>第四十二條の二十三 監事等は、申立てにより又は職務で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができるもの。</p> <p>(貸借対照表等の作成及び保存)</p> <p>第四十二條の二十四 清算法は、厚生労働省令で定めるところにより、各清算事務年度(第四十六條の三を身に掲げる場合に該当するものとなる)の末日又はその後毎年その日に始まる日(該当する日がない場合には、その前日)から起算する各(甲)の期間(以下、「甲」)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。</p> <p>2) 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。</p> <p>3) 清算法人は、第一項の貸借対照表を作成した時からその主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。</p>
--	--

	<p>(貸借対照表等の監査等)</p> <p>第四十六條の二十五 監事等が清算法人においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>2) 清算人又は監事等が前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合においては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。</p>
--	---

--	--

	<p>(清算事務年度に係る貸借対照表)</p> <p>第五條の七 法第四十六條の二十四第一項に規定する貸借対照表は、各清算事務年度(同項に規定する各清算事務年度をいう。第五條の九第二項において同じ。)に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。</p> <p>2) 前条第三項及び第四項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。</p> <p>3) 法第四十六條の二十四第一項に規定する貸借対照表の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。</p> <p>(清算事務年度に係る事務報告)</p> <p>第五條の八 法第四十六條の二十四第一項に規定する事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。</p> <p>2) 法第四十六條の二十四第一項に規定する事務報告の附属明細書は、事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。</p>
--	---

<p>第五條の六 法第四十六條の二十二第一項の規定による貸借対照表の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>2) 前項の貸借対照表は、法第四十六條の二十二第一項の財産目録に基づき作成しなければならない。</p> <p>3) 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に分けて表示しなければならない。この場合において、第三号に掲げる部については、純資産を示す適当な名称を付すこととなる。</p> <p>一 資産</p> <p>二 負債</p> <p>三 純資産</p> <p>4) 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付すなければならない。</p> <p>5) 別当目録を中とするのが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。</p>	
--	--

<p>(清算法人の監査報告)</p> <p>第五條の九 法第四十六條の二十五第一項の規定による監査については、この条の定めるところによる。</p> <p>2) 監事等の監事は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>二 各清算事務年度に係る貸借対照表及びその附属明細書が当該清算法人の財産の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書が法令又は定款に抵触し当該清算法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見</p> <p>四 清算人の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実</p> <p>五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由</p> <p>六 監査報告を作成した日</p> <p>3) 特定監事は、第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告の全部を受領した日から四週間を経過した日(特定清算人(次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。以下この条において同じ。)及び特定監事の間で合意した日がある場合にあつては、当該日)までに、特定清算人に就いて、監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>一 この項の規定による通知を受ける清算人を定めた場合 当該通知を受ける清算人として定められた監事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書の作成に関する職務を行つた清算人</p> <p>4) 第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの附属明細書については、特定清算人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>5) 前項の規定にかかわらず、特定監事が第三項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、第五條の七第一項の貸借対照表及び前条第一項の事務報告並びにこれらの</p>	
---	--

		<p>6) 附属明細書については、監事の監査を受けたらものとみなす。</p> <p>第三項及び前項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき、当該通知をすべき監事として定められた監事</p> <p>二 二人以上の監事が存する場合において、第三項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めていないとき、全ての監事</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 監事</p>
<p>(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)</p> <p>第四十六条の二十六 清算人は、第四十六条の二十四第一項に規定する貸借対照表等(第三号の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(第二条第一項の規定の適用がある場合において、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。))を、定時評議委員会の日(第一項の日に「前項の提案があつた日」を、定時評議委員会の日(第四十五条の九第十項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第九十四条第三項第三号)からその主たる事務所の所在地において、当該清算の終了の時までの間、その主たる事務所に通覧可能な状態にしなければならない。</p> <p>2 評議員又は債権者は、清算人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第一号又は第二号に掲げる請求をするには、当該清算人の定めぬ事項を主張しなければならない。</p> <p>一 貸借対照表等を筆面をもって作成されているときは、当該筆面の閲覧の請求</p> <p>二 前号の筆面の謄本又は抄本の交付の請求</p> <p>三 貸借対照表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を「厚生労働省令」で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算人に定められたとおり提供することの請求又はその事項を印刷した筆面の交付の請求</p>		<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法に、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を筆面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 法第三十回条の二第三項第三号</p> <p>二 法第三十四条の二第三項第三号</p> <p>三 法第四十五条の九第十項において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第九十四条第三項第三号</p> <p>四 法第四十五条の十一第四項第三号</p> <p>五 法第四十五条の十五第三項第三号</p> <p>六 法第四十五条の十九第三項第三号</p> <p>七 法第四十五条の二十五第一号</p> <p>八 法第四十五条の三十三第三項第三号</p> <p>九 法第四十五条の三十三第四項第二号</p> <p>十 法第四十五条の三十四第三項第三号</p> <p>十一 法第四十六条の二十第三項第二号</p> <p>十二 法第四十六条の二十六第三項第三号</p> <p>十三 法第五十一条第二項第三号</p> <p>十四 法第五十四条第二項第三号</p> <p>十五 法第五十四条の四第三項第三号</p> <p>十六 法第五十四条の七第三項第三号</p> <p>十七 法第五十四条の十二第三項第三号</p>
<p>(貸借対照表等の提出等)</p> <p>第四十六条の二十七 次の各号に掲げる清算人においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時評議委員会に提出し、又は提供しなければならない。</p>		

<p>一 監事及置清算人(清算人設置法を除く) 第四十六條の二十五第一項の監査を受け、貸借対照表及び事務報告</p> <p>二 清算人(清算人法) 第四十六條の二十五第二項の承認を受け、貸借対照表及び事務報告</p> <p>三 前一号に掲げるもの以外の清算人 第四十六條の二十四第一項の貸借対照表及び事務報告</p> <p>2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定時評議委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定時評議委員会に報告しなければならない。</p>		
<p>(貸借対照表等の提出命令)</p> <p>第四十六條の二十八 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第四十六條の二十四第一項の貸借対照表及びこれらの附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることが出来る。</p>		
<p>(通訳等)</p> <p>第四十六條の二十九 第四節第三号(第四十五條の二十七第四項)及び第四十五條の三十一から第四十五條の三十四までを除く)の規定は、清算人については、適用しない。</p>		
<p>第四節 債務の弁済等</p>		
<p>(債権者に対する公告等)</p> <p>第四十六條の三十 清算人は、第四十六條の三各号に掲げる場合(以下「公告の日」といふ)に、公告の日(以下「公告の日」といふ)に、一定の期間にこの債権を申し出るべき旨を公告し、かつ、期間している債権者は、各別これを選言しなければならない。ただし、当該期間は、一月を下ることは出来ない。</p> <p>2 前項の規定による公告は、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算人から除斥される旨を付記しなければならない。</p>		
<p>(債務の弁済の制限)</p> <p>第四十六條の三十一 清算人は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることが出来ない。この場合において、清算人は、その債務の不償還によつて生じた責任を免れることが</p>		

<p>でない。</p> <p>2) 前項の規定にかかわらず、清算人は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算法人の財産にまさる債権等によつて担保される債権その他これらを弁償しし他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁償をすることができ、この場合において、当該債権の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。</p>		
<p>(条件付債権等に係る債務の弁償)</p>		
<p>第四十四条之三十二 清算人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他当該債権に係る債務を弁償するところがある。この場合においては、これらの債権を評価せざるを、清算人は、債権者の選任の申立てをしななければならない。</p>		
<p>2) 前項の選任は、清算人は、同項の選任人の評価に従い</p>		
<p>3) 第一項の選任の選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。当該選任による選任のための叫出し及び質問に関する費用についても同様とする。</p>		
<p>(債務の弁償に係る残余財産の引渡しの問題)</p>		
<p>第四十四条之三十三 清算人は、当該清算人の債務を弁済した後ならんは、その財産の引渡しをすることができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁償をすることが必要と認められる財産を担保した場合は、この限りでない。</p>		
<p>(債権者の選任)</p>		
<p>第四十四条之三十四 清算法人の債権者(証明している債権者を除く)であつて第四十四条之三十二項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。</p>		
<p>2) 前項の規定により清算から除外された債権者は、引渡しがおられない限り残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。</p>		
<p>第五目 残余財産の帰属</p>		
<p>第四十七条 解散した社会福祉法人の残余財産は、合併(合併による消滅)又は清算人が選任する場合に限る。)及び破産</p>		

<p>手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する債権者届出届出時において、定款の定めるところにより、その債権すべき者に帰属する。</p>		
<p>2) 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。</p>		
<p>第六目 清算事務の終了等</p>		
<p>(清算事務の終了等)</p>		
<p>第四十七条之二 清算人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。</p>		
<p>2) 清算人(当該清算人)は、決算報告は、清算人の承認を受けなければならない。</p>		
<p>3) 清算人は、当該報告(証明の報告)の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたるものを監事委員会に提出し、又は提出し、その承認を受けなければならない。</p>		
<p>4) 前項の承認があつたときは、任務を完了したと認める清算人の個人責任は、免除されるものとみなす。ただし、清算人の職務(業務)に關し不正の行為があつたときは、この限りでない。</p>		<p>(決算報告)</p> <p>第五十条の十 法第四十七條之二第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することが出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額 三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額) <p>2) 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を登記しなければならない。</p>
<p>(帳簿簿記の保存)</p>		
<p>第四十七条之三 清算人(清算人承認委員会にあつては、第四十七条の十第三号の項に規定する清算人)は、清算法人の主たる事務所の所在地に於ける清算終了の登記の時から十年間、清算法人の帳簿簿記及び清算に関する重要な資料(以上を「帳簿簿記」といふ。)を保存しなければならない。</p>		
<p>2) 裁判所は、帳簿簿記の申立てにより、前項の清算人に代つて帳簿簿記を保存する者を選任することができる。この選任は、同項の規定は、適用しない。</p>		
<p>3) 前項の規定により選任された者は、清算法人の主たる事務所の所在地に於ける帳簿簿記の登記の時から十年間、帳簿簿記を保存しなければならない。</p>		
<p>4) 第一項(第二項)による選任の手続に関する費用は、清算法人の負担とする。</p>		
<p>(帳簿簿記による監査)</p>		
<p>第四十七条之四 社会福祉法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p>		

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する報告に対し、意見を求め、又は調査を命ずることができる。

4 前項に規定する報告は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(裁判長の任期)
 第四十七条の五 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所管する官庁に出なければならぬ。

(検査役の選任)
 第四十七条の六 裁判所は、社会福祉法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第四十四条の十三の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について適用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とするものは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする。

【参考】準用条文（議決後）
 ○ 社会福祉法
 (裁判所の選任する検査役の報酬)
 第四十四条の十三 裁判所は、第四十七条の六第一項の規定により検査役を選任した場合に、清算人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該社会福祉法人及び検査役の陳述を聴かなければならぬ。

(裁判長選任)
 第四十七条の七 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(第二百一十号法律)第一項、第二百八十八条、第二百八十九条(第二号、第三号及び第四号に定める部分に限る。)、第二百九十条、第二百九十一条(第二号に定める部分に限る。)、第二百九十二条、第二百九十三条(第一号及び第四号に定める部分に限る。)、第二百九十四条及び第二百九十五条の規定は、社会福祉法人の解散及び清算について適用する。この場合において、必要な技術的調整は、政令で定める。

(社会福祉法人の解散又は清算に関する職務)
 第十三条の十八 法第四十七条の七において社会福祉法人の解散及び清算について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百八十九条第一号及び第二百九十三条第一号の規定を適用する場合においては、同法第二百八十九条第一号中「第七十五条第二項(第七十七条において準用する場合を含む。)、第七十九条第二項(第九十九条において準用する場合を含む。)」若しくは第二百七十五条第二項の規定により選任された一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人、第二百九十条第一項とあるのは「清算人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の七第三項」と、「若しくは第二百七十五条第二項において適用する第七十九条第二項の規定」とあるのは「一臨時の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において適用する第七十五条第一項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第一項において適用する第七十五条第一項の規定により選任された一時代表清算人」と、「一般役員又は第二百六十二条第三項の管理人」とあるのは「又は検査役」と、同法第二百九十三条第一号中「第二百九十条第一号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人」とあるのは「清算人」と、「官庁」とあるのは「社会福祉法第四十七条の七において適用する第二百八十九条第一号」と、「若しくは代表清算人」とあるのは「監事、評議員若しくは代表清算人」と、「第二百九十二条第一号」とあるのは「同法第四十六条の七第三項」と読み替えるものとする。

【参考】準用条文（議決後）
 ○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
 (非訟事件の報酬)
 第二百一十号 法の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、社会福祉法人のまたる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 【準用条文外】
 (審明)
 第二百一十号 この法律の規定による訴訟の申立てをする場合には、その原因となる事実を審明しなければならない。

(裁判長の職権)
 第二百一十号 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のときは、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該審判に定める審判の職務を履行しなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

- 一 この法律の規定により社会福祉法人が作成し、又は備え置いた簿籍又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該社会福祉法人
- 二 清算人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十四条の十三第三項において適用する第七十五条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは監事の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において適用する第七十五条第一項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第一項において適用する第七十五条第一項の規定により選任された一時代表清算人の職務を行うべき者又は検査役の報酬の額の決定 当該社会福祉法人(報酬を受ける者が社会福祉法人を代表する者とならなければ、監事)及び報酬を受ける者

三 【準用条文外】
 四 清算人の選任についての裁判 当該清算人
 五・六 【準用条文外】
 (理由の付記)

第二百一十号 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を述べなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

- 一 検査第三号に掲げる裁判
- 二 第二百九十三条第一号に掲げる裁判

(国書法廷)

人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十六条の七第三項」と、「若しくは第二百七十五条第二項において適用する第七十九条第二項の規定」とあるのは「一臨時の職務を行うべき者、同法第四十六条の七第三項において適用する第七十五条第一項の規定により選任された一時評議員の職務を行うべき者、同法第四十六条の十一第一項において適用する第七十五条第一項の規定により選任された一時代表清算人」と、「一般役員又は第二百六十二条第三項の管理人」とあるのは「又は検査役」と、同法第二百九十三条第一号中「第二百九十条第一号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、清算人」とあるのは「清算人」と、「官庁」とあるのは「社会福祉法第四十七条の七において適用する第二百八十九条第一号」と、「若しくは代表清算人」とあるのは「監事、評議員若しくは代表清算人」と、「第二百九十二条第一号」とあるのは「同法第四十六条の七第三項」と読み替えるものとする。

<p>第二百九十一条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める期日限り、即時抗告をすることができる。</p> <p>一 【裁判対象外】</p> <p>二 第二百八十五号各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（旧法第五号及び第三号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者） （原裁判の終結停止）</p> <p>第二百九十二条 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第二百八十五号第三号から第四号までに掲げる裁判に對するものについては、この限りでない。 （不服申立ての制限）</p> <p>第二百九十三条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることとならない。</p> <p>一 清算人、代業業者、社会福祉法第四十七条の七において準用する第二百八十九号第三号に規定する一時清算人、監事、監事監事若しくは代業業者人の職務を行ふべき者、検査役、旧法第四十七号第三十二号二項の鑑定人又は同法第四十七号第三十三号の検査業務の保存をする者の選任又は選定の裁判</p> <p>二-三 【裁判対象外】</p> <p>四 この法律（親告による訴請の申立てを認容する裁判（第二百八十五号第三号に掲げる裁判を除く。））（非訟事件手続法の規定の適用除外）</p> <p>第二百九十四条 この法（親告による非訟事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条及び第五十五号第三項第三号の規定は、適用しない。） （最高裁判所規則）</p> <p>第二百九十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則に定める。</p>		
<p>第三編 合併</p>		
<p>第四編 吸収</p>		
<p>第四十八条 社会福祉法は、他の社会福祉法人と合併することとができる。この場合に於いては、合併する社会福祉法人は、合併協議を締結しなければならない。</p>		
<p>第五編 吸収合併</p>		

<p>（吸収合併契約）</p> <p>第四十九条 社会福祉法が吸収合併（社会福祉法が他の社会福祉法人とする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の職務業務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継せらるるもの）をいふ。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、吸収合併後存続する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併存続社会福祉法」といふ。）及び吸収合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法」といふ。）の名称及び住所その他厚生労働令で定める事項を定めなければならない。</p>		<p>（吸収合併契約）</p> <p>第五十一条 法第四十九条に規定する厚生労働令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 吸収合併がその効力を生ずる日</p> <p>二 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）の職員の数</p>
<p>（吸収合併の効力の発生等）</p> <p>第五十条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の代表者職務の所在期に於いて合併の登記をすることによつて、その効力を生ずる。</p> <p>2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日、吸収合併消滅社会福祉法（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法」といふ。）の職務業務（当該吸収合併消滅社会福祉法がその行う事業に關し行政庁の認可その他の契約上應じて有する権利義務を含む。）を承継する。</p> <p>3 吸収合併は、商標庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>4 第二十三条の規定は、前項の認可について準用する。</p>		<p>（合併認可申請手続）</p> <p>第六十条 社会福祉法人は、法第五十条第三項又は法第五十四条の六第二項の規定により、吸収合併（法第四十九条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第五十条の五に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>一 法第五十二条及び法第五十四条の二第二項又は法第五十四号の八の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類</p> <p>二 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款</p> <p>三 吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第五十条の五第一号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）に係る次の書類</p> <p>イ 財産目録及び貸借対照表</p> <p>ロ 負債があるときは、その負債を証明する書類</p> <p>四 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類</p> <p>イ 財産目録</p> <p>ロ 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書</p>
<p>【参照】 第五号文（最終案）</p> <p>○社会福祉法</p> <p>（認可）</p> <p>第三十二条 所轄庁は、第五十条第三項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第二十五条の職責に適合しているかどうか、その資産の内容及び取立の手段が、法令の規定に違反してないかどうか等を審査した上で、法第五十条第三項の認可を決定しなければならない。</p>		

	(吸収合併親縁に関する書面等の備置き及び閲覧等)
--	--------------------------

<p>第五十一条 吸収合併消滅社会福祉法人は、次条の評議員会の日の二週間前（第四十五条の九第十項において適用する吸収団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の略称があつては、同項の略称があつた日）から吸収合併の登記の日までの間、吸収合併親縁の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその行う事業所に備え置かなければならない。</p>	<p>2 吸収合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、吸収合併親縁を整理し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第三号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅社会福祉法人の定める事項を支払わなければならない。</p> <p>一 前項の書面の閲覧の請求</p> <p>二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求</p> <p>三 前項の電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて吸収合併消滅社会福祉法人の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求</p>
---	---

--	--

--	--

<p>六 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（吸収合併存続社会福祉法人については、引き継ぎ評議員となるべき者又は引き継ぎ役員となるべき者の就任承諾書を除く。）</p> <p>二 評議員となるべき者のうち、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書きに規定する半額を超えない場合に限る。）、又は同条第八号に規定する者（同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類</p> <p>六 評議員となるべき者のうち、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者（同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、又は同条第七号に規定する者（同号括弧書きに規定する半額を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員（氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類</p> <p>七 理事となるべき者のうち、他の各理事となるべき者について、第二条の十第六号に規定する者（第六号又は第七号に規定する者について、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類</p> <p>ト 理事となるべき者のうち、他の各役員となるべき者について、第二条の十一第六号に規定する者（同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第七号に規定する者（同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）、同条第八号に規定する者（同号括弧書きに規定する半額を超えない場合に限る。）、又は同条第九号に規定する者（同号括弧書きに規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員（氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類</p> <p>2 第二三条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。</p>	(吸収合併消滅社会福祉法人の事前開示事項)
---	-----------------------

<p>第六条の二 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款の定め</p>	<p>二 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項</p> <p>イ 最終会計年度（各会計年度に係る法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類につき法第四十五条の三十三第二項の承認（法第四十五条の三十一前段に規定する場合にあつては、法第四十五条の二十八第三項の承認）を受けた場合における当該各会計年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る監査報告等（各会計年度に係る計算書類、事業報告及び監査報告（法第四十五条の二十八第三項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。以下同じ。）の内容（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における資財対照表の作成）</p> <p>ロ 最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産（社会福祉法人の財産をいう。以下同じ。）の状況に重要な影響を及ぼす事象が生じたときは、その内容（法第五十一条の評議員会の日の二週間前（法第四十五条の九第十項において適用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の略称があつた日。以下同じ。）後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）</p> <p>三 吸収合併消滅社会福祉法人（消滅法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項</p> <p>イ 吸収合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を及ぼす事象が生じたときは、その内容（法第五十一条の評議員会の日の二週間前（法第四十五条の九第十項において適用する一般財団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の場合にあつては、同項の略称があつた日）後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）</p>
--	---

三 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 四 前項の電機的記録に記載された事項を厚生労働委員会に定める方法により表示したものの閲覧の請求
 五 前項の電機的記録に記載された事項を電機的方法であつて
 一 吸収合併存続社会福祉法人の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

の場合にあつては、同項の提案があつた日。以下同じ。
) 後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。
 二 吸収合併消滅社会福祉法人(清算法人に限る。)が法第四十六條の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表
 三 吸収合併存続社会福祉法人についての次に掲げる事項
 イ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度の末日(最終会計年度がない場合にあつては、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第五十四條の二第一項の評議員会の日の一週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)
 ロ 吸収合併存続社会福祉法人において最終会計年度がないときは、吸収合併存続社会福祉法人の成立の日における貸借対照表
 四 吸収合併の登記の日以後における吸収合併存続社会福祉法人の債務(法第五十四條の三第二項第四号の規定により吸収合併について専断を遂げることができる権限者に対して負担する債務に限る。)の履行の見込に関する事項
 五 法第五十四條の二第二項の評議員会の日の一週間前の日後吸収合併の登記の日までの間に、前各号に掲げる事項に事象が生じたときは、変更後の当該事項

(電機的記録に記載された事項を表示する方法)
 第二号の三 次に掲げる事項に規定する厚生労働命令で定める方法は、次に掲げる規定の電機的記録(法第三十一條第二項に規定する電機的記録をいう。以下同じ。)に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
 一 法第三十四條の二第三項第三号
 二 法第三十四條の二第三項第三号
 三 法第四十五條の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第九十四條第三項第三号
 四 法第四十五條の十一第四項第三号
 五 法第四十五條の十五第二項第三号
 六 法第四十五條の十九第三項第三号

(吸収合併契約の承認)
 第五十四條の二 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
 2 吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉人の債務の額として厚生労働委員会に定める額が吸収合併存続社会福祉法人が承継する吸収合併消滅社会福祉人の資産の額として厚生労働委員会に定める額を超える場合には、理事は、前項の評議員会において、その旨を説明しなければならない。

七 法第四十五條の二十五第二号
 八 法第四十五條の三十三第三項第三号
 九 法第四十五條の三十三第四項第二号
 十 法第四十五條の三十四第三項第三号
 十一 法第四十六條の二十六第二項第三号
 十二 法第四十六條の二十六第二項第三号
 十三 法第五十一條第二項第三号
 十四 法第五十四條第二項第三号
 十五 法第五十四條の四第三項第三号
 十六 法第五十四條の七第三項第三号
 十七 法第五十四條の十一第三項第三号

(資産の額等)
 第六号の五 法第五十四條の二第二項に規定する債務の額として厚生労働命令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。
 一 吸収合併の直後に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
 二 吸収合併の直前に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額
 2 法第五十四條の二第二項に規定する資産の額として厚生労働命令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額とする。
 一 吸収合併の直後に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額
 二 吸収合併の直前に吸収合併存続社会福祉法人の貸借対照表の作成があつたものとする場合における当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額

(換算率の取扱い)
 第五十四條の三 吸収合併存続社会福祉法人は、第五十條第三項の認可があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、併せて厚生労働委員会に、各号にこれを報告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。
 一 吸収合併をする旨
 二 吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所

(計算書類に関する事項)
 第六号の六 法第五十四條の三第二項第三号に規定する厚生労働命令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による報告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 一 公告対象法人(法第五十四條の三第二項第三号の吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。)につき最終会計年度がない場合

三	吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の財産目録に関する事項として、厚生労働省令で定めるもの
四	債権者が一定の期間内に異議を述べることができない旨
2	債権者が別表第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。
3	債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは弁済の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として、債権者に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をして当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
(吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)	
第五十四条の四	吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日遡算し、吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が承継し、吸収合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として、厚生労働省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。
2	吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日から六ヶ月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
3	吸収合併存続社会福祉法人の取締役及び債権者は、吸収合併存続社会福祉法人に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、債権者が第二号又は第三号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続社会福祉法人の定款を提出しなければならない。
一	第一項の書面の閲覧の請求
二	第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三	第一項の電磁的記録に記載された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四	第一項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続社会福祉法人の定款のものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

その旨	
二	公益社団法人が清算法人である場合、その旨
三	前二号に掲げる場合以外の場合、最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容
2	第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。
(吸収合併存続社会福祉法人の事後開示事項)	
第六条の七	法第五十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一	吸収合併の登記の日
二	吸収合併消滅社会福祉法人における法第五十三条の規定による手続の経過
三	吸収合併存続社会福祉法人における法第五十四条の三の規定による手続の経過
四	吸収合併により吸収合併存続社会福祉法人が吸収合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に関する事項
五	法第五十一条第一項の規定により吸収合併消滅社会福祉法人が備置した書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
六	前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項
(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)	
第二十一条の三	次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を書面又は映像面に表示する方法とする。
一	法第三十条の二第二項第三号
二	法第三十四条の二第三項第二号
三	法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第五百九十条第三項第二号

第三章 新設合併	
(新設合併契約)	
第五十四条の五	二以上の社会福祉法人が新設合併（二以上の社会福祉法人がする合併であつて、合併により消滅する社会福祉法人の権利義務の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継せらるるをいう。以下この目及び附第三十三条第十一号において同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
一	新設合併により消滅する社会福祉法人（以下この目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所
二	新設合併により設立する社会福祉法人（以下この目において「新設社会福祉法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地
三	前号に掲げらるるのほか、新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項
四	第三章に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項
(新設合併の効力の発生等)	
第五十四条の六	吸収合併消滅社会福祉法人は、その成立の日、新設社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設社会福祉法人がその行う事業に關し行政庁の認可その他の処分によつて有する権利義務を含む。）を承継する。

四	法第四十五条の十一第四項第一号
五	法第四十五条の十五第二項第二号
六	法第四十五条の十九第三項第二号
七	法第四十五条の二十五第二号
八	法第四十五条の三十二第三項第三号
九	法第四十五条の三十二第四項第三号
十	法第四十五条の三十四第三項第二号
十一	法第四十六条の二十第二項第二号
十二	法第四十六条の二十六第二項第三号
十三	法第五十一条第二項第三号
十四	法第五十四条第二項第三号
十五	法第五十四条の四第三項第三号
十六	法第五十四条の七第二項第三号
十七	法第五十四条の十一第二項第三号
(新設合併契約)	
第六条の八	法第五十四条の五第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一	新設合併がその効力を生ずる日
二	新設合併消滅社会福祉法人の職員の内週
(合併認可申請手続)	
第六条	社会福祉法人は、法第五十条第三項又は法第五十四条の六第二項の規定により、吸収合併（法第四十九条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第五十四条の五に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、吸収合併又は新設合併の理由を記載し

2	新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
31	第三十二条の規定は、前項の認可について準用する。

	た申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。
一	法第五十二条及び法第五十四条の二第二項又は法第五十四条の八の手續又は定款に定める手續を竣たことを証明する書類
二	吸収合併存続社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併設立社会福祉法人（法第五十四条の五第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。以下同じ。）の定款
三	吸収合併消滅社会福祉法人（法第四十九条に規定する吸収合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅社会福祉法人（法第五十四条の五第一号に規定する新設合併消滅社会福祉法人をいう。以下同じ。）に係る次の書類
イ	財産目録及び貸借対照表
ロ	負債があるときは、その負債を証明する書類
四	吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類
イ	財産目録
ロ	合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う取次書
ハ	評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（吸収合併存続社会福祉法人については、引き継ぎ評議員となるべき者又は引き継ぎ役員となるべき者の就任承諾書を除く。）
ニ	評議員となるべき者のうち、他の各評議員となるべき者について、第二条の七第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）又は同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半額を超えない場合に限る。）又は同条第八号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類
ホ	評議員となるべき者のうち、他の各役員となるべき者について、第二条の八第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）又は同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する半額を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員との関係を説明する事項

	（新設合併存続線に関する書面等及び図章等）
	第五十四条の二 吸収合併消滅社会福祉法人は、本条の評議員会の日（二週間前）の日（第四十五条の九第十項において準用する）取次書及び一般社団法人に關する法律第九百九十四條第一項の場合にあつては、同項の規定があつた日）から新設合併設立又は存続線引の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他 厚生労働省令 で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
2	新設合併消滅社会福祉法人の評議員及び債権者は、新設合併消滅社会福祉法人に對し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることが出来る。ただし、債権者が第二号又は第三号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅社会福祉法人の定款を費用を支払わなければならない。
一	債権の範囲の閲覧の請求
二	前項の閲覧の請求又は抄本の交付の請求
三	前項の電磁的記録に記載された事項を 厚生労働省令 で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四	前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて、新設合併消滅社会福祉法人の定款等により提供する

	を記載した書類
ク	理事となるべき者のうち、他の各理事となるべき者について、第二条の十各号に規定する者（第六号又は第七号に規定する者については、これらの号に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類
ド	理事となるべき者のうち、他の各役員となるべき者について、第二条の十一第六号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）又は同条第七号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）又は同条第九号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が三分の一を超えない場合に限る。）がいるときは、当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類
2	第二十五条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。
	（新設合併消滅社会福祉法人の事前開示事項）
	第六条の九 法第五十四条の七第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一	他の新設合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
イ	最終会計年度に係る監査報告等の内容（最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表の内容）
ロ	他の新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の八の評議員会の日（二週間前）の日（法第五十四条の九第十項において準用する）一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第九百九十四條第一項の場合にあつては、同項の規定があつた日。以下同じ。）後新設合併消滅社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

この請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

- 二 他の新設合併消滅社会福祉法人（清算法人に限る。）が法第四十六条の二十二第一項の規定により作成した貸借対照表
 - 三 当該新設合併消滅社会福祉法人（清算法人を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
 - イ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度の末日（最終会計年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第五十四条の人の評議員会の日の一週間前の日後新設合併消滅社会福祉法人の成立の日までの間に新たな最終会計年度が存在する）となる場合にあつては、当該新たな最終会計年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）
 - ロ 当該新設合併消滅社会福祉法人において最終会計年度がないときは、当該新設合併消滅社会福祉法人の成立の日における貸借対照表
 - 四 新設合併消滅社会福祉法人の成立の日以後における新設合併消滅社会福祉法人の債務（他の新設合併消滅社会福祉法人から承継する債務を除き、法第五十四条の九第一項第四号の規定により新設合併について異議を述べることができず債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
 - 五 法第五十四条の人の評議員会の日の一週間前の日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
- （電子的記録に記載された事項を表示する方法）
- 第二号の三 次に掲げる事項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電子的記録（法第三十一條第二項に規定する電子的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
- 一 法第三十四條の二第三項第三号
 - 二 法第三十四條の二第三項第三号
 - 三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四条第三項第二号
 - 四 法第四十五条の十一第四項第三号
 - 五 法第四十五条の十五第二項第二号
 - 六 法第四十五条の十九第三項第二号

（新設合併契約の承認）

第五十四条の八 新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。

（債権者の異議）

第五十四条の九 新設合併消滅社会福祉法人は、第五十四条の六第二項の規定があつたときは、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、説明している債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第一号の期間は、二月を下ることとしない。

- 一 新設合併をする旨
- 二 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所
- 三 新設合併消滅社会福祉法人の社員数に關する事項として厚生労働省令で定めるもの
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができない旨

2 債権者が別条第四号の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

3 債権者が第一項第四号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは埋済の担保を確保し、又は当該債権者に弁済を受けさせることができる旨を以て、債権者に對する財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（設立の特則）

第五十四条の十 第三十二條、第三十三條及び第三十五條の規

- 七 法第四十五条の二十五第二号
 - 八 法第四十五条の三十二第三項第三号
 - 九 法第四十五条の三十二第四項第二号
 - 十 法第四十五条の三十四第三項第三号
 - 十一 法第四十六条の二十六第二項第三号
 - 十二 法第四十六条の二十六第二項第三号
 - 十三 法第五十一条第三項第三号
 - 十四 法第五十四条第二項第三号
 - 十五 法第五十四条の四第三項第三号
 - 十六 法第五十四条の七第三項第三号
 - 十七 法第五十四条の十一第三項第三号
- （社員数に關する事項）
- 第六条の十 法第四十五条の九第一項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めらるるとする。
- 一 公益社団法人（法第五十四条の九第一項第三号の新設合併消滅社会福祉法人をいう。次号において同じ。）につき最終会計年度がない場合 その旨
 - 二 公益社団法人が清算法人である場合 その旨
 - 三 第二号に掲げる場合以外の場合 最終会計年度に係る貸借対照表の要旨の内容
- 2 第六条の三第二項及び第三項の規定は、前項第三号の貸借対照表の要旨について準用する。

定は、新設合併設立社会福祉法人の設立については、適用しない。	
2 新設合併設立社会福祉法人の定款は、新設合併消滅社会福祉法人の定款とする。この場合に於いては、第三十一条第一項の認可を受けることを要しない。	
(新設合併に關する書面等の備置及び閲覧等)	
第五十四条の十一 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日以後速やかに、消滅会社により新設合併設立社会福祉法人が承継した新設合併消滅社会福祉法人の権利義務その他の新設合併に關する事項として「厚生労働令」で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。	
2 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日から六月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他「厚生労働令」で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をそのおこな事務所に備え置かなければならない。	
3 新設合併設立社会福祉法人の取締役及び債権者は、新設合併設立社会福祉法人に對し、その業務期間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、ただし、債権者が第一号又は第二号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立社会福祉法人の定款を提出しなければならない。	
一 前項の書面の閲覧の請求	
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求	
三 前項の電磁的記録に記載された事項を「厚生労働令」で定める方法により表示したものの閲覧の請求	
四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて新設合併設立社会福祉法人の定款の定めにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求	

(新設合併設立社会福祉法人の事後開示事項)	
第六十一条 第五十四条の十一第二項に規定する厚生労働令で定める事項は、次のとおりとする。	
一 新設合併設立社会福祉法人の成立の日	
二 第五十四条の九の規定による手続の経過	
三 新設合併により新設合併設立社会福祉法人が新設合併消滅社会福祉法人から承継した重要な権利義務に關する事項	
四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に關する重要な事項	
第六十二条 第五十四条の十一第二項に規定する厚生労働令で定める事項は、第五十四条の七第一項の規定により新設合併消滅社会福祉法人が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（新設合併契約の内容を除く。）とする。	
(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)	
第三十一条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	
一 法第三十四条の二第二項第三号	
二 法第三十四条の二第三項第三号	
三 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律（平成十八年法律第四十八号）第九十四條第三項第二号	
四 法第四十五条の十二第四項第二号	
五 法第四十五条の十五第二項第二号	
六 法第四十五条の十九第三項第二号	
七 法第四十五条の二十五第二号	
八 法第四十五条の三十三第三項第三号	
九 法第四十五条の三十三第四項第三号	
十 法第四十五条の三十四第三項第二号	
十一 法第四十六条の二十第三項第二号	

第四目 合併の無効の訴え	
第五十五条 一 吸収合併及び合併に關する法律第二百六十四條第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第二百六十六条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第二百六十七条（第一号及び第三号）、第二百七十二条から第二百七十五条まで並びに第二百七十七条の規定は、社会福祉法人の合併の訴えに於いて準用する。この場合において、同法第二百七十二条第二項第三号中「社員等であつて」とあるのは「取締役等（取締役、理事、監事又は監事人をいふ。以下同じ。）であつて」と、「社員等」とあるのは「取締役等」と、同法第二百七十二条中「社員等」とあるのは「取締役等」と、同法第二百七十二条第一項中「社員」とあるのは「取締役」と読み替へるものとするほか、必要な技術的修飾を加へ、 附令 で定める。	
【参考】準用条文（読後後）	
○ 吸収合併及び一般財団法人に關する法律（社会福祉法人の合併の無効の訴え）	
第二百六十六条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。	
一 【準用対象外】	
一 社会福祉法人の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六月以内	
二 社会福祉法人の普通合併 普通合併の効力が生じた日から六月以内	
2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。	
一 【準用対象外】	
一 前項第一号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする社会福祉法人の取締役等（取締役、理事、監事又は監事人をいふ。以下同じ。）であつた者又	

(社会福祉法人の合併の無効の訴えに關する附則)	
第十三条の十九 法第五十五条において社会福祉法人の合併の無効の訴えに於いて一般社団法人及び一般財団法人に準用する法律第二百六十四條第一項第二号及び第三号、第二百六十六条第二号及び第三号並びに第二百七十五条第一項第一号及び第二号の規定を準用する場合においては、同法第二百六十四條第二項第二号中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人（社会福祉法人（昭和二十六年度法律第四十五号）第四十九條に規定する吸収合併存続社会福祉法人をいう。第二百六十六条第二号及び第二百七十五条第一項第一号において同じ。）」と、同項第三号中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人（社会福祉法人第五十回法の五條第二号に規定する新設合併設立社会福祉法人をいう。第二百六十六条第三号及び第二百七十五条第一項第三号において同じ。）」と、同法第二百六十九條第一項中「吸収合併存続法人」とあるのは「吸収合併存続社会福祉法人」と、同法第二百七十二条中「新設合併設立法人」とあるのは「新設合併設立社会福祉法人」と読み替へるものとする。	

十二 法第四十六条の二十六第二項第三号	
十三 法第五十一条第二項第三号	
十四 法第五十四条第二項第三号	
十五 法第五十四条の四第三項第三号	
十六 法第五十四条の七第二項第三号	
十七 法第五十四条の十一第二項第三号	

は吸収合併存続社会種社法人（社会種社法 昭和二十六年法律第四十五号）第四十六条に規定する吸収合併存続社会種社法人をいふ。第二百十九号第三号及び第二百七十五号第一号第三号に同じ。）の監理員等、財産管理人若しくは監事等について承認をしなかつた債権者

三 前項第三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において当該債権者たる社会種社法人の監理員等であつた者又は新設合併設立社会種社法人（社会種社法第五十四条の五第一号に規定する吸収合併設立社会種社法人をいふ。第二百十九号第三号及び第二百七十五号第一号第二号に同じ。）の監理員等、財産管理人若しくは新設合併について承認をしなかつた債権者

(報告)

第二百十九条 次の各号に掲げる語え（以下この節において「社会種社法人の合併の無効の語え」と総称する。）については、当該各号に定める者を報告とする。

一 【合併対象外】

- 一 社会種社法人の吸収合併の無効の語え 吸収合併存続社会種社法人
- 二 社会種社法人の新設合併の無効の語え 新設合併設立社会種社法人

四 八 【合併対象外】

(合併の総論)

第二百七十条 社会種社法人の合併の無効の語えは、報告となる社会種社法人の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄に附する。

(担保提供命令)

第二百七十一条 社会種社法人の合併の無効の語えであつて、債権者らに賠償するに足りるものとして、裁判所は、報告の申立てにより、当該社会種社法人の合併の無効の語えを撤回し、当該担保命令を、報告の撤回を立てるべきことを命ずることとなる。ただし、当該債権者が理事、監事又は清算人となるときは、この限りでない。

2 【合併対象外】

3 報告は、第一項（前項において引用する語えを含む。）の申立てをなす日は、原告の請求の提起が善意によるものであることを證明しなければならぬ。

(株主等の公益的組合)

第二百七十二条 同一の請求を目的とする社会種社法人の合併の無効の語えに於て二以上の請求が同時に提起するときは、

その合併及び裁判は、併合してしなければならない。

(認許請求の効力及び効果の範囲)

第二百七十二条 社会種社法人の合併の無効の語えに係る請求も認許する認許請求は、第三号に於いてもその効力を有する。

(無効又は取消しの判決の効力)

第二百七十四条 社会種社法人の合併の無効の語え（第二百十九号第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる語えに属する。）に於て請求を認許する判決が確定したときは、当該判決に於いて無効とされ、又は取り消された行為（当該行為により社会種社法人が設立された場合に於ては、当該設立行為。）は、將來に於いてその効力を失ふ。

(合併の無効判決の効力)

第二百七十五条 次の各号に掲げる行為の無効の語えに係る請求を認許する判決が確定したときは、当該行為をした社会種社法人は、当該行為の効力を生じた日以後に当該各号に定める社会種社法人の負担した債務について、連帯して弁済する責任を負ふ。

- 一 社会種社法人の吸収合併 吸収合併存続社会種社法人
- 二 社会種社法人の新設合併 新設合併設立社会種社法人

2 前項に規定する場合には、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日以後に当該各号に定める社会種社法人が取得した財産は、当該行為をした社会種社法人の共有に属する。

3 前二項に規定する場合には、各社会種社法人の第一項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各社会種社法人の共同して受ける。

4 各社会種社法人の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の附帯的調わないときは、裁判所は、各社会種社法人の申立てにより、第二項各号に掲げる行為の効力が生じた日に於ける各社会種社法人の財産の額その他の事項を考慮して、これを定める。

(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)

第二百七十六条 社会種社法人の合併の無効の語えを提起した原告が敗訴した場合には、原告に善意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に於て、連帯して損害を賠償する責任を負ふ。

第七節 社会種社実業計画

(社会種社実業計画の承認)

その合併及び裁判は、併合してしなければならない。
(認許請求の効力及び効果の範囲)
第二百七十二条 社会種社法人の合併の無効の語えに係る請求も認許する認許請求は、第三号に於いてもその効力を有する。
(無効又は取消しの判決の効力)
第二百七十四条 社会種社法人の合併の無効の語え（第二百十九号第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる語えに属する。）に於て請求を認許する判決が確定したときは、当該判決に於いて無効とされ、又は取り消された行為（当該行為により社会種社法人が設立された場合に於ては、当該設立行為。）は、將來に於いてその効力を失ふ。
(合併の無効判決の効力)
第二百七十五条 次の各号に掲げる行為の無効の語えに係る請求を認許する判決が確定したときは、当該行為をした社会種社法人は、当該行為の効力を生じた日以後に当該各号に定める社会種社法人の負担した債務について、連帯して弁済する責任を負ふ。
一 社会種社法人の吸収合併 吸収合併存続社会種社法人
二 社会種社法人の新設合併 新設合併設立社会種社法人
2 前項に規定する場合には、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日以後に当該各号に定める社会種社法人が取得した財産は、当該行為をした社会種社法人の共有に属する。
3 前二項に規定する場合には、各社会種社法人の第一項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各社会種社法人の共同して受ける。
4 各社会種社法人の第一項の債務の負担部分又は第二項の財産の共有持分について、前項の附帯的調わないときは、裁判所は、各社会種社法人の申立てにより、第二項各号に掲げる行為の効力が生じた日に於ける各社会種社法人の財産の額その他の事項を考慮して、これを定める。
(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)
第二百七十六条 社会種社法人の合併の無効の語えを提起した原告が敗訴した場合には、原告に善意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に於て、連帯して損害を賠償する責任を負ふ。

第七節 社会種社実業計画

(社会種社実業計画の承認)

(社会種社実業計画の承認の申請)

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる厚生労働省令で定める額を額とするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（前号において「前日」といふ。）において現に行つてゐる社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第三項第一号において「既存事業」といふ。）の充実に又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」といふ。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」といふ。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前々会計年度において作成した第十二項に規定する承認社会福祉充実計画の承認期間中は、この限りではない。

一 当該会計年度の前々会計年度に係る貸借対照表の資産の部及び負債の部の額に計上した額を控除して得た額

二 前日において現に行つてゐる事業を継続するために必要な経費として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時にしなければならない。

3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 既存事業（充実に係る部分に限る。）又は新規事業（以下この条において「社会福祉充実事業」といふ。）の規模及び内容

二 社会福祉充実事業を行う区域（以下この条において「事業区域」といふ。）

三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額（第五項において「事業費」といふ。）

四 第一号第一号に掲ぐる額及び同項第二号に掲ぐる額を控除した額（第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実確保額」といふ。）

五 社会福祉充実計画の実施期間

六 その他厚生労働省令で定める事項

4 社会福祉法人は、前項第一号に掲ぐる事項の記載に当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲ぐる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。

一 社会福祉事業又は公益事業（第二十条第四項第四号に掲ぐる事業に限る。）

二 公益事業（第二十条第四項第四号に掲ぐる事業を除き、日

常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、職能又は技能が社会で、その需要にほむ福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」といふ。）

三 公益事業（第二号に掲ぐる事業を除く。）

5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たつては、事業費又は社会福祉充実確保額として、公認士、税理士その他の職務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定めるところの意見を聴かなければならない。

6 社会福祉法人は、地域公益事業又は社会福祉充実計画の作成に当たつては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要にほむ、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。

8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び届出の適否を支援に關し必要な助言その他の支援を行うものとする。

9 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲ぐる要件のいずれかに適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業（職能及び内容が、社会福祉充実確保額に照らして適切なるものであること）

二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の量理しに照らして適切なるものであること

三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容は、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なるものであること

四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること

10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合している限り、これを承認するため必要があると認めるときは、関係機関の長官その他の長官に、資料の提供その他の必要な協力を求めることができる。

11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつ

第六条の十三 法第五十五条の二第一項に規定する社会福祉充実計画の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲ぐる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行ふものとする。

一 社会福祉充実計画を記載した書類

二 法第五十五条の二第五項に規定する者の意見を聴取したことを証する書類

三 法第五十五条の二第七項の評議員会の議事録

四 その他必要な書類

（控除対象財産額等）

第六条の十四 法第五十五条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、社会福祉法人が当該会計年度の前会計年度の末日において有する財産のうち次に掲ぐる財産の合計額をいう。

一 社会福祉事業、公益事業及び収益事業の実施に必要な財産

二 前号に掲ぐる財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産

三 当該会計年度において、第一号に掲ぐる事業の実施のため最低限必要とする運転資金

2 前項第一号に規定する財産の算定に当たつては、法第五十五条の二第一項第一号に規定する貸借対照表の負債の部に計上した額のうち前項第一号に規定する財産に相当する額を控除しなければならないものとする。

（社会福祉充実計画の記載事項）

第六条の十五 法第五十五条の二第三項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに電話番号その他の連絡先

二 社会福祉充実事業（法第五十五条の二第三項第一号に規定する社会福祉充実事業をいう。以下同じ。）に關する賛金計画

三 法第五十五条の二第四項の規定による例外的措置

四 法第五十五条の二第六項の規定に基づき行う意見の聴取の結果

五 その他必要な事項

（実施する事業の検討の結果）

第六条の十六 法第五十五条の二第四項の規定による同条第三

項第一号に掲ぐる事項の記載は、社会福祉法人の設立の目的を鑑み、同条第四項各号に掲ぐる事業の順にその実施について検討し、その検討の結果を記載することにより行ふものとする。

（併発に関する専門的な知識経験を有する者）

第六条の十七 法第五十五条の二第五項の厚生労働省令で定める者は、監査法人又は税理士法人とする。

<p>た社会福祉充実計画（次条第一項の承認があつたときは、その承認後から、同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。）に従つて事業を行わなければならない。</p>		
<p>(社会福祉充実計画の変更)</p> <p>第五十五条の三 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前条第三項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めることにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>3 前条第三項の第二項までの規定は、第一項の変更の申請について適用する。</p>		<p>(承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請)</p> <p>第六条の十八 法第五十五条の三第二項に規定する承認社会福祉充実計画の変更の承認の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行ふものとする。</p> <p>一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類</p> <p>二 第六条の十三第二号から第四号までに掲げる書類</p> <p>(承認社会福祉充実計画における軽微な変更)</p> <p>第六条の十九 法第五十五条の三第二項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものである。</p> <p>一 社会福祉充実事業の種類の変更</p> <p>二 社会福祉充実事業の事業区域の変更（変更前の事業区域と変更後の事業区域とが同一の市町村の区域内（特別区を含む。）である場合を除く。）</p> <p>三 社会福祉充実事業の実施期間の変更（変更前の各社会福祉充実事業を実施する年度（以下「実施年度」という。）と変更後の実施年度とが同一である場合を除く。）</p> <p>四 前三号に掲げる変更のほか、社会福祉充実計画の重要な変更</p> <p>(承認社会福祉充実計画における軽微な変更に関する届出)</p> <p>第六条の二十 法第五十五条の三第二項に規定する軽微な変更に関する届出は、届出書に、次の各号に掲げる書類を添付して所轄庁に提出することによつて行ふものとする。</p> <p>一 変更後の承認社会福祉充実計画を記載した書類</p> <p>二 その他必要な書類</p>
<p>(社会福祉充実計画の終了)</p> <p>第五十五条の四 第五十五条の二第二項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従つて事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。</p>		<p>(承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請)</p> <p>第六条の二十一 法第五十五条の四に規定する承認社会福祉充実計画の終了の承認の申請は、申請書に、承認社会福祉充実計画に記載された事業を行うことが困難である理由を記載した書類を添付して所轄庁に提出することによつて行ふものとする。</p>

		<p>(様式)</p> <p>第六条の二十二 第六条の十三、第六条の十八、第六条の二十及び前条に規定する書類は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる書類の様式は、厚生労働省社会・援護局長が定める。</p>
<p>第八節 助成及び監督</p> <p>(監督)</p> <p>第五十六条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に社会福祉法人の事務所その他の施設に入入し、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められずと解してはならない。</p> <p>4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政の処分若しくは差控に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定め、その改善のために必要な措置（役員の変更を除く。）をとらざることを命ずることができる。</p> <p>5 所轄庁は、前項の規定による報告をした場合において、当該報告を基として社会福祉法人が合理的期限内にこれに従ふことができないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>6 所轄庁は、第四項の規定による報告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該報告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定め、当該措置をとらざることを命ずることができる。</p> <p>7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の変更を命ずることができる。</p> <p>8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政の処分若しくは差控に違反した場合であつて他の方法によつて監督が著しく困難であるとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わなくなつたときは、解散を命ずることができる。</p>		

<p>9 所轄庁は、第七項の規定により役員を解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合において、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。</p> <p>10 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p> <p>11 第九項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるからうたがひについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。</p>		
<p>(公益事業又は収益事業の停止)</p> <p>第五十七条 所轄庁は、第三十六條第二項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対し、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人が行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に供すること。</p> <p>三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</p>		
<p>(関係機関等との協力)</p> <p>第五十七条の二 関係機関等(社会福祉法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるもの所在地の都道府県庁事又は市庁長官とあって、当該社会福祉法人の所轄庁以外を指す。次項において同じ。)は、当該社会福祉法人に対し、調査又は情報提供を求めるときは必要であると認めるときは、当該社会福祉法人の所轄庁に対し、その旨の意見を述べることもできる。</p> <p>2 所轄庁は、第五十六条第二項及び第四項から第九項まで並びに前条の事業を行うことが必要であると認めるときは、関係都道府県庁事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p>		
<p>(助成等)</p> <p>第五十八条 国又は地方公共団体は、必要であると認めるとき</p>		<p>(助成申請手続)</p> <p>第八条 法第五十八条の規定により社会福祉法人が国の助成を</p>

<p>は、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることとなる。ただし、国庫財源法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方自治法第三百三十七條第二項の規定の適用を妨げない。</p> <p>2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対し、次に掲げる権限を有する。</p> <p>一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。</p> <p>二 助成の目的に照らし、社会福祉法人の予算が不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をなすことを勧告すること。</p> <p>三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は地裁の違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。</p> <p>3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>4 第五十六条第九項から第十一項までの規定は、第二項第三号の規定による聴取の報告若しくは前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命ずる場合に準ずる。</p>		<p>申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局長(二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり事業(第一條の四各号に掲げるものに限る。)を行う社会福祉法人にあつては、厚生労働大臣)に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 助成を受ける事業の計画書及びこれに伴う収支算書</p> <p>三 別に地方公共団体から助成を受け又は受けようとする場合には、その助成の程度を記載した書類</p> <p>四 財産目録及び貸借対照表</p> <p>2 前項に規定するもののほか、助成の種類に応じ必要な手続は、厚生労働大臣が別に定める。</p> <p>3 第二條第五項の規定は、第一項の場合に準用する。</p>
<p>(借付金の届出)</p> <p>第五十九条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に「厚生労働省令」で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届出しなければならない。</p> <p>一 第四十五條の三十三條第一項に規定する計算書類等</p> <p>二 第四十五條の三十四條第二項に規定する財産目録等</p>		<p>(届出)</p> <p>第六十条 法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等(以下「届出計算書類等」という。)の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行われなければならない。</p> <p>一 書面の提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に依る。)</p> <p>イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面(二)の提供</p> <p>ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面(二)の提供</p> <p>二 電磁的方法による提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に依る。)</p>

(情報公開法)
第五十九条の二 社会福祉法又は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、選挙若しくは、厚生労働令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第三十一条第一項若しくは第四十五条の三十六第二項の認可を受けたとき、又は同条第四項の規定による届出をしたとき 定款の内容

二 第四十五条第三十三項第五項の承認を受けるとき 当該承認を受けた届出等の支線的基础

三 定款を最定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち、厚生労働令で定める書類の内容

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人(厚生労働大臣が所轄するものを除く)の活動の状況その他の厚生労働令で定める事項について、職権又は分任若しくは、必要な経費その他の資料を作成するものとする。この場合において、都道府県知事は、その内容を公表するよう求めることができ、厚生労働大臣に対し、電磁的方法その他の厚生労働令で定める方法により報告するものとする。

3 都道府県知事は、前項前段の事務を行うため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の所轄官(市政に属する)に同じ)に対し、社会福祉法に基づく活動の状況その他の厚生労働令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

4 所轄官は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働令で定める方法によるものとする。

5 厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース(情報公開法第四十二条)その他の情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを、(一)の組織が知り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるように必要な措置を講ずるものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の調査を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況その他の厚生労働令で定める事項に関する情報の提供を求めること及び若しくは、

7 第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について準用する。

【参考】引用条文(最終更新後)

○社会福祉法

(情報公開法)

第五十九条の二 (引用対象外)

2・3 (引用対象外)

4 都道府県知事は、第百零九条の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働令で定める方法によるものとする。

5・7 (引用対象外)

(厚生労働大臣及び都道府県知事の支援)

第五十九条の二 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対し、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に關する事務の遂行に關し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合
当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供
ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合
当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

三 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関(厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。)及び独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に關する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法

(公表)

第十條 法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容を公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとする。

3 法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働令で定める書類は、次に掲げる書類(法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く)とする。

一 法第四十五条の二十七第二項に規定する計画書類

二 法第四十五条の三十四第二項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類(第二條の四十一第十四号及び第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。)

(調査事項)

第十條の二 法第五十九条の二第二項、第三項及び第六項に規定する厚生労働令で定める事項は、次に掲げる事項(個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く)とする。

一 法第四十五条の二十七第二項に規定する計画書類の内容

二 法第四十五条の三十二第一項に規定する附属明細書のうち社会福祉法人会計基準第三十條第一項第十号に規定する拠点区分資金収支明細書及び同項第十一号に規定する拠点区分事業活動明細書の内容

三 法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容

四 法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する書類(第二條の四十一第十五号に規定する事項が記載された部分を除く)の内容

五 承認社会福祉充実計画の内容

六 その他必要な事項

(報告方法)

第十條の三 法第五十九条の二第二項及び第四項に規定する厚生労働令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的方法

二 第九條第三号に規定する情報処理システムに記録する方法

(社会福祉法人台帳)

第十一條 所轄官は、社会福祉法人台帳を備えなければならない。

2 前項の社会福祉法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 名称

二 事務所の所在地

三 理事長の氏名

四 事業の種類

<p>第十一章 雑則</p> <p>(大都市等の特例)</p> <p>第二百二十六条 第七号及び第八号の規定により都道府県が処理することとなるべき事務のうち政令で定めるものは、指定都市及び中核市においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、これらの章中都道府県に関する規定は、指定都市等に關する規定として、指定都市等に適用がなすものとする。</p>	<p>(大都市等の特例)</p> <p>第二十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第百二十六条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和三十二年政令第十六号)第百七十四条の二十の二第二項及び第三項に定めるところによる。</p> <p>2 地方自治法第百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、法第百二十六条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の七第一項及び第二項に定めるところによる。</p>	<p>五 設立認可年月日及び設立登記年月日</p> <p>六 副議長又は役員に関する事項</p> <p>八七 資産に関する事項</p> <p>その他必要な事項</p> <p>(所轄庁)</p> <p>第十三条 第二号、第三号、第五号第一項、第六号第一項、第六号の十三、第六号の二十、第六号の二十一及び第十一号第一項において所轄庁とあるのは、法第三十条に規定する所轄庁とする。</p>
<p>(事務の区分)</p> <p>第二百二十七条 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>		
<p>(権限の委任)</p> <p>第二百二十八条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支庁長に委任することができる。</p>		

<p>(定款措置)</p> <p>第二百二十九条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的な理由を附随せしむる範圍内において、所要の経過措置(前項に關する経過措置を含む。)を定めることができる。</p>		
<p>(厚生労働省令への委任)</p> <p>第二百三十条 この法律に規定するものは、この法律の実施のため必要な種々の他の事項は、厚生労働省令で定める。</p>		
<p>第十一章 罰則</p> <p>第二百三十一条の二 次に掲げる者は、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉増進に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉増進に損害を加えたり、又は、上項第二号の懲罰若しくは五百五十円以下の罰金に処し、又はこれら併科する。</p> <p>一 監事(理事又は監事)</p> <p>二 民事再生法第五十六条に規定する仮処分委員会により選任された監事、理事又は監事の職務を代行する者</p> <p>三 第四十一条第三項又は第四十五条の六第二項、第四十五条の十七第三項において選任する職令を含む。)の規定により選任された時監事、理事、監事又は理事長の職務を行つべき者</p> <p>2) 次に掲げる者は、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉増進に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉増進に損害を加えたり、又は、前項と同様とする。</p> <p>一 清算人</p> <p>一 民事再生法第五十六条に規定する仮処分委員会により選任された清算人の職務を代行する者</p> <p>三 第四十一条の十第三項において選任する一般社団法人及び一般財団法人に關する法第百七十五条第二項の規定により選任された時代清算人の職務を行つべき者</p> <p>四 第四十六条の十一第七項において選任する一般社団法人及び一般財団法人に關する法第百七十九条第二項の規定により選任された時代清算人の職務を行つべき者</p> <p>五 第四十一条の十第三項において選任する一般社団法人及</p>		

<p>31 前二項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>第百三十条の三 次に掲げる者若し、その職務に關し、不正の請託を受け、或は不正の利益を収め、又はその要求若しくは請求をしたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者</p> <p>二 会計監理人又は第四十五条の六第三項の規定により選任された一時会計監理人の職務を行つべき者</p> <p>21 前項の利益を争奪し、又はその申立若しくは紛争をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。</p> <p>31 前二項の未遂は罰しない、知人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することできないときは、その価額を没収する。</p>		
<p>第百三十条の四 第百三十条の二及び前条第一項の罪は、日本国外におこつたこれらの罪を犯した者にも適用する。</p> <p>21 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一二条(例)に依る。</p>		
<p>第百三十条の五 第百三十条の三第二項各号に掲げる者が法人に對するものは、同項の規定は、その行為をした会計監理人又は一時会計監理人の職務を行つべき者の職務を行つべき者に對して適用する。</p>		
<p>第百三十条の六 第六十五條の四(第六一条及び第六六条において適用する場合を省く。)又は第六十五條の五第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>		
<p>第百三十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第六十五條を違反する後生命全に違反して引き續きその事業を行つた者</p> <p>二 第六十二條第二項又は第六十七條第二項の規定に違反して社会福祉事業を經營した者</p> <p>三 第七十二條第一項から第三項まで(これらの規定を第七十二條の規程により補充し、補充する機会を含む。)に</p>		

<p>規定する制限若しくは停止の命令に違反した者又は第七十二條第一項若しくは第三項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き續きその社会福祉事業を經營した者</p>		
<p>第百三十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者若し、その法人又は人の事業に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人若しくは法人若しくは人の罰金刑を科する。</p>		
<p>第百三十三條 評議員、理事、監事、会計監理人若しくはその職務を行つべき役員、清算人、民事再生法第五十六條に規定する破産管財人若しくは選任された評議員、理事、監事若しくは清算人の職務を行つたときは、第百三十條の二第一項第三号に規定する一時評議員、理事、監事若しくは理事長の職務を行つべき者、同条第三項第三号に掲げる一時清算人若しくは清算人の職務を行つべき者、同項第四号に規定する一時代表取締役人の職務を行つべき者、同項第五号に規定する一時監事若しくは監理人の職務を行つべき者又は第百三十條の二第一項第二号に規定する一時会計監理人の職務を行つべき者は、次のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の罰金に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一 この法律に基てて規定による登記をすることを怠つたとき</p> <p>二 第四十四條の二第二項、第四十六條の三第二項、第五十二條第三項、第五十四條の二第二項又は第五十四條の六第一項の登記による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき</p> <p>三 第三十四條の二第二項若しくは第三項、第四十五條の十第一項、第四十五條の十五第一項若しくは第三項、第四十五條の十九第三項、第四十五條の二十五、第四十五條の三十一第三項若しくは第四項、第四十五條の三十四第三項、第四十六條の二第二項若しくは第三項、第四十六條の二第二項第三項、第五十一條第三項、第五十四條第三項、第五十四條の四第二項、第五十四條の七第二項若しくは第五十四條の十一第三項の規定又は第四十五條の九第十項において適用する「株式会社若しくは一般有限会社」に關する法律第九十四條第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、職務若しくは職務的記録に記録された事項を「厚生労働</p>		

第三十條で定める方法により表示したものの記載若しくは謄写又は複製の権利若しくは原本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記録した媒体の交付を拒んだとき、

四 第四十五条の二十三條第四項の規定に違反して、届出をせず、又は他例の届出をしたとき、

五 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告、事務報告、第四十五条の二十七第二項若しくは第四十六條の二十四第二項の附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告又は第五十一条第二項、第五十四條第一項、第五十四條の四第二項、第五十四條の七第一項若しくは第五十四條の十一第一項の事項若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記載せず、又は他例の記載若しくは記録をしたとき、

六 第二十四條の二第一項、第四十五條の十一第二項若しくは第二項、第四十五條の十五第二項、第四十五條の三十二第一項若しくは第二項、第四十五條の三十四第一項、第四十六條の十一第一項、第四十六條の二十六第一項、第五十一条第一項、第五十四條第一項、第五十四條の四第二項、第五十四條の七第一項若しくは第五十四條の十一第二項の規定又は第四十五條の七第十項若しくは適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四條第三項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かぬつたとき、

七 第四十六條の二第二項又は第四十六條の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき、

八 清算手続を破産手続とする目的で、第四十六條の三十一第一項の規定を不当に定めるとき、

九 第四十六條の三十二第一項の規定に違反して、債務の弁済を怠つたとき、

十 第四十六條の三十三の規定に違反して、清算法人の財産を占有しつたとき、

十一 第五十三條第三項、第五十四條の三第三項又は第五十四條の三第三項の規定に違反して、吸収合併又は新設合併をしたとき、

十二 第五十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは怠慢了るとき、

第二百三十四條 第二十二條又は第二百三條第四項の規定に違反しなれば、十五以下の過料に処する。

別表（第二百三十七條関係）

都道府県	第三十一条第一項、第四十二條第一項、第四十五條の六第二項（第四十五條の十七條第三項において準用する場合を含む。）、第四十五條の九第五項、第四十五條の三十六條第二項及び第四十四條、第四十六條第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六條の六第四項及び第五項、第四十七條の五、第五十條第三項、第五十四條の六第二項、第五十五條の二第一項、第五十五條の三第一項、第五十五條の四、第五十六條第一項、第四項から第八項まで及び第九項（第五十八條第四項において準用する場合を含む。）、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條、第二百三十四條及び第二百三十二條
市	第三十一条第二項、第四十二條第二項、第四十五條の六第二項（第四十五條の十七條第三項において準用する場合を含む。）、第四十五條の九第五項、第四十五條の三十六條第二項及び第四十四條、第四十六條第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六條の六第四項及び第五項、第四十七條の五、第五十條第三項、第五十四條の六第二項、第五十五條の二第一項、第五十五條の三第一項、第五十五條の四、第五十六條第一項、第四項から第八項まで及び第九項（第五十八條第四項において準用する場合を含む。）、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條、第二百三十四條
町村	第五十八條第二項及び同條第四項において準用する第五十六條第九項

（フレキシブルディスクによる手続）
 第四十一条 次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出すること

--	--

<p>〇社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十号）附則（抄）</p> <p>（第二章 経過措置）</p> <p>第七条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に設立された社会福祉法は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。</p> <p>第八条 第三十条の規定による改正後の社会福祉法（以下「新社会福祉法」といへ。）第三十七条の規定は、施行日以後最初に招集された定時評議員会の終結の時から適用する。</p> <p>第九条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第三十九条の規定の例により、評議員を選任しておかなければならない。</p> <p>2 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新社会福祉法第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「選任後」とあるのは、「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行日以後」と、「選任後」とあるのは「同日以後」とする。</p> <p>3 施行日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、同日に満了する。</p> <p>第十条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人であつて、その事業（附則第三号で定める基準を超えないもの）に対する新社会福祉法第四十条第三項の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。</p>	
---	--

--	--

<p>〇社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百四十九号）（抄）</p> <p>第二章 経過措置</p> <p>第四条 社会福祉法等の一部を改正する法律附則第十条の政令で定める基準を超えない社会福祉法人は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する会計年度に係る同法第二条の規定による改正前の社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十九条の規定により所轄庁に届け出た収支計算書に基づいて当該会計年度における社会福祉事業並びに社会福祉法第二十六条第一項に規定する公益事業及び同項に規定する収益事業による経常的な収益の額として「厚生労働省令」で定めるところにより計算した額（以下において「平成二十七年社会福祉事業等関連経常収益額」という。）が四億円を超えない社会福祉法人とする。</p> <p>2 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に設立された社会福祉法人については、平成二十七年社会福祉事業等関連経常収益額は準であるものとして、前項の規定を適用する。</p>	
---	--

<p>とにより行うことができる。</p> <p>一 第三十条第二項に規定する申請書及び定款</p> <p>二 第三十条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算書</p> <p>三 第三十条第二項に規定する申請書</p> <p>四 第四十条第二項において読み替えて用いられる第三条第一項に規定する届出書</p> <p>五 第三十条第二項第二号（第四十条第二項において用いられる場合を含む。）に規定する定款</p> <p>六 第三十条第二項第三号に規定する事業計画書及び収支予算書</p> <p>七 第三十条第三項に規定する書類</p> <p>八 第五十条第二項に規定する申請書</p> <p>九 第五十条第二項第二号に規定する財産目録及び貸借対照表</p> <p>十 第六十条第二項に規定する申請書</p> <p>十一 第六十条第二項第二号に規定する定款</p> <p>十二 第六十条第二項第三号イに規定する財産目録及び貸借対照表</p> <p>十三 第六十条第二項第四号イに規定する財産目録</p> <p>十四 第六十条第二項第四号ロに規定する事業計画書及び収支予算書</p> <p>十五 第六十条第二項第四号ニからトまで</p> <p>十六 第八十条第二項に規定する申請書</p> <p>十七 第八十条第二項第二号に規定する理由書</p> <p>十八 第八十条第二項第二号に規定する計画書及び収支予算書</p> <p>十九 第八十条第二項第三号に規定する書類</p> <p>二十 第八十条第二項第四号に規定する財産目録及び貸借対照表</p> <p>（フレキシブルディスクの構造）</p> <p>第四十二条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。</p> <p>（フレキシブルディスクへの記録方式）</p> <p>第四十三条 第四十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格 X六二二</p>	<p>二四号又は日本工業規格 X六二二五号に規定する方式</p> <p>二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格 X六〇五号に規定する方式</p> <p>（フレキシブルディスクにはり付ける書画）</p> <p>第四十四条 第四十一条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 申請者又は届出者の名称</p> <p>二 申請年月日又は届出年月日</p>
---	--

第十一条 新社会福祉法第四十三条第一項の規定は、施行日以後に行われる当該法人の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の選任について適用する。

第十二条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人については、新社会福祉法第四十四条第三項の規定は、施行日以後最初に招集される臨時議員会の終結の時から適用し、当該定時議員会の終結前は、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉人の役員については、施行日以後最初に招集される臨時議員会の終結の時までの間は、新社会福祉法第四十四条第四項から第七号までの規定は適用せず、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉人の役員の任期は、新社会福祉法第四十五条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される臨時議員会の終結の時までとする。

第十五条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉人の理事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉人の役員及び評議員の施行日前の行為に基づき損害賠償責任については、なお従前の例による。

第十七条 新社会福祉法第四十五条の二十三第二項及び第六章第四節第一項の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計年度について適用する。

第十八条 新社会福祉法第四十五条の二十七（第二項を除く。）及び第四十五条二十八から第四十五条の三十三までの規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る新社会福祉法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類及び簿記帳簿等これらの附属明細書について適用する。

第十九条 新社会福祉法第四十五条の三十四の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条第二項に規定する役員員数等について適用する。

第二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日以後最初に招集される臨時議員会の終結の時から適用する。

第二十一条 施行日前に上と第二項の規定による改正前の社会福祉法（前則第二十五条において「旧社会福祉法」という。）第四十一条第一項各号に掲げる事由により社会福祉法人が解散した場合の清算については、なお従前の例による。

第二十二条 新社会福祉法第六章第六節第三條の規定は、施行

日以後に合併について議員会の決議があった場合について適用し、施行日前に合併について社会福祉法人の理事の三分の二以上の同意（定款でさらに議員会の決議を必要とするものを含む。）がある場合には、当該同意及びその決議）がある場合に於いては、なお従前の例による。

第二十三条 新社会福祉法第五十五条の二の規定は、施行日以後開始する会計年度から適用する。

第二十四条 新社会福祉法第五十九条の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する会計年度に係る同条各号に掲げる書類について適用する。
（前則に適用に関する経過措置）

第二十五条 この法律（前則第一條第三号に掲げる規定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為を改らこの前則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）は、
（政令の委任）

第二十六条 この前則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（前則に關する経過措置を含む。）は、**政令**で定める。

別紙

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第1通則

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適法化施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

（交付の目的）

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の規定に基づき、都道府県、政令指定都市、又は中核市が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

区分	大分類	中分類	小分類
(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産	社会事業授産施設		

施設を除く。）			
(3) 障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設		障害福祉サービス事業所 障害者支援施設	
(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する重度訪問介護事業所 第3項に規定する重度訪問介護事業所 第4項に規定する同行介護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。） 第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労選択支援事業所 第16項に規定する就労定着支援事業所 第17項に規定する自立生活援助事業所 第18項に規定する自立生活援助、同条第18項		居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行介護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労選択支援事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所	

に規定する共同生活援助及び同条第19項に規定する相談支援を行う事業所	相談支援事業所		
(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)	身体障害者社会参加支援施設 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	
(6) 障害者総合支援法第5条第29項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(7) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(8) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
(9) 生活保護法第30条に基づく日常生活支援居施設	日常生活支援居施設		

支援住居施設			
(10) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第6項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する一時保護所、同法第12条に基づく困難な問題を抱える女性を居所させて、保護等を行うための女性自立支援施設	一時保護所 女性自立支援施設		
(11) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2の2の表第1号、第2号、第9号及び第11号に掲げる施設(以下「保護施設等」という。)並びに保護施設等に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることとともに既存施設の改築整備(一部改築並びに倒壊等

改 築	危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリングラ一設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリングラ一設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

(2) 第2の2の表第3号及び第5号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改 築	と。 既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 （沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。）	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリングラ一設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリングラ一設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （第5号に掲げる施設の整備を除く。）	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(3) 第2の2の表第4号の施設並びに同号の施設に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。

	るスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
--	---------------------------------

(5) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。

(6) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることともに既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
	耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改

増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、共同生活援助事業所及び「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
応急仮施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

(4) 第2の2の表第6号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費にお

スプリングラ 一設備等整備	<p>造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 その他必要と認められる上記に準ずる工事 <p>平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリングラ一設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p>
老朽民間社会福祉施設整備	<p>平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p>
防犯対策強化に係る整備	<p>平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</p>

(交付の対象)

- 4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第74条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市(沖縄県及び那覇市を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る	3/4	2/3

(2) 社会事業 授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	予算措置	整備について(この限りではない。)	3/4	2/3
(3) 障害福祉サービス事業所等	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市(沖縄県及び那覇市を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。)	3/4	2/3

1 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
り 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課せられないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労選所、就労定着支援事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

支援事業所	身体障害者社会参加施設	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(5) 身体障害者社会参加施設	障害者総合支援法第28条第3項	社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(6) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(7) 応急仮設施設	平成17年10月5日社労発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の取組の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定める設置者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(8) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(9) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 4(1)の補助事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4(1)の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3又は別表1-4の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額に4(1)の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の種類(以下「国庫補助基本額」という。)に、4(1)の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

(ア) 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額

(イ) 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

(ウ) 地域交流スペースに係る基準額

ア 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合(b の場合を除く。)
34,300千円(初度設備相当を併せて整備する場合は36,130千円)

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合48,010千円(初度設備相当を併せて整備する場合は49,840千円)

c 防災拠点型地域交流スペースの場合(d の場合を除く。)
46,600千円(初度設備相当を併せて整備する場合は51,580千円)

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、66,250千円(初度設備相当

(10) 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条	社会福祉法人	予算措置	都道府県	3/4	2/3
(11) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

(2) 次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設 7 女性相談支援センター一時保護所	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第6項	都道府県 指定都市	1/2
イ 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条	都道府県	1/2

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 職員の宿舍に要する費用

(3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

当を併せて整備する場合は71,230千円)

(工) 地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額

(2) 4(2)の事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3又は別表1-4の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、4(2)の表の④欄に定める国庫補助率を乗じた額を算出する。

イ 4(2)の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-3又は別表1-4の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。

ウ アにより選定された額とイにより算出した額とを比較していずれか少ないほうの額を交付額とする。

(3) 4(1)の事業に係る6(1)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表1-5又は別表1-6及び別表5の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「都道府県(指定都市及び中核市)補助基本額」という。)に、4(1)の表の⑥欄に定める国庫補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(4) 4(2)の事業に係る6(2)以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表1-5の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、4(2)の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

(5) 次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 4(1)の事業の場合

(ア) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

(1) のうち「4(1)の表の⑥欄に定める国庫補助率」とあるのは、「(5)のアの表の③欄に定める国庫補助率」と、「4(1)の表の⑦欄に

定める国庫補助率」とあるのは、「(5)のアの表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

(イ) (ア)以外の施設の場合

(3) のイ中「4(1)の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは、「(5)のアの表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは、「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

区分①	対象施設の種類②	県補助率③	国庫補助率④
ア 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。) 障害者支援施設 身体障害者社会参加支援施設(盲導犬訓練施設を除く。) 	5/6	4/5
イ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> 救護施設 障害者支援施設(生活介護又は自立訓練を行うものに限る。) 	5/6	4/5

	<p>ウ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（本道施設の改築として行う場合）</p>	<p>・ 教護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）</p>	5/6	4/5
	<p>エ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に</p>	<p>・ 女性相談支援センター 一時保護所 ・ 女性自立支援施設</p>	5/6	4/5

基つき政令で定める施設を整備する場合		
--------------------	--	--

- イ 4 (2) の事業の場合
 (ア) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合
 (2) のア中「4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5) のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。
 (イ) (ア) 以外の施設の場合
 (4) のイ中「4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5) のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区分	対象施設の種類	国庫補助率
①	②	③
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談支援センター 一時保護所 ・ 女性自立支援施設 	2/3

(補助金の概算)

7 地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生（支）局長」という。）は、必要があると認めるところにおいては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

（交付の条件）

8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調査を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調査及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 都道府県、政令指定都市、又は中核市が事業を実施する場合、次の条件が付されるものとする。

ア 事業の内容のうち、事業計画に記載された建物の用途等を変更する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

オ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は

適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

カ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

キ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ク 補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。

(6) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

(ウ) 入所定員又は利用定員

ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。

エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税

額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しななければならない。
ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しななければならない。

サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。

シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(7) (6)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。

また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が(6)のキによる報告を受けた場合には、別紙8により地方厚生(支)局長に報告しななければならない。

(8) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(9) 間接補助事業者が(6)により付した条件に違反した場合には、この間接補

助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(10) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しななければならない。

(申請手続)

9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者(施設の設置者が都道府県又は指定都市の場合は設置者とする。以下同じ。)は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

11 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
地方厚生(支)局長は、9若しくは10による申請書が到達した日から起算して原則として4月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

12 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。

補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌年15日までに地方厚生(支)局長に報告しななければならない。

(実績報告)

13 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(8の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

14 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

算 定 基 準

15 (その他)
 15 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができないうちは、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

【保護施設等の場合(3の(1)に掲げる施設)】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 (ア)別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (イ)南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (ウ)地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。))に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設)の改築として行う場合と別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (エ)地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。))に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設)の改築として行う場合)と</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。) ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>

	<p>して行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり68,400,000円を基準額とする。 ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり76,000,000円を基準額とする。 耐震化等整備又は津波避難対策</p>
--	--

<p>介護用リフト等特設付帯工事費</p> <p>授産施設等近代化整備工事費</p> <p>授産施設等整備工事費</p> <p>解体撤去及び仮設施設整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「68,400,000」を「90,900,000」、「76,000,000」を「101,000,000」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>
---	---	---	--

別表1-2

算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合（3の（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設あたり基準単価（障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合は、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計（以下、「総定員」という。）に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に除く利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。）を基準額とする。</p> <p>(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表3-3に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 沖縄復興計画に基づく事業として行う場合には別表3-4又は別表3-5に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）と別表3-6又は別表3-7に掲げる1施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要な工事費又は工事請負費を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負額の2.6％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同額と認められる委託費、分担金及び通当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

解体撤去 工事費及び 仮設施設 整備工事費	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃料、工事費又は工事請負費</p>
6又は別表3-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。 (カ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、難島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された難島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第5号に定める難島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	<p>6又は別表3-7に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。 (カ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、難島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された難島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第5号に定める難島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	

別表1-3

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p> <p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの （ア）別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 （イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第1条第2条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に掲げる政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第1条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 心理療養室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分租金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	

<p>を加算する。 なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に掲げる政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第1条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>工 保育室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に掲げる政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第1条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 学習室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p>

	<p>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p>	
<p>余裕教室活用事業</p>	<p>力 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、別表4-3に定める基準額を加算する。 〈対象施設〉女性自立支援施設</p> <p>キ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であつて、平成17年10月5日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのメカニズム（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表4-3に定める基準額を加算する。</p>	<p>(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであつて、地方厚生（支）局長が必要と認められた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>

	<p>(令和2年12月9日文科施第281号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表4-3に定める基準額とする。</p>	<p>(2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費</p>
<p>特殊付帯工事費</p>	<p>別表4-3に定める基準額とする。</p>	<p>特殊付帯工事費に必要な工事費または工事請負費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な費用、工事費又は工事請負費</p>

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】

耐震化等整備事業（増改築、改築及び老村民間社会福祉施設整備）

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表4-4に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 イ 一部改築 平成17年10月5日社福発第1005009号厚生労働省社会・福祉局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要ないし工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分相金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】

（別表1-3及び別表1-4に掲げる整備以外の事業）

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分相金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	別表4-5に掲げる1㎡当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリンクラー設備等に必要ないし工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
防犯対策に係る整備	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分相金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。

別表 1-6

算 定 基 準

とする。)。ただし、別の補助金等又はこの種目
 ただし、別の種目において別途交付対象と
 とは別の種目において別途交付対象と
 する費用を除き、工事費又は工事請負
 費には、これと同等と認められる委託
 費、分担金及び適当と認められる購入
 費等を含む。

(別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 1-4、別表 1-5 及び別表 5 に掲げる整備以外の
 事業)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事 費については、厚生労働大臣が必要と 認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請 負費(第 2 の 5 に定める費用を除く。) 及び工事事務費(工事施工のため直接必 要な事務に要する費用であって、旅費、 消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び 設計監督料等をいい、その額は、工事費 又は工事請負費の 2.6% に相当する額 を限度額とする。以下同じ。) ただし、別の負担(補助)金又はこの 種目とは別の種目において別途補助対象 とする費用を除き(以下同じ。)、工事 費又は工事請負費には、これと同等と認 められる委託費、分担金及び適当と認め られる購入費等を含む(以下同じ。))。
スプリンク ラー設備等 工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費 又は工事請負費
仮 設 施 設 整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及 び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費 又は工事請負費

(耐震化等整備を行う場合)

令和8年度定員1人当たりの間接補助基準単価

施設の種類		(単位:円)
救護施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000
更生施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

令和8年度定員1人当たりの間接補助基準単価

施設の種類		(単位:円)
救護施設	都市部	7,910,000
	標準	7,530,000
	初度設備加算	115,000
	個室整備加算	553,000
更生施設	都市部	527,000
	標準	7,910,000
	標準	7,530,000
	初度設備加算	115,000
授産施設	都市部	553,000
	標準	527,000
	標準	3,410,000
	初度設備加算	115,000
宿所提供施設	都市部	2,710,000
	標準	2,580,000
	標準	115,000
	初度設備加算	115,000
社会事業授産施設	都市部	3,410,000
	標準	3,250,000
	標準	115,000
	初度設備加算	115,000
日常生活支援住居施設	都市部	2,710,000
	標準	2,580,000
	標準	115,000
	初度設備加算	115,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。
3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和8年度定員1人当たりの間接補助基準単価

施設の種類	(単位:円)	
	都市部 標準	下記都県内 (千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
救護施設	10,830,000	10,830,000
更生施設	10,320,000	10,320,000
授産施設	4,630,000	4,630,000
宿所提供施設	3,680,000	3,510,000
社会事業授産施設	4,630,000	4,410,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社授発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和8年度定員1人当たりの間接補助基準単価

施設の種類	(単位:円)	
	都市部 標準	都市部 標準
救護施設	8,790,000	8,790,000
初度設備加算	128,000	128,000
個室整備加算	615,000	615,000
	585,000	585,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社授発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。
3 木造施設の改築として行う場合に限る。
4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和8年度定員1人当たりの間接補助基準単価

施設の種類	(単位:円)	
	都市部	標準
教養施設	12,040,000	11,470,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費」における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社務発第1005012号)により、都市部特別割増加算後の単価であること。
 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	事業(施設)の種類		補助基準額
	本体(日中活動部分)	利用定員	
	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊型)自立訓 練)	都市部 標準	72,900,000
		都市部 標準	69,500,000
		都市部 標準	147,100,000
		都市部 標準	140,100,000
		都市部 標準	246,000,000
		都市部 標準	234,300,000
		都市部 標準	345,400,000
		都市部 標準	329,000,000
		都市部 標準	445,200,000
		都市部 標準	424,000,000
		都市部 標準	543,600,000
		都市部 標準	517,800,000
	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊型)自立訓 練)	都市部 標準	643,500,000
		都市部 標準	612,900,000
		都市部 標準	58,800,000
		都市部 標準	56,000,000
		都市部 標準	118,700,000
		都市部 標準	113,100,000
		都市部 標準	198,700,000
		都市部 標準	189,300,000
		都市部 標準	280,000,000
		都市部 標準	266,700,000
		都市部 標準	359,700,000
		都市部 標準	342,600,000
	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊型)自立訓 練)	都市部 標準	441,000,000
		都市部 標準	420,000,000
		都市部 標準	521,000,000
		都市部 標準	496,200,000
		都市部 標準	56,200,000
		都市部 標準	53,600,000
		都市部 標準	185,500,000
		都市部 標準	176,700,000
		都市部 標準	15,100,000
		都市部 標準	14,400,000
		都市部 標準	17,700,000
		都市部 標準	16,900,000
	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊型)自立訓 練)	都市部 標準	12,400,000
		都市部 標準	11,900,000
		都市部 標準	8,400,000
		都市部 標準	8,000,000
		都市部 標準	48,900,000
		都市部 標準	46,500,000

介護介護	本体	利用定員 20人	都市部 標準	132,900,000
			都市部 標準	126,600,000
		21人 ~ 40人	都市部 標準	267,000,000
			都市部 標準	254,400,000
		41人 ~ 60人	都市部 標準	445,100,000
			都市部 標準	423,900,000
		61人 ~ 80人	都市部 標準	626,400,000
			都市部 標準	596,700,000
		81人 ~100人	都市部 標準	806,200,000
			都市部 標準	767,900,000
		101人 ~120人	都市部 標準	985,600,000
			都市部 標準	938,700,000
		121人以上	都市部 標準	1,165,500,000
			都市部 標準	1,110,000,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準	56,200,000
			都市部 標準	53,600,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部 標準	185,500,000
			都市部 標準	176,700,000
		短期入所整備加算	都市部 標準	15,100,000
			都市部 標準	14,400,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	17,700,000
			都市部 標準	16,900,000
		就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援 整備加算	都市部 標準	12,400,000
			都市部 標準	11,900,000
		居宅介護整備加算	都市部 標準	8,400,000
			都市部 標準	8,000,000
		避難スペース整備加算	都市部 標準	48,900,000
			都市部 標準	46,500,000
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部 標準	34,600,000
			都市部 標準	33,000,000
		短期入所整備加算	都市部 標準	15,100,000
			都市部 標準	14,400,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部 標準	2,730,000
			都市部 標準	2,610,000
		就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援 整備加算	都市部 標準	12,400,000
			都市部 標準	11,900,000
		居宅介護整備加算	都市部 標準	8,400,000
			都市部 標準	8,000,000
		避難スペース整備加算	都市部 標準	48,900,000
			都市部 標準	46,500,000
		増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部 標準	36,500,000
			都市部 標準	34,800,000
		短期入所(短期入所のみの整備の場合)	都市部 標準	18,300,000
			都市部 標準	17,500,000
		就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみの整備の場合)	都市部 標準	12,400,000
			都市部 標準	11,900,000
		居宅介護(居宅介護のみの整備の場合)	都市部 標準	8,400,000
			都市部 標準	8,000,000
		避難スペース整備(避難スペースのみの整備の場合)	都市部 標準	48,900,000
			都市部 標準	46,500,000

補装具製作施設	都市部 標準	18,300,000
盲導犬訓練施設	都市部 標準	17,500,000
	都市部 標準	230,100,000
	都市部 標準	219,100,000
点字図書館	都市部 標準	63,100,000
	都市部 標準	60,100,000
聴覚障害者情報提供施設	都市部 標準	85,200,000
	都市部 標準	81,200,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単位の取扱いについて
(平成17年10月5日社採発第1006012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみ
 を行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中
 活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合は、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期
 入所のみの整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

(耐震化等整備を行う場合)
 令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

事業(施設)の種類		補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	
	利用定員 40人以下	都市部 195,600,000 標準 186,300,000
	41人 ~ 60人	都市部 326,300,000 標準 310,800,000
	61人 ~ 80人	都市部 458,500,000 標準 436,700,000
	81人 ~ 100人	都市部 590,800,000 標準 562,700,000
	101人 ~ 120人	都市部 721,800,000 標準 687,400,000
	121人 ~	都市部 853,800,000 標準 813,100,000
	施設入所支援整備加算	都市部 157,800,000 標準 150,300,000
	41人 ~ 60人	都市部 263,700,000 標準 251,200,000
	61人 ~ 80人	都市部 371,300,000 標準 353,700,000
	81人 ~ 100人	都市部 477,300,000 標準 454,500,000
	101人 ~ 120人	都市部 585,300,000 標準 557,400,000
121人 ~	都市部 690,900,000 標準 658,100,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部 74,700,000 標準 71,100,000	
短期入所整備加算	都市部 16,700,000 標準 15,900,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部 23,200,000 標準 22,200,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(単位:円)

生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	事業(施設)の種類		補助基準額
	本体(日中活動部分)	都市部 標準	
生活介護	利用定員 40人以下	都市部 標準	195,600,000
	41人～60人	都市部 標準	186,300,000
	61人～80人	都市部 標準	326,200,000
	81人～100人	都市部 標準	310,700,000
	101人～120人	都市部 標準	458,500,000
	121人～	都市部 標準	436,700,000
	利用定員 40人以下	都市部 標準	590,700,000
	41人～60人	都市部 標準	562,500,000
	61人～80人	都市部 標準	721,700,000
	81人～100人	都市部 標準	687,300,000
施設入所 支援整備 加算	101人～120人	都市部 標準	853,600,000
	121人～	都市部 標準	813,000,000
	利用定員 40人以下	都市部 標準	157,800,000
	41人～60人	都市部 標準	150,300,000
	61人～80人	都市部 標準	263,700,000
	81人～100人	都市部 標準	251,100,000
	101人～120人	都市部 標準	371,200,000
	121人～	都市部 標準	353,600,000
	利用定員 40人以下	都市部 標準	477,300,000
	41人～60人	都市部 標準	454,500,000
就労・訓練事業等整備加算	101人～120人	都市部 標準	584,900,000
	121人～	都市部 標準	557,100,000
	利用定員 40人以下	都市部 標準	690,800,000
	41人～60人	都市部 標準	657,900,000
	61人～80人	都市部 標準	74,500,000
	81人～100人	都市部 標準	71,000,000
	101人～120人	都市部 標準	16,700,000
	121人～	都市部 標準	15,900,000
	利用定員 40人以下	都市部 標準	23,200,000
	41人～60人	都市部 標準	22,200,000

療養介護	本体	利用定員	都市部 標準
療養介護	本体	40人以下	都市部 標準
		41人～60人	都市部 標準
		61人～80人	都市部 標準
		81人～100人	都市部 標準
		101人～120人	都市部 標準
		121人以上	都市部 標準
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準
		短期入所整備加算	都市部 標準
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準
		共同生活援助	都市部 標準

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費」における都市部特別割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)により、都市部特別割増加算後の単価であること。
2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(沖繩復興計画に基づく事業として行う場合)
令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

		(単位:円)	
事業(施設)の種類		都市部	補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本休(日中活動部分)	都市部 標準	81,000,000
	利用定員 20人以下	都市部 標準	77,200,000
	21人 ~ 40人	都市部 標準	163,500,000
	41人 ~ 60人	都市部 標準	195,700,000
	61人 ~ 80人	都市部 標準	273,300,000
	81人 ~ 100人	都市部 標準	260,300,000
	101人 ~ 120人	都市部 標準	383,800,000
	121人以上	都市部 標準	365,500,000
	施設入所 支援整備 加算及び 本休(宿泊 型自立訓 練)	都市部 標準	494,600,000
	施設入所 支援整備 加算及び 本休(宿泊 型自立訓 練)	都市部 標準	471,100,000
施設入所 支援整備 加算及び 本休(宿泊 型自立訓 練)	利用定員 20人以下	都市部 標準	604,000,000
	21人 ~ 40人	都市部 標準	575,300,000
	41人 ~ 60人	都市部 標準	715,000,000
	61人 ~ 80人	都市部 標準	681,000,000
	81人 ~ 100人	都市部 標準	65,300,000
	101人 ~ 120人	都市部 標準	62,200,000
	121人以上	都市部 標準	131,900,000
	施設入所 支援整備 加算及び 本休(宿泊 型自立訓 練)	都市部 標準	125,600,000
	施設入所 支援整備 加算及び 本休(宿泊 型自立訓 練)	都市部 標準	220,800,000
	施設入所 支援整備 加算及び 本休(宿泊 型自立訓 練)	都市部 標準	210,300,000
就労・訓練事業等整備加算	利用定員 20人以下	都市部 標準	311,100,000
	21人 ~ 40人	都市部 標準	296,400,000
	41人 ~ 60人	都市部 標準	399,700,000
	61人 ~ 80人	都市部 標準	380,700,000
	81人 ~ 100人	都市部 標準	490,000,000
	101人 ~ 120人	都市部 標準	466,700,000
	121人以上	都市部 標準	578,900,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準	551,400,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準	62,500,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準	59,500,000
大規模生産設備等整備加算	都市部 標準	206,100,000	
	都市部 標準	196,400,000	
短期入所整備加算	都市部 標準	16,800,000	
	都市部 標準	16,000,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	19,700,000	
	都市部 標準	18,800,000	
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援 整備加算	都市部 標準	13,800,000	
	都市部 標準	13,200,000	
居宅介護整備加算	都市部 標準	9,330,000	
	都市部 標準	8,890,000	
避難スペース整備加算	都市部 標準	54,300,000	
	都市部 標準	51,700,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部 標準	40,500,000	
	都市部 標準	38,600,000	

補装具製作施設		都市部	20,400,000
		標準	19,500,000
点字図書館		都市部	70,100,000
		標準	66,800,000
聴覚障害者情報提供施設		都市部	94,700,000
		標準	90,200,000

(注)1 上記書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて
2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
3 本単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本単価について、宿泊型自立訓練のみ
を行う事業所は「本休(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中
活動を行う事業所は「本休(日中活動部分)+本休(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)」
4 短期入所の利用定員が2人以下の場合は、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を
基準額とする。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

事業(施設)の種類		補助基準額
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	都市部 標準
	利用定員 40人以下	217,400,000
	41人～60人	207,000,000
	61人～80人	362,500,000
	81人～100人	345,300,000
	101人～120人	509,500,000
	121人～	485,200,000
	施設入所 支援整備 加算	都市部 標準
	利用定員 40人以下	656,500,000
	41人～60人	625,200,000
	61人～80人	802,000,000
	81人～100人	763,800,000
	101人～120人	948,600,000
121人～	903,500,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準	
短絡入所整備加算	都市部 標準	
発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	
就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準	
短絡入所整備加算	都市部 標準	
発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準	

4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて

(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 木造施設の改築として行う場合に限る。

(対策計算表と事業計画のち、同法別添第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び児童福祉施設(5年度計画に基づいて実施される事業のうち、同法別添第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合))として行う場合)

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

事業(施設)の種類		補助基準額
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	都市部 標準 81,000,000
	利用定員 20人以下	都市部 標準 77,200,000
	21人～40人	都市部 標準 163,500,000
	41人～60人	都市部 標準 195,700,000
	61人～80人	都市部 標準 273,000,000
	81人～100人	都市部 標準 260,300,000
	101人～120人	都市部 標準 383,800,000
	121人以上	都市部 標準 365,500,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	都市部 標準 494,600,000
	利用定員 20人以下	都市部 標準 471,100,000
	21人～40人	都市部 標準 604,000,000
	41人～60人	都市部 標準 575,300,000
61人～80人	都市部 標準 715,000,000	
81人～100人	都市部 標準 681,000,000	
101人～120人	都市部 標準 85,300,000	
121人以上	都市部 標準 62,200,000	
就労・訓練事業等整備加算	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	都市部 標準 131,900,000
	利用定員 20人以下	都市部 標準 125,600,000
	21人～40人	都市部 標準 220,800,000
	41人～60人	都市部 標準 210,300,000
	61人～80人	都市部 標準 311,100,000
	81人～100人	都市部 標準 296,400,000
	101人～120人	都市部 標準 399,700,000
	121人以上	都市部 標準 380,700,000
	就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準 490,000,000
	大規模生産設備等整備加算	都市部 標準 466,700,000
	短期入所整備加算	都市部 標準 578,900,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準 551,400,000
就業支援支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部 標準 62,500,000	
居宅介護整備加算	都市部 標準 59,500,000	
避難スペース整備加算	都市部 標準 206,100,000	
短期入所整備加算	都市部 標準 196,400,000	
発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準 16,800,000	
就業支援支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部 標準 16,000,000	
居宅介護整備加算	都市部 標準 19,700,000	
避難スペース整備加算	都市部 標準 18,800,000	
就業支援支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部 標準 13,800,000	
居宅介護整備加算	都市部 標準 13,200,000	
避難スペース整備加算	都市部 標準 9,300,000	
就業支援支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部 標準 8,890,000	
居宅介護整備加算	都市部 標準 54,300,000	
避難スペース整備加算	都市部 標準 51,700,000	

(注)1 上記書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社務第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。

2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

- 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設)の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災対策事業五年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設)の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和8年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

生活介護 自立訓練		事業(施設)の種類		(単位:円)
本体(日中活動部分)	利用定員	都市部 標準	都市部 標準	補助基準額
	40人以下			217,400,000
	41人～60人			207,000,000
	61人～80人			362,500,000
	81人～100人			345,300,000
	101人～120人			509,500,000
	121人以上			485,200,000
				656,500,000
				625,200,000
				802,000,000
				763,800,000
				948,600,000
				903,500,000
施設入所 支援整備 加算	利用定員 40人以下			175,400,000
	41人～60人			167,000,000
	61人～80人			293,000,000
	81人～100人			279,100,000
	101人～120人			412,500,000
	121人以上			393,000,000
				530,300,000
				505,000,000
				650,300,000
				619,400,000
				767,700,000
				731,200,000
就労・訓練事業等整備加算				83,000,000
				79,000,000
短期入所整備加算				18,500,000
				17,700,000
発達障害者支援センター整備加算				25,800,000
				24,600,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地帯に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

令和18年度補助基準単価

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

(単位:円)

施設の種類	単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	1 世帯当たり	3,763,000
	1 世帯当たり	74,000
	1 施設当たり	23,324,000
	1 人当たり	991,000
	1 人当たり	991,000
女性自立支援施設	1 世帯当たり	5,917,000
	1 世帯当たり	74,000
	1 施設当たり	23,324,000
	1 人当たり	991,000
	1 人当たり	991,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額
女性自立支援施設	1 世帯当たり	8,876,000
	1 世帯当たり	111,000
	1 施設当たり	34,988,000
	1 人当たり	991,000
	1 人当たり	991,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。
- 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

令和18年度補助基準単価

(単位:円)

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	1 世帯当たり	4,967,000
	1 世帯当たり	98,000
	1 施設当たり	30,788,000
	1 人当たり	1,308,000
	1 人当たり	1,308,000
女性自立支援施設	1 世帯当たり	7,810,000
	1 世帯当たり	98,000
	1 施設当たり	30,788,000
	1 人当たり	1,308,000
	1 人当たり	1,308,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額
女性自立支援施設	1 世帯当たり	11,715,000
	1 世帯当たり	147,000
	1 施設当たり	46,182,000
	1 人当たり	1,308,000
	1 人当たり	1,308,000

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

- 2 改築整備に係る初年度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
- 3 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初年度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。

令和18年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額	
女性相談支援センター 一時保護所	1 施設当たり	17,852,000	
	初年度設備加算	970,000	
	1 施設当たり	23,798,000	
	初年度設備加算	2,537,000	
	1 施設当たり	23,798,000	
	初年度設備加算	4,236,000	
	1 施設当たり	11,775,000	
	1 施設当たり	15,543,000	
	女性自立支援施設	1 施設当たり	46,089,000
		1 施設当たり	17,852,000
		1 施設当たり	970,000
		1 施設当たり	23,798,000
		1 施設当たり	2,537,000
		1 施設当たり	23,798,000
1 施設当たり		4,236,000	
1 施設当たり		11,775,000	
1 施設当たり		15,543,000	
1 施設当たり		46,089,000	
1 施設当たり		17,852,000	
1 施設当たり		970,000	
1 施設当たり		23,798,000	
1 施設当たり		2,537,000	

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額
女性自立支援施設	1 施設当たり	69,134,000
	1 施設当たり	26,778,000
	1 施設当たり	1,455,000
	1 施設当たり	35,697,000
	1 施設当たり	3,806,000
	1 施設当たり	35,697,000
	1 施設当たり	6,354,000
	1 施設当たり	17,663,000
	1 施設当たり	23,315,000
	1 施設当たり	69,134,000
	1 施設当たり	26,778,000
	1 施設当たり	1,455,000
	1 施設当たり	35,697,000
	1 施設当たり	3,806,000

令和8年度補助基準単価

(単位:円)

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認められた額であること。

(前震化整備事業)
(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種別		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	本体	1世帯当たり	6,678,000
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	8,976,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種別		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	13,464,000

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

令和8年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性相談支援センター 一時保護所	スプリングラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	8,000
女性自立支援施設	スプリングラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	8,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリングラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	12,000

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び高齢民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表5

算定の他の基準
(その他施設)

1 種 目	2 基 準	3 対 象 経 費
本體工事費	次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。 厚生労働大臣が必要と認めた面積 鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた額 ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた額 木造 厚生労働大臣が必要と認めた額	施設整備に必要な工事費又は工事費請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は仮設施設整備に必要な工事費又は工事費請負費

事業計画

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

- (1) 施設の規模及び構造
 - ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。)
 - (ア) 敷地面積 _____ m²
 - (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
 - (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
 - (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 - (オ) 建物の構造(_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造(_____ 造)
- (ウ) 建築年月日 _____
- (エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度・国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日 _____

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造(_____ 造)
- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 _____ 円
- イ 工事事務費 _____ 円
- ウ 小計(本体工事費) _____ 円
- エ 介護用リフト等特殊
 附帯工事費 _____ 円
 (介護用リフト工事費) _____ 円
 (_____) _____ 円
- オ 授産施設近代化整備
 工事費 _____ 円
- カ 授産施設等整備工事
 費 _____ 円
- キ 解体撤去工事費及び
 仮設施設整備工事費
 (解体撤去工事費) _____ 円
 (仮設施設整備工事費) _____ 円
- ク その他の工事費 _____ 円
- ケ 地域交流スペース _____ 円
- コ 合 計 _____ 円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

- ア 国庫補助金 _____ 円
- イ 〇〇補助金 _____ 円
- ウ 設置負担金 _____ 円
 (内訳) 一般財源 _____ 円
 地方債 _____ 円
 寄付金 _____ 円
- エ 合 計 _____ 円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日 _____
- ウ 着工年月日 _____
- エ 竣工年月日 _____
- オ 事業開始年月日 _____
- カ 解体撤去工事関係
 (ア) 直営・請負の別 _____
- (イ) 着工年月日 _____
- (ウ) 完了年月日 _____
- キ 仮設施設工事関係
 (ア) 直営・請負・賃貸借の別 _____
- (イ) 工事期間 _____
- (ウ) 仮設施設の使用期間 _____

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無
 (6) その他参考事項

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
 (2) 施設の種類
 (3) 設置主体及び経営主体
 (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造
 ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。)

(ア) 敷地面積 _____ m²

(イ) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分 (創設、拡張等の別)

(エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(オ) 建物の構造 (_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示

すること。

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(ウ) 建築年月日 _____

(エ) 補助金の区分 (昭和〇〇年度・国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取りこわし)年月日 _____

(注) 既存施設の解体撤去工事がかかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 _____ 円

イ 工事事務費 _____ 円

ウ 小計(本体工事費) _____ 円

エ 介護用リフト等特殊 _____ 円

附属工事費 _____ 円

(介護用リフト工事費) _____ 円

(_____) _____ 円

オ 授産施設近代化整備 _____ 円

工事費 _____ 円

カ 授産施設等整備工事 _____ 円

費 _____ 円

キ 解体撤去工事費及び _____ 円

仮設施設整備工事費 _____ 円

(解体撤去工事費) _____ 円

(仮設施設整備工事費) _____ 円

ク その他の工事費 _____ 円

ケ 地域交流スペース _____ 円

コ 合 計 _____ 円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書

を添付すること。

(3) 施工期間

ア 契約年月日 _____

イ 着工年月日 _____

ウ 竣工年月日 _____

エ 事業開始年月日 _____

オ 解体撤去工事関係 _____

(ア) 着工年月日 _____

(イ) 完了年月日 _____

カ 仮設施設工事関係 _____

(ア) 工事期間 _____

(イ) 仮設施設の使用期間 _____

(4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

(添付書類)

1 請負の場合は、工事請負契約書の写

直宮の場合は、支払領収書の写

賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写(仮設施設整備のみ)

2 工事完了を確認するに足る検査済証の写

(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証)

3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表

(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)

4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図

(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)

5 建物内外主要部分の写真

6 工事契約金額報告書(別紙①)

番 年 月 日 号

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇◇建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計監理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
殿

補助事業者名

(別紙)

事業名	交付決定の		年度内		年度内		年度内		年度内		年度内		事業実施期間 (完了年月)	要
	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日 第 号で交付決定を受けた(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種別及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金等返還相当額)
金 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)

番 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種別及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)
金 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)

別 紙

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災状況の報告等

災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和6年11月6日付成事第719号・社援発1106第4号・障発1106第1号・老発1106第1号）の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・援護局福祉基盤課あて報告すること。

2 被災後の事務処理

(1) 協議の対象事業及び対象経費

協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上であること。

ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621第1号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること。

(2) 協議書類及び提出部数

ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号） 3部

イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

(3) 負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、(項)社会福祉施設整備費分及(項)介護保険制度運営推進費分とに区分し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局、以下「地方厚生(支)局」という。）あて災害発生の日から30日以内に提出すること。

(5) 協議に当たったての留意すべき事項

ア 被害状況の把握に当たっては、財務省財務局の調査と極端に相違することのないよう的確を期すること。

イ 報告期限については、当該年度における予算執行に当たったての予備費要求等との関連もあるので厳守すること。

3 災害復旧事業の早期着工

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生(支)局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

なお、応急仮工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、都道府県（指定都市、中核市）担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないよう留意すること。

社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設

施設名等	施設	名
社会福祉施設等	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター(※) 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター(※) 介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護事業所 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設 女性自立支援施設 一時保護所 女性相談支援センター 障害者支援施設 障害福祉サービス事業所(療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。) 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所	

施設名等	施設	名
その他の社会福祉施設等	行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム 社会事業授産施設 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター 日常生活支援住居施設 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館(※) 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 市町村障害者生活支援センター	

(注) ※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

立学校においては30万円以上、都道府県立学校においては60万円以上であること。

児童福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災状況の報告等

災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付け発 0415 第4号、社発発 0415 第5号、障発 0415 第1号、老発 0415 第5号）の2（1）及び2（2）①に基づき、管内児童福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、子ども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付あて報告すること。

2 被災後の事務処理

（1）協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。ただし、子ども家庭庁長官が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、子ども家庭庁長官が別に定める施設は、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和5年6月15日付成事106号。以下、「交付要綱」という。）の第2の2、4及び5の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上（保育所、幼保連携型認定子ども園及び幼稚園型認定子ども園については30万円以上）であること。

ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付発第0621第1号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること（複合施設の協議額が80万円未満の場合における複合施設内の保育所、幼稚園型認定子ども園及び幼保連携型認定子ども園については、30万円以上であれば対象となる）。

ウ 借用土地等災害復旧事業（交付要綱における別記1の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、幼保連携型認定子ども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定子ども園（学校教育部分）であること。

エ 借用土地等災害復旧事業については災害復旧費協議額一件につき30万円以上であること。

オ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の対象となる事業は、別表に掲げる施設のうち、公立の幼保連携型認定子ども園（学校教育部分）及び幼稚園型認定子ども園（学校教育部分）であること。

カ 降灰の除去事業については、一学校ごとの降灰除去事業に要した費用が市町村

（2）協議書類及び提出部数

ア 幼保連携型認定子ども園及び幼稚園型認定子ども園の場合

（ア）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-1号） 3部

（イ）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

イ 幼保連携型認定子ども園及び幼稚園型認定子ども園以外の施設等の場合

（ア）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1-2号） 3部

（イ）児童福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

ウ 降灰の除去事業（交付要綱における別記2の事業）の場合

（ア）国庫補助事業計画書（様式第3号） 3部

（イ）降灰除去国庫補助事業計画一覧表（様式第4号） 1部

（ウ）降灰除去実施報告書（様式第5号） 1部

（エ）降灰除去実施報告一覧表（様式第6号） 1部

（オ）降灰除去事業施設別表（別表） 1部

（3）負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は法人の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

（4）提出期限

協議書類は、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局、以下「地方厚生（支）局」という。）あて災害発生の日から30日以内に提出すること。

（5）協議に当たった際の留意すべき事項

ア 被害状況の把握に当たっては、財務省財務局の調査と極端に相違することのないよう的確を期すること。

イ 報告期限については、当該年度における予算執行に当たった際の予備費要求等の関連もあるもので厳守すること。

3 災害復旧事業の早期着工等

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生（支）局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

また、応急仮工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、都道府県（指定都市、中

核市又は児童相談所設置市)担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないよう留意すること。

別表

施設名等	施設名
児童福祉施設等 児童福祉施設	児童福祉施設等災害復旧費対象施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所(保育所型認定こども園を含む。) 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター(※) 里親支援センター 母子・父子福祉センター(※) 母子・父子休養ホーム(※) 児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所 特例保育施設 児童自立生活援助事業所 子育て短期支援事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 社会的養護自立支援拠点事業所 妊産婦等生活援助事業所
母子・父子福祉施設 その他の児童福祉施設等	児童育成支援拠点事業所 こども家庭センター 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設 幼稚園型認定こども園 こども誰でも通園制度(仮称) 試行的事業を行う施設

(注) ※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

1 3 社会福祉連携推進法人認定・運営基準

〔「社会福祉連携推進法人の認定等について（令和3年11月12日付厚生省社会・援護局長通知）」より。〕

第1 社会福祉連携推進法人制度創設の趣旨

現在の我が国においては、少子高齢化、核家族化の進行等により、人口減少や血縁、地縁、社縁といった地域における共同体機能の脆弱化が生じるなど、社会構造が大きく変化してきている。

こうした中、国民の福祉ニーズは、高齢世帯と障害を抱える子どもとが同居するケースや、育児と介護とを同時に担わなければならない、いわゆるダブルケアが必要となるケース、がんを抱えながら就労を継続するケースなど、多様で複合的なものとなってきている。

身近な地域の中での暮らしを持続可能なものとするためには、こうした多様で複合的な福祉ニーズに包括的に対応できる体制を構築しつつ、高齢者や障害者、子どもなど、属性や世代を超えて誰もが役割を持ちながら地域社会に参画し、お互いがお互いを支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていくことが求められる。

他方、社会福祉法人は、制度発足以降、高齢者や障害者、子どもといった属性別、制度別の福祉サービスの担い手として、その専門性を高めてきた。

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に当たっては、社会福祉法人を始めとした多様な関係機関が、これまでに培われてきた専門性を発揮しながら連携し、地域住民の多様で複合的な福祉ニーズに対応していくとともに、こうした連携を下支えするため、人口減少等による地域の在り方の変化を見据え、将来にわたって持続可能な経営を確立していくことが求められている。

これまで、このような法人間の連携は、個々の法人による自主的な連携や、社会福祉協議会を介した連携、合併・事業譲渡などが進められてきたところであるが、法人間の自主的な連携、社会福祉協議会を介した連携では連携の度合いが弱く、一方で合併・事業譲渡では連携の度合いが強すぎ、中間的な選択肢がないとの指摘があった。

今般、地域共生社会の実現を見据え、これらに加えた事業展開の新たな選択肢とする観点から、社会福祉連携推進法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人をいう。以下「連携推進法人」という。）を創設することとした。

今後、全国各地で連携推進法人の活用を進めていくことにより、社会福祉法人を始め、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、地域特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出や、福祉人材の確保とともにその働きやすい職場環境の整備、物資調達の効率化など、規模の大きさを活かした多様な取組が促進され、地域福祉の一層の推進、社会福祉法人の経営基盤の強化等に資することが期待されるものである。

第2 連携推進法人の行う業務

1 連携推進法人の行う業務の内容（法第125条及び第132条第4項関係）

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第

48号。以下「一般法人法」という。)に基づき設立される一般社団法人は、次の①から⑥までに掲げる業務(以下「社会福祉連携推進業務」という。)の全部又はいずれかを行おうとする場合に、法第125条に規定する所轄庁(以下「認定所轄庁」という。)から連携推進法人に係る認定(以下「社会福祉連携推進認定」という。)を受けることができるものであること。

- ① 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援(以下「地域福祉支援業務」という。)
 - ② 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援(以下「災害時支援業務」という。)
 - ③ 社員が経営する社会福祉事業(法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。)の経営方法に関する知識の共有を図るための支援(以下「経営支援業務」という。)
 - ④ 資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援(以下「貸付業務」という。)
 - ⑤ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修(以下「人材確保等業務」という。)
 - ⑥ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給(以下「物資等供給業務」という。)
- (2) 連携推進法人は、確実に社会福祉連携推進業務を行う体制を担保するため、社会福祉事業を行うことができないものであること。(法132条第4項)
 - (3) 連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の具体的内容については、(2)及び次の2から8までの留意点を満たし、かつ関係法令に抵触しない範囲で、その創意工夫に基づき、多様な取組を自由に行うことが可能であること。

2 地域福祉支援業務の実施上の留意点(法第125条第1号関係)

- (1) 地域福祉支援業務の内容が次の①から③までのいずれにも該当しているものであること。
 - ① 地域福祉の推進に係る取組であること。
 - ② 当該取組を社員が共同して行うものであること。
 - ③ 当該取組を連携推進法人が支援するものであること。
- (2) (1)の①にいう「地域福祉の推進に係る取組」とは、法令に基づく事業に関連する取組に限らず、地域住民の福祉ニーズに対応するインフォーマルな取組が広く該当すること。
- (3) (1)の③にいう「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、当該取組の実施に当たって、福祉サービスの提供は社員が行うことを前提としつつ、社員間の情報共有や連絡調整、ノウハウの共有等といった連携強化のための支援を行うことをいうものであること。

したがって、ここでいう「支援」とは、社員を対象とする必要があるが、法第132条第4項の規定により、社会福祉事業を行うことはできないこととされており、原則として、連携推進法人自体が主体となって、地域住民等に対し、社会福祉事業その他社会福

社を目的とする福祉サービスを提供するような取組は該当しないものであること。

ただし、例外的に、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、社会福祉を目的とする福祉サービス（社会福祉事業を除く。）であって、先駆的なものや地域における供給量が著しく不足するもの等を行う場合については、次のア及びイの要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当するものとして差し支えないこと。

ア 連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること。

イ 連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援に当たること。

(4) 地域福祉支援業務の内容については、法第24条第2項に規定する、いわゆる「地域における公益的な取組」を含め、社員が行う地域福祉に関する取組を促進するなどの観点から、例えば次のようなものが考えられること。

- ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施
- ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供
- ・ 取組の実施状況の把握・分析
- ・ 地域住民に対する取組の周知・広報
- ・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整
- ・ 社員の経営する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の利用者であって、判断能力が不十分なもの等に対する法人後見

3 災害時支援業務の実施上の留意点（法第125条第2号関係）

(1) 災害時支援業務の内容が次の①から③までのいずれにも該当しているものであること。

① 災害が発生した場合において、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組であること。

② 当該取組を社員が共同して行うものであること。

③ 当該取組を連携推進法人が支援すること。

(2) (1)の①にいう「災害」には、自然災害に限らず、感染症の発生等の危機的状況も含まれるものであること。

また、「社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービス」とは、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスであれば、社会福祉事業に限らず、特段の制約はなく、例えば福祉避難所として受け入れた被災者等に対する支援も含まれるものであること。

(3) (1)の③にいう「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組に対して、社員間の情報共有や連絡調整、人材や物資の融通等といった支援を行うものであること。

(4) 災害時支援業務の実施に当たって、連携推進法人及びその社員は、常に連携推進法人の活動区域内の地方公共団体（認定所轄庁以外の

地方公共団体を含む。以下同じ。)と連携し、これらの対策と調和が保たれるよう、努めなければならないこと。

- (5) 災害時支援業務の内容については、災害時において、社員が提供する福祉サービスに係る事業継続性の確保や相互支援体制の整備などを図る観点から、例えば次のようなものが考えられること。
- ・ 災害時支援ニーズの事前把握
 - ・ いわゆる業務継続計画の策定や避難訓練の実施
 - ・ 被災した社員の経営する施設等（以下「被災施設等」という。）に対する被害状況調査の実施
 - ・ 被災施設等に対する応急的な物資の備蓄・提供
 - ・ 被災施設等の利用者の他施設への移送の調整
 - ・ 被災施設等で不足する人材の応援派遣の調整
 - ・ 地方公共団体との連絡・調整

4 経営支援業務の実施上の留意点（法第125条第3号関係）

- (1) 経営支援業務の内容が次の①及び②のいずれにも該当しているものであること。

① 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図る取組であること。

② 当該取組を連携推進法人が支援するものであること。

- (2) (1)の①にいう「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有」とは、特定の社員が持つ経営方法に関する知識を共有することに限らず、社会福祉事業の経営ノウハウを共有するなどの取組も該当するものであること。

また、ここでいう「社会福祉事業の経営方法に関する知識」とは、社会福祉事業の経営を確立するためには幅広い知識が求められることを踏まえ、直接的に社会福祉事業に関わる知識に限られるものではないこと。

- (3) (1)の②にいう「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、当該取組の実施に当たって、社員間の連絡調整、社員へのコンサルティング等の支援を行うものであること。

- (4) 経営支援業務には、連携推進法人が社員の事務処理の代行を行うことも含まれるが、関係法令に違反しない範囲で行われる必要があること。

例えば、租税に関する申告や書類の作成等は税理士法（昭和26年法律第237号）により、労働基準法（昭和22年法律第49号）や職業安定法（昭和22年法律第141号）等に基づく書類の作成や手続等は社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）により、連携推進法人が行うことはできないこととされているので、留意のこと。

- (5) 経営支援業務の内容については、社員の経営の適正化又は効率化などを支援する観点から、例えば次のようなものが考えられること。
- ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
 - ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
 - ・ 社員の財務状況の分析・助言

- ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
- ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行
- ・ 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務に限る。）

5 貸付業務の実施上の留意点（法第125条第4号関係）

- (1) 貸付業務の内容が次の①及び②のいずれにも該当しているものであること。
 - ① 社会福祉法人である社員に対する貸付けであること。
 - ② 当該貸付けに係る原資は、貸付けを受ける社員以外の社会福祉法人である社員から連携推進法人に対して貸付けを受けたものであること。
- (2) 貸付業務を行う場合の契約の締結方法については、次の①及び②のとおりとすること。
 - ① 貸付原資を連携推進法人に提供する社員（以下「貸付原資提供社員」という。）と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付けを受ける社会福祉法人である社員（以下「貸付対象社員」という。）との間の金銭消費貸借契約を、それぞれ締結すること。
 - ② 貸付資金が返済不能となる場合に備え、返済不能時の資金回収手続や、回収資金分配等の処理について、私法上の契約を締結すること。
- (3) 貸付業務は、民間金融機関による融資や独立行政法人福祉医療機構等による政策融資の補完的な役割を担うものであること。
- (4) (2)の①に規定する金銭消費貸借契約について、連携推進法人の社員は、特別の利害関係を有する社員が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされた場合、一般法人法第266条の規定に基づき、裁判所に社員総会等の決議の取消しの訴えが提起できるものであること。
- (5) 貸付業務の実施に当たっては、(1)から(4)までに掲げるほか、別紙1の「貸付業務の実施方法」に従って行うこと。

6 人材確保等業務の実施上の留意点（法第125条第5号関係）

- (1) 人材確保等業務の内容が次の①及び②のいずれかに該当しているものであること。
 - ① 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援
 - ② 社員が経営する社会福祉事業の従事者の資質の向上を図るための研修
- (2) (1)の①にいう「社会福祉事業の従事者の確保」には、次のような多様な取組が広く含まれるものであること。
 - ・ 新たな従事者の募集や採用、外国人材の受入れの調整等多様な人材の確保のための取組
 - ・ 社員間の人事交流の支援等既存の従事者が職場に定着するための取組
 - ・ 学生に対する職場体験の調整等福祉の仕事の魅力を発信するための取組

- (3) 人材確保等業務には、連携推進法人が社員間の人事交流を支援することも含まれるが、労働関係法令に抵触しない方法で行う必要があること。

例えば、連携推進法人が自ら求人及び求職の申込みを受け、社員である法人との間の雇用関係の成立をあっせんすることは職業安定法に定める職業紹介事業に該当し、連携推進法人と従業員とが雇用契約を締結し、当該従業員を社員である法人の指揮命令において当該社員の下で労働に従事させることは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に定める労働者派遣事業に該当するものであり、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う場合は、別途職業安定法又は労働者派遣法の規定に基づき、適正な手続により許可を得る必要があること。

- (4) 法第134条の規定に基づき、社員が連携推進法人に対し、社会福祉事業に従事する労働者の募集を委託する場合には、別紙2の「委託募集の特例の実施方法」に従って行うこと。
- (5) 人材確保等業務の内容については、社員が提供する福祉サービスの従事者の確保、その職場への定着、資質の向上などを図る観点から、例えば次のようなものが考えられること。
- ・ 社員合同での採用募集
 - ・ 出向等社員間の人事交流の調整
 - ・ 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整
 - ・ 社員の施設等における職場体験、現場実習等の調整
 - ・ 社員合同での研修の実施
 - ・ 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（経営支援業務である介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務を除く。）

7 物資等供給業務の実施上の留意点（法第125条第6号関係）

- (1) 物資等供給業務の内容が次の①及び②のいずれにも該当しているものであること。
- ① 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資であること。
- ② 当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること。
- (2) (1)の②にいう「当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること」には、連携推進法人が一括調達して社員に供給することのほか、連携推進法人が生産して社員に供給することを含むものであること。

なお、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守した上で、社員から連携推進法人が委託を受けて、社員の施設等で提供される給食の供給を行うこともこれに含まれるものであること。

- (3) 物資等供給業務については、社員の物資調達に係る費用の効率化、事務負担の軽減などを図る観点から、例えば次のような内容が考えられること。
- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
 - ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達

- ・ 介護記録の電子化等 I C Tを活用したシステムの一括調達
 - ・ 社員の施設等で提供される給食の供給
- 8 社会福祉連携推進業務以外の業務の取扱い（法第 1 3 2 条第 3 項・第 4 項関係）
- (1) 社会福祉連携推進業務以外の業務（以下「その他業務」という。）については、社会福祉連携推進業務に関連する業務であって、次の①から③までの要件を満たすものについては、行って差し支えないものであること。
- ① その他業務の事業規模が連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること。
 - ② その他業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ③ 社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと。
- (2) その他業務の内容については特段の制約はないが、連携推進法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものは適当ではないこと。
- (3) その他業務から得られた収益は、社会福祉連携推進業務に充当すること。

第 3 連携推進法人に置くべき組織機関

- 1 連携推進法人に置くべき組織機関の運営等（法第 1 4 7 条関係）
- 連携推進法人に置くべき組織機関の運営及び第 4 に規定する連携推進法人の業務運営は、以下によるほか、一般法人法のうち、一般社団法人に係る規定（ただし、同法第 5 条第 1 項（名称）、第 6 7 条第 1 項及び第 3 項（監事の任期）、第 1 2 8（貸借対照表等の公告）並びに第 5 章（合併）の規定を除く。）によること。
- 2 社員及び社員総会
- (1) 社員
- ① 社員の役割
- 社員は、会費や入会金、業務委託費等（以下「会費等」という。）を負担し、連携推進法人の運営に参画するとともに、その運営に係る重要事項の意思決定に当たって、社員総会において議決権を行使するものであること。
- ② 社員に参画できる者の範囲（法第 1 2 7 条第 2 号関係）
- ア 連携推進法人の社員に参画できる者の範囲については、次の㉞から㉠までに掲げる者のいずれかであること。
- ㉞ 社会福祉法人
 - ㉟ 社会福祉事業を経営する法人（㉞に該当する法人を除く。）
 - ㊱ 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する居宅 介護支援事業や老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に規定する有料老人ホームを経営する事業等、社会福祉を目的とする福祉サービス事業を経営する法人（㉞及び㉟に該当する法人を除く。）（「社会福

祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第176号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第40条第1項第2号）

㊥ 介護福祉士養成施設や社会福祉士養成施設、保育士養成施設、初任者研修実施機関等、法第89条に規定する社会福祉事業等従事者を養成する機関（学校を含む。）を経営する法人（㊦から㊩までに該当する法人を除く。）（施行規則第40条第1項第1号）

イ アの㊦から㊥までにいう「法人」の法人格の種別は問わないものであること。

ウ 地方公共団体については、社会福祉法人等に対し、施設等の許認可、補助金等の支給、指導監督等の優越的地位にあることから、議決権を行使し得る社員となることができないものであること。ただし、地方公共団体と連携推進法人が実効上の連携を図ることを妨げるものではないこと。

③ その他社員に関する留意事項

ア 社員の過半数は、社会福祉法人でなければならないものであること。（法第127条第2号）

イ 2以上の法人が社員として参画しなければならないこと。なお、アの規定のとおり、社員の過半数は社会福祉法人でなければならないことから、社会福祉法人以外の法人が社員に加わる場合は、3以上の社員が必要となるものであること。

ウ 法人でない者は社員として参画できないこと。このため、2以上の施設等を有する法人の場合、施設等单位ではなく、法人として社員に参画しなければならないものであること。

エ 1の法人が複数の連携推進法人の社員となることを妨げるものではないこと。

(2) 社員総会

① 社員総会の役割

社員総会は、法人運営に係る重要事項の意思決定機関として、一般法人法の規定に基づき、社員が出席し、理事、監事、会計監査人の選任・解任や定款の変更、計算書類や役員報酬等基準の承認、社員の除名等の決議を行うものであること。

② 議決権に関する留意事項（法第127条第5号イ及び施行規則第40条第2項関係）

ア 連携推進法人の社員の議決権については、社員間の公平性を担保するため、原則として、1社員当たりの議決権は、1の議決権であること。

イ アの規定にかかわらず、連携推進法人の適切かつ効果的な運営を推進する観点から、次の㊦から㊩までに掲げる要件を全て満たす場合には、定款の定めるところにより、原則とは異なる取扱いとすることも可能であること。

㉞ 社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないこと。

㉟ 社員が連携推進法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないこと。

㊱ 1の社員に対し、総数の半数を超える議決権を配分しないこと。

ウ イの㉞にいう「不当に差別的な取扱い」に該当するものとしては、例えば、次のような場合が考えられること。

- ・ 特定の法人格であることを理由に議決権の配分を減らすこと。

- ・ 貸付業務の貸付けを受けることを理由に議決権の配分を減らすなど、社会福祉連携推進業務に当たって社員間に生じる立場の違いを理由に議決権の配分を減らすこと。

エ イの㊱にいう「1の社員に対し、総数の半数を超える議決権を配分しないこと」については、社員総会での実質的な議論を確保できない配分を行わないことが趣旨であり、特定の少数の社員において過半数の議決権が寡占状態にあるなど、これと同視されるような配分は認められないものであること。

オ 社員である社会福祉法人の議決権が総社員の議決権の過半数を占めていること。

カ 議決権の行使は、社員に係る法人の代表者が行うこと。ただし、一般法人法第50条第1項の規定により当該代表者以外の代理人が議決権を行使する場合には、当該議決権行使の内容につき、あらかじめ社員に係る法人の理事会において決議を経ている必要があるとともに、連携推進法人に対し、代理権を証明する書面を提出しなければならないこと。

③ 社員総会の運営に関する留意事項

ア 社員総会は、一般法人法及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができること。（一般法人法第35条第2項）

なお、連携推進法人は、一般法人法に規定する理事会設置一般 社団法人に該当することから、社員総会において、一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる旨を規定する一般法人法第35条第1項は適用されないことに留意のこと。

イ 社員総会は、総社員の議決権の10分の1以上（定款において、5分の1以下の割合を定めることも可。）の議決権を有する社員が裁判所の許可を得て招集する場合を除き、理事が招集すること。（一般法人法第36条第3項及び第37条）

ウ 社員が社員総会を招集する場合を除き、社員総会の日時・場所等の招集に関する事項の決定は、理事会の決議に

よること。(一般法人法第38条第2項)

エ 理事は、社員総会の日¹の1週間前までに、社員に対して招集を通知しなければならないこと。ただし、書面又は電磁的方法による議決権行使ができることとする場合には2週間前までに当該通知を行う必要があること。(一般法人法第39条)

オ 総社員の議決権の30分の1以上(定款において、これを下回る割合を定めることも可。)の議決権を有する社員は、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができること。(一般法人法第43条第2項)

カ 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき、議案を提出することができること。(一般法人法第44条)

キ 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行うこと。ただし、社員の除名、定款の変更等の事項については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないこと。(一般法人法第49条)

ク 書面による議決権行使は、議決権行使書面を提出して行うこと。また、書面によって行使された議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入すること。(一般法人法第51条)

ケ 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないこと。(一般法人法第53条)

コ 社員総会の議事については、議事録を作成し、社員総会の日(次のサに規定する決議の省略により、決議があったものとみなされた日を含む。)から10年間、主たる事務所に、並びに社員総会の日から5年間、その写しを従たる事務所に備え置かなければならないこと。また、社員及び債権者は、連携推進法人の業務時間内は、いつでも当該議事録の閲覧又は謄写の請求ができること。(一般法人法第57条)

サ 社員総会の目的である事項について、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされること。(一般法人法第58条)

3 代表理事、理事及び理事会

(1) 代表理事及び理事

①代表理事及び理事の役割

理事は、連携推進法人の業務を執行するとともに、理事会を構

成するものであること。

また、代表理事は、連携推進法人を代表する者として理事の中から選定し、一般法人法第77条第4項の規定により、連携推進法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するものであること。

② 代表理事及び理事に関する留意事項

ア 員数（法第127条第5号ロ（1）及び同号ハ関係）

理事を6人以上置き、このうち代表理事を1人選任すること。

イ 選任・解任

理事は、一般法人法第63条第1項の規定により、社員総会の決議によって選任され、一般法人法第70条第1項の規定により、社員総会の決議によって解任することができるものであること。

また、代表理事は、一般法人法第90条第2項及び第3項の規定により、理事会において、理事の中から選定し、解職することができるものであること。

その際、併せて第5の9に規定する認定所轄庁の認可が必要となることに留意のこと。

ウ 資格要件（法第127条第5号ロ（4）及び施行規則第40条第5項関係）

社会福祉連携推進業務について識見を有する者及び社会福祉連携推進業務を実施する区域（以下「社会福祉連携推進区域」という。）における福祉サービスに関する実情に通じている者をそれぞれ含むこと。

エ 兼職禁止

同一の連携推進法人の監事又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないものであること。

オ 特殊関係者の制限（法第127条第5号ロ（2）及び施行規則第40条第3項関係）

理事のうちに、次に掲げる各理事の特殊関係者が3人を超えて含まれず、さらに理事及びその特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれないこと。

㊦ 当該理事の配偶者

㊧ 当該理事の三親等以内の親族

㊨ 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

㊩ 当該理事の使用人

㊪ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

㊫ ㊩及び㊪に掲げる者の配偶者

㊬ ㊨から㊪までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの。

カ 同一法人出身理事の制限

理事のうち、同一法人出身者は、理事の総数の3分の1（社員の数が2である連携推進法人にあつては、2分の1）

を超えてはならないこと。

キ 任期

選任後2年以内に終了する会計年度（一般法人法に規定する事業年度に同じ。以下同じ。）のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。ただし、定款の定めによりこれを短縮することは可能であること。また、再任することは差し支えないこと。

ク 業務執行理事

一般法人法第91条第1項の規定により、理事会の決議によって代表理事以外の業務を執行する理事を選定することも可能であること。

(2) 理事会（法第127条第5号ニ関係）

① 理事会の役割

理事会は、一般法人法の規定により、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職を担うものであること。

② 理事会の運営に関する留意事項

ア 代表理事又は業務執行理事は、3か月に1回以上（定款において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることも可。）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないこと。（一般法人法第91条第2項）

イ 理事は、競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこと。（一般法人法第92条）

ウ 理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、当該理事）が招集すること。（一般法人法第93条）

エ 理事は、理事会の日の1週間前（定款において、これを下回る期間を定めることも可。）までに、各理事及び各監事に対して招集を通知しなければならないこと。（一般法人法第94条）

オ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款において、これを上回る割合を定めることも可。）が出席し、その過半数をもって行うこと。（一般法人法第95条第1項）

その際、社員総会とは異なり、書面による議決権行使は認められていないので留意のこと。

カ 理事会の決議の目的である事項に係る提案について、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができること。（一般法人法第96条）

キ 理事会の議事については、議事録を作成し、理事会の日（カの決議の省略により、決議があったものとみなされた

日を含む。)から10年間、主たる事務所に備え置かなければならないこと。また、社員及び債権者は、裁判所の許可を得て、当該議事録の閲覧又は謄写の請求ができること。
(一般法人法第97条)

4 監事

(1) 監事の役割

監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告(一般法人法第99条第1項に規定する監査報告をいう。以下同じ。)を作成すること。

(2) 監事に関する留意事項

① 員数(法第127条第5号ロ(1)関係)

2人以上置くこと。

② 選任・解任

3の(1)の②のイの理事の取扱いと同様であること。

③ 資格要件(法第127条第5号ロ(4)及び施行規則第40条第5項関係)

財務管理について識見を有する者を含むこと。

④ 兼職禁止

同一の連携推進法人の理事又は職員、社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないものであること。

⑤ 特殊関係者の制限(法第127条第5号ロ(3)及び施行規則第40条第4項関係)

監事のうちに、次に掲げる各理事及び監事(以下「役員」という。)の特殊関係者が含まれていないこと。

ア 当該役員の配偶者

イ 当該役員の三親等以内の親族

ウ 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

エ 当該役員の使用人

オ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

カ エ及びオに掲げる者の配偶者

キ ウからオまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

⑥ 同一法人出身監事の制限

監事のうち、同一法人出身者が含まれず、かつ理事との同一法人出身者は1人までとすること。

⑦ 任期

選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。ただし、定款の定めによりこれを短縮することは可能であること。

また、再任することは差し支えないこと。

5 会計監査人

(1) 会計監査人の役割

会計監査人は、一定以上の規模を有する連携推進法人が作成する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監

査報告（一般法人法第107条第1項に規定する会計監査報告をいう。以下同じ。）を作成するものであること。

(2) 会計監査人に関する留意事項（法第127条第5号ホ及び施行規則第40条第7項関係）

- ① 会計監査人の設置義務対象法人の基準（「社会福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第302号）による改正後の社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「施行令」という。）第33条及び施行規則第40条の2）次のア又はイのいずれかに該当する場合には、会計監査人を選任しなければならないものであること。

ア 最終会計年度において定時社員総会の承認を受けた損益計算書（現に会計監査人を設置している法人にあっては、一般法人法第127条の規定により、社員総会に報告された損益計算書）中、「当該年度決算（A）」の「サービス活動収益計（1）」欄に計上される額が30億円を超えること。

イ 最終会計年度において定時社員総会の承認を受けた貸借対照表（現に会計監査人を設置している法人にあっては、一般法人法第127条の規定により、社員総会に報告された貸借対照表とし、一般社団法人成立後、最初の定時社員総会までの間にあっては、一般法人法第123条第1項に規定する成立の日における貸借対照表）の負債の部に計上される額の合計額が60億円を超えること。

② 員数

1人以上置くこと。

③ 選任・解任

3の（1）の②のイの理事の取扱いと同様であること。

また、監事は、一般法人法第71条の規定により、会計監査人が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、当該会計監査人を解任することができるものであること。

ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

イ 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

ウ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

④ 資格要件

公認会計士又は監査法人であること。

⑤ 兼職禁止

同一の連携推進法人の役員、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないものであること。

⑥ 任期

選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。

なお、当該定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時社員総会において再任されたものとみなされ

るものであること。

ただし、会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了するものであること。

6 社会福祉連携推進評議会

(1) 社会福祉連携推進評議会の役割

社会福祉連携推進評議会は、連携推進法人の意見具申・評価機関として、理事会の決議に基づき代表理事が招集するものであること。

(2) 社会福祉連携推進評議会に関する留意事項

① 社会福祉連携推進評議会の構成（法第127条第5号へ（1）関係）

社会福祉連携推進評議会の構成は、地域福祉の増進に資するよう、連携推進法人が実施する社会福祉連携推進業務の種類に応じ、福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者を始め、幅広い視点から、中立公正な立場で、連携推進法人に対して意見を述べるができるようにしなければならないこと。その際、構成員には、社会福祉連携推進区域における福祉サービスに関する実情に通じている者を必ず加えること。

② 社会福祉連携推進評議会の構成員の選任・解任

社員総会の決議により行うこと。

③ 社会福祉連携推進評議会の構成員の員数

3人以上置くこと。

④ 任期

選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。

また、再任することは差し支えないこと。

⑤ 社会福祉連携推進評議会による意見具申（法第127条第5号へ（2）関係）

社会福祉連携推進評議会は、次のアからエまでに掲げる事項につき、審議を行い、必要に応じ社員総会及び理事会において意見を具申できるものであること。

ア 法第127条第5号へ（2）の規定に基づき、貸付対象社員が予算の決定又は変更等を行うにつき、連携推進法人による承認の適否

イ 連携推進法人の事業計画の内容

ウ 社会福祉連携推進評議会の構成員の定数の変更

エ 構成員の過半数の賛成により、社員総会又は理事会において意見を述べる必要があるとされた事項

このほか、新規事業の立ち上げ、既存事業の廃止等連携推進法人の事業運営に関して重要な決定を行う場合には、代表理事の招集に応じて意見を述べるができるものであること。

⑥ 社会福祉連携推進評議会による業務評価（法第127条第5号へ（3）及び第136条関係）

社会福祉連携推進評議会は、次のアからウまでに掲げる事項につき、審議を行い、業務評価を行わなければならないものであること。また、その結果については、必要に応じ社員総会及び理事会において意見を具申できるものであること。

ア 社会福祉連携推進方針に照らした個々の業務の実施状況・費用対効果

イ 連携推進法人の事業報告の内容

ウ 連携推進法人の運営の全体評価

なお、当該評価結果は、別記様式1を作成し、法第136条の規定に基づき、これを公表しなければならないものであること。(第4の11参照)

⑦ 社会福祉連携推進評議会の招集手続

理事会の決議に基づき代表理事が行うこと。

⑧ 議事録の作成

社員総会及び理事会の取扱いに準じて議事録を作成すること。

7 役員に欠員を生じた場合の措置（一般法人法第75条第1項及び法第143条により準用される第45条の6第2項及び第3項関係）

(1) 役員に欠員を生じた場合については、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでの間、なお役員としての権利義務を有するものであること。

(2) 役員又は代表理事に欠員が生じた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、認定所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任することができること。

(3) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないものであること。

第4 連携推進法人の業務運営

1 連携推進法人の名称（法第130条関係）

(1) 連携推進法人は、その名称中に「社会福祉連携推進法人」の文字を用いなければならないこと。

(2) 連携推進法人は、「社会福祉連携推進法人」の名称が悪用されることを防ぐため、次の①から③までに掲げる事項を遵守すること。

① 名称変更時の登記の申請書には、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないこと。

② 連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に「社会福祉連携推進法人」であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこと。

③ 連携推進法人は、不正の目的をもって、他の連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこと。

2 業務運営の基本方針（法第132条第1項・第2項関係）

(1) 連携推進法人は、社会福祉法人を始め、社会福祉事業を営む法人の社会福祉に係る業務の連携を推進して、地域において良質か

つ適切な福祉サービスの提供又は社会福祉法人の経営基盤の強化を図ることを目的としており、その業務を通じ、社員の経営等が強化され、その効果が地域に波及していくことにより、もって公益性の確保にも資するものであること。

したがって、連携推進法人の業務運営に当たっては、社会福祉連携推進業務の推進及び運営の透明性を図り、連携推進法人としての役割を積極的に果たすよう努めなければならないものであること。

(2) 連携推進法人は、次の①から⑥までに掲げる関係者に対し、特別の利益を与えてはならないものであること。(施行令第35条及び施行規則第40条の5)

① 連携推進法人の社員又は基金(一般法人法律第131条に規定する基金をいう。)の拠出者

② 連携推進法人の理事、監事、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員

③ ①及び②に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

④ ①から③までに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

⑤ ③及び④に掲げる者のほか、①又は②に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

⑥ ①に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として、次に掲げるもの

ア 当該法人が他の法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合(一の者又はその一若しくは2以上の子法人が社員総会その他の意思決定機関における議決権の過半数を有する場合をいう。イにおいて同じ。)における当該他の法人

イ 一の者が当該法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

3 業務運営に係る費用

(1) 連携推進法人の業務運営に係る費用は、社員からの会費等により賄われるものであること。

(2) 社員からの会費等の徴収に当たっては、その用途及び金額について、理事会で決議した上で社員総会において承認を得ることが必要であること。

(3) 会費については、連携推進法人の本部運営のための事務所使用料や決算費用等の管理経費のほか、業務ごとに必要となる運営費用に充てることも可能であるが、業務ごとに参画する社員が異なる場合は、費用負担の公平性を考慮し、当該業務に参画する社員から、別途業務委託費を徴収することや、各業務において得られた収益等により確保すること。

4 業務運営の実施体制

(1) 連携推進法人は、社会福祉連携推進業務及びその他業務を実施するために、必要な人員体制及び設備・備品を確保すること。

(2) 連携推進法人の職員と、社員の職員とを兼務することは、関係法

令に違反しない範囲で可能であるが、この場合の人件費支出は、勤務時間数等により、適切に按分すること。

- (3) 社員の施設等における事務室等の設備を共用することについても、関係法令に違反しない範囲で可能であること。
- (4) 連携推進法人の運営費用は、会費等により賄われるものであることから、土地・建物等の高額な不動産を保有することは基本的には想定されないが、社員以外からの寄附等により、社員に対し過度に負担を転嫁せず、連携推進法人が実施する業務に必要な範囲において、不動産を保有することを妨げるものではないこと。
- (5) 連携推進法人が保有する財産の管理は、安全・確実な方法で行うこと。なお、株式投資又は株式を含む信託投資等による管理運用も差し支えないが、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られるものであること。

5 社員の義務（法第133条関係）

連携推進法人の社員のうち、社会福祉事業を営む法人は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する連携推進法人の社員である旨を明示しておかなければならないものであること。

また、社員は、一般法人法第27条の規定に基づき、定款で定めるところにより、連携推進法人に対し、経費を支払う義務を負うものであること。

6 社会福祉連携推進評議会の運営

- (1) 社会福祉連携推進評議会は、第3の6の(2)の⑤及び⑥に規定する内容に係る議論を行うため、少なくとも毎年度1回以上は開催しなければならないこと。
- (2) 社会福祉連携推進評議会は、毎会計年度における決算に係る理事会の開催後から定時社員総会までの間に行うことを基本とすること。
- (3) 連携推進法人は、第3の6の(2)の⑥に規定する社会福祉連携推進評議会による意見を尊重するものとする。こと。（法第136条第2項）また、第3の6の(2)の⑤に規定する意見が具申された際も同様とすること。
- (4) 第3の6の(2)の⑤に規定する意見の内容及び同(2)の⑤及び⑥に係る社会福祉連携推進評議会の議事の内容については、社員総会に報告しなければならないものであること。

7 社会福祉連携推進目的事業財産等（法第137条及び施行規則第40条の10関係）

- (1) 連携推進法人は、次の①から⑦までに掲げる財産につき、正当な理由がある場合を除き、社会福祉連携推進業務を行うために使用し、又は処分しなければならないものであること。
 - ① 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
 - ② 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
 - ③ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行った社会福祉連携推進業務に係る活動の対価として得た財産

- ④ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行ったその他業務から生じた収益に100分の50を乗じて得た額に相当する財産
- ⑤ 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
- ⑥ 社会福祉連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であって、同日以後に財産目録、貸借対照表等において、社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、当該連携推進法人が社会福祉連携推進業務を行うことにより取得し、又は社会福祉連携推進業務を行うために保有していると認められるものとして次のアからクまでに掲げる財産
 - ア 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社員から徴収した経費のうち、会費など、その徴収に当たり用途が定められていないものの額に100分の50を乗じて得た額に相当する財産
 - イ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社員から徴収した経費のうち、その徴収に当たり社会福祉連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産
 - ウ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進目的保有財産（施行規則第40条の10第4項第2号に規定する「社会福祉連携推進目的保有財産」をいう。以下同じ。）から生じた収益に相当する財産
 - エ 社会福祉連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産
 - オ 社会福祉連携推進目的保有財産以外の財産とした社会福祉連携推進目的保有財産の額に相当する財産
 - カ 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
 - キ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後にアからオまで及びこの（1）の①から④までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であって、同日以後に財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産
 - ク 当該連携推進法人の定款又は社員総会において、社会福祉連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

(2) (1)の「正当な理由がある場合」とは、次の①から③までに掲げる場合をいうものであり、この場合、法第137条は適用されないものであること。(施行規則第40条の10第1項)

- ① 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又は毀損した場合
- ② 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合
- ③ 連携推進法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第4条の規定による認定を受けた法人である場合

8 会計処理（法第138条により準用される第45条の23関係）

- (1) 連携推進法人の会計処理は、社会福祉連携推進法人会計基準（令和3年厚生労働省令第177号）の規定に従って行わなければならないこと。
 - (2) 連携推進法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものであること。
- 9 役員報酬等基準の策定（法第138条により準用される第45条の35関係）
- (1) 連携推進法人は、役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として連携推進法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該連携推進法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準（以下「役員報酬等基準」という。）を定めなければならないものであること。
 - (2) 役員報酬等基準の策定又は変更は、社員総会の承認を受けなければならないものであること。
 - (3) 役員に対する報酬等の支給は、役員報酬等基準に従って行わなければならないものであること。
- 10 計算書類等の作成、備置き及び閲覧（一般法人法第10条及び第14条、第31条及び第32条、第99条、第107条、第123条、第129条並びに法第127条、法第38条により準用される第45条の32第4項及び第45条の34、法第139条第4項の規定により準用される法第34条の2第3項関係）
- (1) 連携推進法人は、次の①から③までに掲げる書類（(3)において「備置書類」という。）を作成し、それぞれに掲げる期間、その主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないものであること。
 - ① 定款
期間の定めなく常時
 - ② 各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）、監査報告、会計監査報告
定時社員総会の2週間前の日（一般法人法第58条第1項の規定により、社員総会の決議の省略を行う場合にあつてはその提案があつた日）から5年間（従たる事務所にあつてはその写しを3年間）
 - ③ 財産目録、役員等名簿、役員報酬等基準、別に定める法人現況報告書（法第138条により準用される第45条の34第1項第4号に規定する事業の概要その他の事項を記載した書類をいう。以下同じ。）、社会福祉連携推進方針、社会福祉連携推進評議会による評価結果
5年間（従たる事務所にあつてはその写しを3年間）
 - (2) (1)のほか、一般法人法第32条の規定により、社員名簿につき、主たる事務所に常時備え置くとともに、社員は、理由を明らかにして閲覧又は謄写の請求ができるものであること。
 - (3) 備置書類については、何人も閲覧等の請求を行うことができるも

のであること。

なお、社員及び債権者に対しては、当該閲覧等の請求に応ずる義務があるものであり、その他の者からの請求については正当な理由なく拒んではならないものであること。

また、備置書類が書面によって作成されているときは書面で、電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録の閲覧の請求ができること。(施行規則第2条の3及び第2条の5)

1 1 情報公表（法第136条第1項及び法144条により準用される第59条の2並びに施行規則第40条の16関係）

(1) 連携推進法人は、次の①から④までに掲げる書類につき、それぞれ掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく当該書類を公表しなければならないものであること。

① 定款

法第139条第1項の規定により定款変更の認可を受けたとき又は同条第3項の規定により定款変更の届出をしたとき

② 役員報酬等基準

法第138条第1項において準用する第45条の3第2項の規定により社員総会の承認を受けたとき又は法144条により準用される第59条の規定により認定所轄庁に届け出たとき

③ 計算書類、役員等名簿、法人現況報告書、社会福祉連携推進評議会による評価結果

法144条により準用される第59条の規定により認定所轄庁に届け出たとき

④ 社会福祉連携推進方針

法第125条の規定により社会福祉連携推進認定を受けたとき又は法第140条の規定により社会福祉連携推進方針の変更に係る認定所轄庁の認定を受けたとき

(2) (1)の書類の公表は、別に定めるところにより、インターネットの利用により行うものとする。

1 2 退社

(1) 一般法人法第28条の規定により、定款において別段の定めがある場合を除き、社員はいつでも退社できるものであること。

(2) (1)にかかわらず、現に連携推進法人から貸付けを受けている社員については、社員総会において社員全員の同意を得なければ、退社できない旨、定款において別段の定めを置くことが望ましいこと。

(3) 一般法人法第29条の規定により、次の①から④までに掲げる事由によって、社員は強制的に退社することとなるものであること。

① 定款で定めた事由の発生

② 総社員の同意

③ 社員である法人の解散

④ 一般法人法第30条の規定による除名

1 3 解散及び清算（法第141条関係）

(1) 連携推進法人は、一般法人法第148条の規定により、次の①から⑥までに掲げる事由によって解散するものであること。

- ① 定款で定めた存続期間の満了
 - ② 定款で定めた解散の事由の発生
 - ③ 社員総会の決議
 - ④ 社員が欠けたこと
 - ⑤ 破産手続開始の決定
 - ⑥ 一般法人法第261条第1項又は第268条の規定に基づく裁判所による解散命令
- (2) 連携推進法人が解散した場合、一般法人法第206条の規定により、清算をしなければならないものであること。
その際、清算人は、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならないものであること。(法第141条の規定により準用される第46条第3項)
- (3) 清算をする連携推進法人は、一般法人法第207条の規定により、清算の目的の範囲内において、清算を結了するまではなお存続するものとみなされるものであること。
- (4) その他法第141条の規定により、連携推進法人の解散及び清算については、法第46条の2(破産手続の開始)、第46条の6第4項及び第5項(清算人の就任)、第47条の4(裁判所による監督)、第47条の5(清算結了の届出)、第47条の6(検査役の選任)の社会福祉法人に係る規定がそれぞれ準用されるものであること。
- 1.4 残余財産の帰属先(法第127条第5号ル及び施行規則第40条第9項関係)
- (1) 社会福祉連携推進認定の取消しを受けた場合又は連携推進法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、一般法人法第239条第1項の規定により、定款の定めるところによるものであるが、連携推進法人の業務の性質に鑑み、国、地方公共団体、他の連携推進法人又は社会福祉法人(社員を除く。)の全部又はいずれかとし、これを定款に定めなければならないものであること。
- (2) 社員に対し、剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、一般法人法第11条第2項の規定により、その効力を有しないものであること。
- 1.5 その他
- 連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に必要な範囲で、社員総会等を通じて、社員との間で定期的に情報共有することが望ましいものであること。
- その際、個人情報扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関連法令に則り、あらかじめ個人情報保護規程を定めるなどにより、適切に管理する必要があること。
- なお、社員の施設等の利用者に係る個人情報については、原則として、それぞれの社員において管理されるべきであること。

第5 連携推進法人の認定申請等の手続

1 認定所轄庁(法第131条により準用される第30条関係)

- (1) 認定所轄庁は、連携推進法人の主たる事務所の所在地及びその行

う事業の区域に応じ、次の①から④までにそれぞれ掲げるとおりであること。

- ① 主たる事務所が市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内にある連携推進法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの
市長（特別区の区長を含む。）
- ② 主たる事務所が指定都市の区域内にある連携推進法人であってその行う事業が1の都道府県の区域内において2以上の市町村の区域にわたるもの
指定都市の長
- ③ 連携推進法人の行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、次のいずれかに該当するもの（施行規則第40条の4）
 - ア 社員に係る法人の主たる事務所が全ての地方厚生局の管轄区域にわたり、かつ法第125条に掲げる社会福祉連携推進業務の全てを行うもの
 - イ アに類するもの
厚生労働大臣
- ④ ①から③まで以外のもの
都道府県知事

(2) (1)の③のイについては、社員に係る法人の主たる事務所が全ての都道府県に所在し、かつ法第125条に掲げる社会福祉連携推進業務のうち2以上の業務を行うものであること。

(3) (1)に規定する「その行う事業の区域」とは、現に連携推進法人に参画する社員に係る法人の主たる事務所の所在地を基準に判断するものとする。

(4) 社員の増減により、認定所轄庁が変更となる見込みがある場合には、連携推進法人は、速やかにその旨、現在の認定所轄庁に相談すること。

2 申請（法第126条第1項関係）

(1) 社会福祉連携推進認定を受けようとする場合には、次の①から⑬までに掲げる申請書類を認定所轄庁に提出しなければならないものであること。（施行規則第39条）

- ① 申請書
- ② 定款
- ③ 社会福祉連携推進方針
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- ⑥ 法第127条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類
- ⑦ 法第128条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類
- ⑧ 社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- ⑨ 社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載し

た書類

- ⑩ 役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類
 - ⑪ 認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録
 - ⑫ 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
 - ⑬ その他認定所轄庁が必要と認める書類
- (2) (1)の書類の提出に当たって、(1)の①にあつては別記様式2に、③にあつては別記様式3に、⑥にあつては別記様式4に、⑦にあつては別記様式5によること。
- (3) (1)の申請に当たっては、副本1通を添付すること。
- (4) 社会福祉連携推進認定を受けるためには、一般社団法人としての法人格が必要となるが、一般社団法人の設立に当たっては、一般法人法及び同法に基づく関係法令の定めによるものであること。
このため、社会福祉連携推進認定に当たっては、次の①から④までに掲げる手続を経る必要があること。
- ① 定款を作成し、公証人の認証を受けること。
 - ② 設立時役員を選任を行うこと。
 - ③ 設立時役員が、設立手続の調査を行うこと。
 - ④ 設立時代表理事が、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に設立の登記の申請を行うこと。
- (5) 1の地域に、複数の連携推進法人が認定されることを妨げるものではないこと。

3 社会福祉連携推進方針（法第126条第2項関係）

- (1) 社会福祉連携推進方針には、次の①から④までに掲げる事項その他必要事項を記載し、社員総会の決議を経なければならないものであること。
- ① 社員の氏名又は名称
 - ② 社会福祉連携推進区域の範囲
 - ③ 社会福祉連携推進業務の内容
 - ④ 貸付業務に係る事項
 - ・貸付対象社員の名称
 - ・貸付金額
 - ・貸付けの契約日
 - ・貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法
- (2) 「社会福祉連携推進区域の範囲」については、1の(1)に規定する「その行う事業の区域」と一致するものとして、原則として市町村単位で記載すること。
ただし、社員に係る法人の主たる事務所の所在地が1の都道府県の全ての市町村にわたる場合には、「〇〇県全域」といった記載で差し支えないものであること。
- (3) 「社会福祉連携推進業務の内容」については、社会福祉連携推進業務の種類ごとに、当該連携推進法人において行われる業務の内容を具体的に記載すること。

(4) 「貸付業務に係る事項」については、これを行おうとする場合のみ記載すること。よって、当初の認定申請の段階において貸付業務を行う予定がない場合には、記載不要であること。

また、認定後において新たに貸付業務を行おうとする場合には、8に規定する社会福祉連携推進方針の変更が必要となるものであること。

4 認定基準

(1) 法人設立の目的について（法第127条第1号関係）

定款上、次の①及び②のいずれもが記載されているとともに、社会福祉連携推進業務に係る事業費率が過半を占めていること。

① 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進する旨

② それにより、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する旨

(2) 社員の構成について（法第127条第2号関係）

第3の2の（1）を満たしていること。

(3) 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎について（法第127条第3号関係）

第3に規定する組織機関が全て備わり、かつ第4の4に規定する業務運営の実施体制が確保されているとともに、会費等により、少なくとも認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度において事業支出に相当する収入が確保される見通しがあること。

(4) 社員の資格の得喪について（法第127条第4号関係）

定款等において、社員の資格の得喪に関し、連携推進法人の目的に照らして、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと。

(5) 定款の記載事項について（法第127条第5号関係）

定款の記載事項については、一般法人法第11条第1項に掲げる事項（目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度）のほか、次の①から⑩までに掲げる事項を記載し、又は記録していることが必要であり、別紙3の定款例を参照し、作成のこと。

① 社員の議決権に関する事項

② 役員に関する事項

③ 代表理事に関する事項

④ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項

⑤ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項

⑥ 社会福祉連携推進評議会に関する事項

⑦ 貸付けを受ける社会福祉法人である社員が別紙1の6の（4）の①から⑥までに掲げる事項を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨

⑧ 資産に関する事項

⑨ 会計に関する事項

⑩ 解散に関する事項

- ⑪ 社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨
 - ⑫ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨
 - ⑬ 定款の変更に関する事項
- 5 欠格事由（法第128条及び施行令第34条関係）
- 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、社会福祉連携推進認定は受けられないこと。
- （1） 役員のうち、次の①から④までのいずれかに該当する者があるもの
- ① 連携推進法人が法第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの。
 - ② 法又は施行令第34条の規定で定める社会福祉に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（③に該当する者を除く。）
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- （2） 法第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの。
- （3） 暴力団員等がその事業活動を支配するもの。
- 6 認定の通知及び公示（法第129条及び第145条第3項関係）
- 認定所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、その旨を申請者に対して通知するとともに、公示しなければならないものであること。
- なお、当該公示はインターネットの利用その他の認定所轄庁において適当と認める方法により行うこと。（施行規則第40条の3）
- 7 定款の変更（法第139条第1項から第3項まで及び施行規則第40条の13関係）
- （1） 連携推進法人が定款を変更する場合には、（4）に掲げる場合を除き、社会福祉連携推進認定を受けた認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力は生じないものであること。
 - （2） 定款変更の認可申請は、別記様式6により、認定所轄庁あて申請を行うこと。
 - （3） （2）の申請に当たっては、副本1通を添付すること。
 - （4） （1）にかかわらず、次の①から③までに掲げる事項の変更を行う場合には、別記様式7により、認定所轄庁あて届出を行うことで足りること。
 - ① 事務所の所在地
 - ② 社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更

③ 公告の方法

- (5) 6による認定の通知があった場合には、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称の変更を行うことが必要となり、(4)の定款の変更の届出及び法人名称の変更登記が必要となるものであること。その際、あらかじめ理事会及び社員総会において、社会福祉連携推進認定があった場合には、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称を変更する定款変更を行うことにつき、決議を得ておくことは可能であること。

なお、当該定款の変更により、第4の11の(1)の①に規定する定款の情報公表義務が課されることになるので、留意のこと。

8 社会福祉連携推進方針の変更(法第140条関係)

- (1) 社会福祉連携推進方針に変更が生じる場合、連携推進法人は、社員総会での決議を経た上で、認定所轄庁の認定を受けなければならないものであること。

なお、貸付業務を行う場合にあっては、連携推進法人及び貸付対象社員との間の契約単位で、これを社会福祉連携推進方針に盛り込む必要があること。(別紙1の4参照)

- (2) 社会福祉連携推進方針変更の認定申請は、別記様式8により、認定所轄庁あて申請を行うこと。

- (3) (2)の申請に当たっては、副本1通を添付すること。

9 代表理事の選定及び解職(法第142条及び施行規則第40条の14関係)

- (1) 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものであること。

なお、社会福祉連携推進認定は、代表理事の選定を含め、当該認定を行うこととなるため、当該認定時において本手続を別途行うことは不要であり、認定後、新たに代表理事の選定及び解職が生じた場合に、本手続を行う必要があること。

- (2) 代表理事の選定及び解職の認可申請は、別記様式9により、認定所轄庁あて申請を行うこと。

なお、代表理事が任期満了により退任する場合については、当該申請は不要であること。

- (3) (2)の申請に当たっては、副本1通を添付すること。

- (4) 代表理事の解職の認可があった場合には、速やかに後任の代表理事の選定を行い、当該選定に係る認可申請を行う必要があること。その際、長期間、代表理事の選定が行われない場合には、認定所轄庁において、第3の7の(2)により、一時代表理事の選任が可能であること。

10 毎会計年度における所轄庁への届出(法第144条により準用される第59条及び施行規則第40条の15関係)

連携推進法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、次の①から⑦までに掲げる書類を認定所轄庁に届け出なければならないものであること。

- ① 計算書類等
- ② 財産目録
- ③ 役員等名簿
- ④ 役員報酬等基準

- ⑤ 法人現況報告書
 - ⑥ 第3の6の(2)の⑥に規定する社会福祉連携推進評議会による業務評価(別記様式1)
 - ⑦ 事業計画(定款に作成する旨を定めている場合に限る。)
- 1 1 社会福祉連携推進認定の取消し(法第145条及び第146条関係)
- (1) 認定所轄庁は、連携推進法人が次の①及び②のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならないこと。
 - ① 5の(1)から(3)までに掲げる欠格事由のいずれかに該当するに至ったとき。
 - ② 偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。
 - (2) 認定所轄庁は、連携推進法人が次の①から③までのいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができるものであること。
 - ① 4の(1)から(4)までに掲げる認定基準のいずれかに適合しなくなったとき。
 - ② 社会福祉連携推進認定の取消しの申請があったとき。
 - ③ 法、施行令又は施行規則に基づく命令や処分違反したとき。
 - (3) 第4の13の①から④まで及び⑥の事由により解散する場合には、(2)の②の社会福祉連携推進認定の取消しの申請を行わなければならないものであること。
 - (4) 認定所轄庁は、社会福祉連携推進認定を取り消したときは、6の規定に従って、その旨を公示しなければならないものであること。
(施行規則第40条の3)
併せて、認定所轄庁は、公益認定法第29条第6項及び第7項の規定の準用により、遅滞なく、当該連携推進法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託するとともに、当該名称変更の登記に係る嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならないものであること。
 - (5) 社会福祉連携推進認定が取り消された連携推進法人は、その名称中の「社会福祉連携推進法人」という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなされるものであること。
 - (6) 認定所轄庁が社会福祉連携推進認定の取消しをした場合、定款の定めに従い、社会福祉連携推進認定の取消しの日から1月以内に、社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定所轄庁が定款で定める贈与を当該社会福祉連携推進認定の取消しを受けた法人から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなされるものであること。
- 1 2 その他社会福祉法人に係る規定の準用(法第144条関係)
- その他法第144条の規定により、法第56条(第8項を除く。)(監督)、第57条の2(関係都道府県知事等の協力)、第59条の3(厚生労働大臣及び都道府県知事の支援)の規定がそれぞれ準用されるものであること。

貸付業務の実施方法

1 貸付業務を行う場合の手続の流れ

貸付業務を行う場合は、次の手順で行うこと。

- ① 連携推進法人、貸付原資提供社員及び貸付対象社員（以下「貸付当事者」という。）において貸付けの内容等について合意すること。
- ② 貸付当事者のそれぞれの内部機関において、①の合意内容について意思決定を行うこと。
- ③ 社会福祉連携推進方針に①の合意内容を反映すること。
- ④ 当該社会福祉連携推進方針の策定又は変更について、認定所轄庁に対して申請すること。
- ⑤ 貸付原資提供社員から連携推進法人に対して、貸付原資に係る貸付金を提供すること。
- ⑥ ⑤による借入金を原資に、連携推進法人から貸付対象社員に対して、貸付金を提供すること。
- ⑦ 貸付対象社員において借入金を使用した後、連携推進法人に対し、当該借入金の使用状況について報告すること。
- ⑧ 貸付対象社員から連携推進法人に対して借入金を返済するとともに、当該返済をもって、連携推進法人から貸付原資提供社員に対して、貸付原資に係る貸付金を清算すること。
- ⑨ 社会福祉連携推進方針における貸付けに係る記載を削除するため、当該方針の変更について、認定所轄庁に対して申請すること。

2 貸付当事者間での合意について

- (1) 貸付業務の実施に当たっては、貸付当事者において、別紙1様式に掲げる事項について合意すること。
なお、当該合意は、1回の貸付けごとに行わなければならないものであること。
- (2) 貸付原資提供社員から連携推進法人への貸付原資の提供に当たっては、貸付原資提供社員において、次の①から⑦までに掲げる条件を遵守すること。
 - ① 拠点区分として本部拠点を設け、当該本部拠点の貸借対照表に連携推進法人への貸付金を計上すること。
 - ② 貸付けを行う年度の前年度の法人全体の事業活動計算書における当期活動増減差額が黒字であること。
 - ③ 直近3カ年度（貸付けを行う年度に属する4月1日を基準として、前々年度から過去3カ年度分とする。）の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限とすること。
 - ④ 貸付金原資を調達する目的で、金融機関等からの借入、資産の売却を行わないこと。
 - ⑤ 貸付金利は、無利子又は高利でない適正な利率であること。
 - ⑥ 貸付期間は、(3)の①に合わせて設定すること。
 - ⑦ 当該連携推進法人から貸付けを受けていないこと。
- (3) 連携推進法人から貸付対象社員への貸付けに当たっては、連携推進法人において、次の①から⑦までに掲げる条件を遵守すること。

- ① 貸付期間は、3年以内とすること。
 - ② 貸付金額が貸付対象社員の返済可能な額であること。
 - ③ 貸付金の使途は、貸付対象社員が行う社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる経費であって、次の条件を満たすものであること。
 - ア 貸付対象社員が行う社会福祉事業の安定的な運営に必要な施設・設備の改修や職員の人件費等に係る経費であること。
 - イ 貸付対象社員の役員等報酬に充てるものでないこと。
 - ④ 貸付金利は、無利子又は高利でない適正な利率であること。
 - ⑤ 担保や保証人の設定等が必要に応じて適切に行われていること。
 - ⑥ 事務手数料を徴収する場合に、当該事務手数料が不当に高額でないこと。
 - ⑦ 適切な遅延損害金の設定を行うこと。
- (4) このほか、貸付原資提供社員及び貸付対象社員は、それぞれ次の①又は②に留意すること。
- ① 貸付原資提供社員に係る留意事項
 - ア 貸付原資の提供は、全ての社員が行う必要はなく、一部の社員が提供しないことも可能であること。
 - イ 同一年度における提供上限額の範囲内で、複数回、貸付原資を提供することを妨げるものではないこと。
 - ② 貸付対象社員に係る留意事項
 - ア 複数の連携推進法人から同時に貸付けを受けることはできないこと。
 - イ 同一の貸付対象社員が、同一の連携推進法人から複数回貸付けを受けることを妨げるものではないが、この場合、既貸付金が完済されている必要があること。

3 貸付当事者それぞれの内部機関における意思決定について

- (1) 理事会、評議員会（連携推進法人の場合にあつては社員総会）において、貸付けの当事者間で合意すべき内容について承認を受けること。
その際、貸付対象社員の状況次第では、返済されない可能性があることを十分考慮した上で、丁寧に説明を行い、議論すること。
- (2) 貸付原資提供社員においては、連携推進法人への貸付けについて、あらかじめ法人所轄庁に相談しておくことが望ましいこと。
- (3) 貸付対象社員において、基本財産を抵当権等の担保に供する場合には、貸付対象社員の法人所轄庁の認可を得る必要があることに留意のこと。

4 社会福祉連携推進方針の策定又は変更について

- (1) 連携推進法人は、3において社員総会で承認された合意内容のうち、別記様式3のとおり、当該合意に基づき行われる貸付けごとに、次に掲げる事項を社会福祉連携推進方針に盛り込まなければならないこと。
なお、社会福祉連携推進認定後に新たに貸付業務を行う場合には、社会福祉連携推進方針の変更に係る認定所轄庁の認定を受ける必要があること。
 - ① 貸付対象社員の名称
 - ② 貸付けの金額及び契約日
 - ③ 予算・決算等の貸付対象社員の重要事項の承認方法
- (2) 連携推進法人は、連携推進法人の認定の申請（貸付業務を行う場合に限

る。)又は(1)の認定の申請を行うに当たっては、次の①から⑦までに掲げる書類を添付しなければならないものであること。

- ① 別紙1様式の貸付事前合意書
 - ② 貸付対象社員における貸付金の使途に関する事業計画
 - ③ 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約書案
 - ④ 連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約書案
 - ⑤ 連携推進法人において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行った際の理事会、社員総会議事録
 - ⑥ 貸付原資提供社員において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行った際の理事会、評議員会議事録
 - ⑦ 貸付対象社員において、当該貸付けを受けることにつき意思決定を行った際の理事会、評議員会議事録
- (3) (2)の申請前に、貸付原資提供社員及び貸付対象社員は、3の手續を完了させておく必要があること。

5 認定所轄庁に対する申請について

認定所轄庁は、高利でない適正な利率が設定されていることや、担保や保証人の設定が必要に応じて適切に行われていることなど、社会福祉法人の法人外流出の禁止等の観点から貸付内容を確認するとともに、必要に応じて貸付原資提供社員及び貸付対象社員の法人所轄庁等に対して情報提供、意見照会を行い、特段の問題がなければ、認定して差し支えないこと。

6 貸付原資提供社員から連携推進法人に対する貸付原資の提供及び連携推進法人から貸付対象社員への貸付けの実行について

- (1) 貸付原資提供社員から連携推進法人への貸付金については、連携推進法人及び貸付対象社員との間の契約単位で、他の資金と区分経理するものとし、貸付対象社員への貸付け以外への使用は一切認められないものであること。
- (2) 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約には、債権譲渡禁止特約を盛り込むこと。
- (3) 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約の履行(貸付金の振込)は、金融機関における振込手続等によるやむを得ない場合を除き、同一日に行うこと。
- (4) 貸付対象社員は、貸付けを受けた年度から、当該貸付金の返済が完了するまでの間、次の①から⑥までに掲げる事項につき、連携推進法人の承認を受けること。(施行規則第40条第8項)
 - ① 予算(補正予算を含む。)の決定又は変更
 - ② 決算の決定
 - ③ 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)の借入れ
 - ④ 重要な資産の処分
 - ⑤ 合併
 - ⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散

なお、当該承認は、連携推進法人の理事会における決議をもって行うこと。

また、当該承認が受けられなかった場合には、貸付対象社員においてその内容について必要な見直しを行い、法人内部での所要の手続を経た上、改めて連携推進法人の承認を受ける必要があること。

- (5) 連携推進法人が(4)の承認を行うに当たっては、別添第3の6の(2)の⑤に規定のとおり、社会福祉連携推進評議会に対し、意見を求めることができるものであること。

7 貸付対象社員における借入金の使用及びその使用状況の報告について

貸付対象社員においては、借入金使用後、連携推進法人に対して、速やかに当該貸付金の使用状況について報告を行うこと。

8 貸付対象社員から連携推進法人への借入金の返済及び連携推進法人から貸付原資提供社員への借入金の返済について

- (1) 貸付対象社員から連携推進法人への返済金については、契約上、連携推進法人が收受すべき金額を除き、他の資金と区分経理し、貸付原資提供社員への返済以外への使用は一切認められないものであること。
- (2) 貸付対象社員から貸付金の返済があった場合、連携推進法人は、貸付原資提供社員に対し、当該返済金を速やかに返還すること。

9 社会福祉連携推進方針の変更について

貸付金の返済後、連携推進法人は、認定所轄庁に対し、社会福祉連携推進方針のうち、当該貸付けに関する記述を削除するための変更認定手続を行う必要があること。

10 その他留意事項

- (1) 貸付原資提供社員である社会福祉法人から連携推進法人への貸付けについては、2の(2)の①から⑦までに掲げる条件を満たして行われる限りにおいて、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)、「障害者総合支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」(平成24年8月20日付け障発0820第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の規定にかかわらず、社会福祉法人外への資金流出には該当せず、資金使途の例外として、これらの運営費を当該貸付金に充てることが可能であること。
- (2) 貸付原資提供社員である社会福祉法人から連携推進法人への貸付けに係る社会福祉法人の事業区分については、社会福祉事業の一環として位置付けら

れるものであること。

- (3) 貸付原資提供社員である社会福祉法人の連携推進法人に対する貸付金債権については、法第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額の算定に当たって、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に定める控除対象財産には該当しないものであること。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>※ 以下の規定のほか、一般法人法のうち、第百四十七条の規定により適用が除外される規定を除く、一般社団に係る規定が適用されることに留意。</p> <p>第十一章 社会福祉連携推進法人 第一節 認定等</p> <p>（社会福祉連携推進法人の認定） 第百二十五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けなければならない。</p> <p>一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援 二 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を営業者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援 三 社員が営業者たる社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援 四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの</p>		<p>（資金を調達するための支援） 第三十八条 法第百二十五条第四号に規定する厚生労働省令で定めるものは、資金の貸付けとする。</p>
<p>五 社員が営業者たる社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修 六 社員が営業者たる社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給</p> <p>（認定申請） 第百二十六条 前条の認定（以下この章において「社会福祉連携推進認定」という。）の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、定款、社会福祉連携推進方針その他の厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならない。</p> <p>2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 社員の氏名又は名称 二 社会福祉連携推進業務を実施する区域 三 社会福祉連携推進業務の内容</p>		<p>（社会福祉連携推進認定の申請手続） 第三十九条 法第百二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 名称及び代表者の氏名 二 主たる事務所の所在地 三 法第百二十五条に規定する社会福祉連携推進業務の内容</p> <p>2 法第百二十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 当該一般社団法人の登記事項証明書 二 当該一般社団法人の理事及び監事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類 三 法第百二十七条各号に掲げる基準に適合することを証明する書類 四 当該一般社団法人の理事及び監事が法第百二十八条第一号イからニまでのいずれにも該当しないことを証明する書類 五 法第百二十八条第二号及び第三号のいずれにも該当しないことを証明する書類 六 前各号に掲げるもののほか、所轄庁が法第百二十五条の認定（以下「社会福祉連携推進認定」という。）に必要なと認める書類</p> <p>3 前項の申請書類には、副本一通を添付しなければならない。</p> <p>4 法第百二十六条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
<p>四 前条第四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲げる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その他厚生労働省令で定める事項</p>		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>(認定の基準)</p> <p>第百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。</p> <p>一 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。</p> <p>二 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。</p> <p>三 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。</p> <p>四 社員の資格の要件に関して、第一号の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしない等の条件を付していないものであること。</p> <p>五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百一十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。</p> <p>イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項</p> <p>ロ 役員について、次に掲げる事項</p> <p>(1) 理事六人以上及び監事二人以上を置く旨</p> <p>(2) 理事のうち、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。</p>		<p>一 法第百二十五条第四号の業務（次号及び第三号において「貸付業務」という。）により支援を受けようとする社員名</p> <p>二 貸付業務に係る貸付けの金額</p> <p>三 貸付業務に係る貸付けの契約日</p> <p>四 法第百二十七条第五号トに掲げる事項の承認の方法</p> <p>(社会福祉連携推進認定の基準)</p> <p>第四十条 法第百二十七条第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 社会福祉事業者等従事者の養成機関を営業者とする法人</p> <p>二 社会福祉を目的とする事業（社会福祉事業を除く。）を営業者とする法人</p> <p>2 法第百二十七条第五号イに規定する厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。</p> <p>イ 社員の議決権に関して、社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。</p> <p>ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。</p> <p>ハ 社員の議決権に関して、一の社員が総社員の議決権の過半数を保有しないものであること。</p> <p>ニ 総社員の議決権の過半数は、社員である社会福祉法人が保有しなければならぬものであること。</p> <p>3 法第百二十七条第五号ロ(2)に規定する当該一般社団法人の各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれないこととする旨</p>		<p>一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>二 当該理事の使用人</p> <p>三 当該理事から受ける金銭その他の財産による生計を維持している者</p> <p>四 前二号に掲げる者の配偶者</p> <p>五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの</p>
<p>(3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨</p>		<p>4 法第二百二十七条第五号ロ③に規定する当該一般社団法人の各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>二 当該役員の使用人</p> <p>三 当該役員から受ける金銭その他の財産による生計を維持している者</p> <p>四 前二号に掲げる者の配偶者</p> <p>五 第一号から第三号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの</p>
<p>(4) 理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について意見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨</p>		<p>5 法第二百二十七条第五号ロ④に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 理事について、当該一般社団法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者</p> <p>二 監事について、財務管理について意見を有する者</p>
<p>ハ 代表理事を一人置く旨</p> <p>ニ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項</p> <p>ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項</p>	<p>(法第二百二十七条第五号ホの政令で定める基準)</p> <p>第三十三条 法第二百二十七条第五号ホの政令で定める基準を超える一般社団法人は、次の各号のいずれかに該当する一般社団法人とする。</p> <p>一 最終事業年度（各事業年度に係る計算書類につき一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十六条第二項の承認（同法第二百二十七条前段に規定する場合にあつては、同法第二百二十四条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も短いものをいう。以下この条において同じ。）に係る同法第二百二十六条第二項の承認を受けた損益計算書（同法第二百二十七条前段に規定する場合にあつては、同法第二百二十七条前段に規定する場合同法第二百二十七条の規定により定時社員総会に報告された損益計算書）に基づいて最終事業年度における経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額が三十億円を超えること。</p>	<p>(最終事業年度における事業活動に係る収益の額の算定方法)</p> <p>第四十条の二 令第三十三条第一号に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第一七七号）第十九条の第二号第一様式中当年度決算(A)のサービズ活動収益計(1)欄に計上</p>

<p>社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）</p>	<p>社会福祉法施行令</p>	<p>社会福祉法施行規則</p>
<p>二 最終事業年度に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十六条第二項の承認を受けた貸借対照表（同法第百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時社員総会に報告された貸借対照表とし、一般社団法人の成立後最初の定時社員総会までの間においては、同法第百二十三条第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。</p> <p>(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当該一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は理事会において決議すべき事項である旨</p> <p>(2) 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項</p>	<p>二 最終事業年度に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十六条第二項の承認を受けた貸借対照表（同法第百二十七条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時社員総会に報告された貸借対照表とし、一般社団法人の成立後最初の定時社員総会までの間においては、同法第百二十三条第一項の貸借対照表とする。）の負債の部に計上した額の合計額が六十億円を超えること。</p>	<p>した額とする。</p> <p>第四十条（続き）</p> <p>6 法第百二十七条第五号ホ(1)に規定する厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 四 職員の仕事の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 五 監事その他の職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 十 監事の職務の執行について生ずる費用又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 <p>7 法第百二十七条第五号ホ(2)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該一般社団法人の計算関係書類（計算書類（法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。）及びその附属明細書をいう。）を監査し、会計監査報告を作成しなければならないこと。 二 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならないこと。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならないこと。 <p>(1) 当該一般社団法人の理事及び職員</p> <p>(2) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>ハ、次に掲げる要件を満たす評議会（第百三十六条において「社会福祉連携推進評議会」という。）を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法</p> <p>(1) 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成していること。</p> <p>(2) 当該一般社団法人がその承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。</p> <p>(3) 社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができるものであること。</p> <p>ト、第百二十五条第四号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨</p>		<p>三 前二号に掲げる事項のほか、財産目録（法第百三十八条第一項において読み替えて準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に掲げる財産目録をいう。）を監査し、会計監査報告に当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならぬこと。</p> <p>四 会計監査人は、次に掲げるものの閲覧若しくは謄写をし、又は当該一般社団法人の理事若しくは職員に対し、会計に関する報告を求めることができること。</p> <p>(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面</p> <p>(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものであるもの</p> <p>八 法第百二十七条第五号トに規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 決算の決定に関する事項</p> <p>二 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）の借入に関する事項</p> <p>三 重要な資産の処分に関する事項</p> <p>四 合併に関する事項</p> <p>五 目的たる事業の成功の不能による解散に関する事項</p> <p>九 法第百二十七条第五号ルに規定する厚生労働省令で定める者は、社会福祉連携推進法人及び社会福祉法人とする。</p> <p>（公益認定を受けている場合の特例）</p> <p>第四十条の二十一 社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合は、法第百二十七条第五号ル及びワの規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>チ 資産に関する事項</p> <p>リ 会計に関する事項</p> <p>ヌ 解散に関する事項</p> <p>ル 第百四十五条第二項又は第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しを受けた場合において、第百四十六条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に関、地方公共団体又は次条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者（ラにおいて「国等」という。）に贈与する旨</p>		
<p>ワ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨</p>		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>ワ 定款の変更に関する事項</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>（次格事由）</p> <p>第百二十八条 次の各号のいずれかに該当する一般社団法人は、社会福祉連携推進認定を受けられない。</p> <p>一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人（以下この章、第百五十五条第一項及び第百六十五条において「社会福祉連携推進法人」という。）が第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があつた日以前一年以内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの</p> <p>ロ この法律その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者（ハに該当する者を除く。）</p>	<p>（社会福祉に関する法律）</p> <p>第三十四条 法第百二十八条第一号口の政令で定める社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）</p> <p>三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</p> <p>四 生活保護法</p> <p>五 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）</p> <p>六 社会福祉士及び介護福祉士法</p> <p>七 介護保険法</p> <p>八 精神保健福祉士法</p> <p>九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</p> <p>十 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）</p> <p>十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>十二 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）</p> <p>十三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）</p> <p>十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）</p> <p>十五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法</p>	<p>（規定なし）</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ 暴力団員等</p> <p>二 第四百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないもの</p> <p>三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの</p> <p>（認定の通知及び公示）</p> <p>第二百二十九条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨をその申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p>（名称）</p> <p>第三百十条 社会福祉連携推進法人は、その名称中に社会福祉連携推進法人という文字を用いなければならない。</p> <p>2 社会福祉連携推進認定を受けたことによる名称の変更の登記の申請書には、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>3 社会福祉連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に、社会福祉連携推進法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</p> <p>4 社会福祉連携推進法人は、不正の目的をもつて、他の社会福祉連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第三百十一条 第三十条の規定は、社会福祉連携推進認定の所轄庁について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「も」及び第九十九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人」とあるのは、「もの」と読み替えるものとする。</p>	<p>律第六十五号)</p> <p>十六 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>十七 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）</p> <p>十八 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）</p> <p>十九 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）</p>	<p>（公示の方法）</p> <p>第四十条の三 法第二百二十九条及び法第四百四十五条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p>
<p>運用後の第三十条 （所轄庁）</p> <p>第三十条 社会福祉連携推進法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉連携推進法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉連携推進法人（次号に掲げる社会福祉連携推進法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）</p>		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉連携推進法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの 指定都市の長</p> <p>2 社会福祉連携推進法人でその行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。</p> <p>第二節 業務運営等 （社会福祉連携推進法人の業務運営）</p> <p>第百三十二条 社会福祉連携推進法人は、社員の社会福祉に係る業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えてはならない。</p>	<p>（特別の利益を与えてはならない一般社団法人の関係者）</p> <p>第三十五条 法第百三十二条第二項の政令で定める一般社団法人の関係者は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者 二 当該一般社団法人の理事、監事若しくは職員又は当該一般社団法人に置かれた法第百二十七条第五号へに規定する社会福祉連携推進評議会の構成員 三 前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 四 前三号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 五 前二号に掲げる者のほか、第一号又は第二号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者 六 第一号に掲げる者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの 	<p>（法第百三十一条において準用する法第百三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの）</p> <p>第四十条の四 法第百三十一条において準用する法第百三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、社会福祉連携推進法人の社員の主たる事務所が全ての地方厚生局の管轄区域にわたり、かつ、法第百二十五条に掲げる全ての業務を行うもの及びこれに類するものとする。</p> <p>（事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの）</p> <p>第四十条の五 令第三十五条第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該法人が他の法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該法人（次項において「子法人」という。） 二 一の者が当該法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>3 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務を行う場合には、社会福祉連携推進業務以外の業務を行うことによつて社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないようにしなければならない。</p> <p>4 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。</p> <p>（社員の義務）</p> <p>第百三十三条 社会福祉連携推進法人の社員（社会福祉事業を営業者に限る。次条第一項において同じ。）は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する社会福祉連携推進法人の社員である旨を明示しておかなければならない。</p> <p>（委託募集の特例等）</p> <p>第百三十四条 社会福祉連携推進法人の社員が、当該社会福祉連携推進法人をして社会福祉事業に従事する労働者の募集に従事させようとする場合において、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該社員については、適用しない。</p> <p>2 社会福祉連携推進法人は、前項に規定する募集に従事するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>3 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の第三第一項及び第四項、第五條の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「社会福祉法第百三十四条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替へるものとする。</p> <p>4 社会福祉連携推進法人が第一項に規定する募集しようとする場合における職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同条中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「社会福祉法第百三十四条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。</p> <p>※ 準用条文、省令は割愛。</p> <p>第百三十五条 公共職業安定所は、前条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する社会福祉連携推進法人に対して、当該募集が効果的かつ適切に実施されるよう、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導を行うものとする。</p> <p>（評価の結果の公表等）</p> <p>第百三十六條 社会福祉連携推進法人は、第百二十七条第五号へ（3）の社会福祉連携推進評議会による評価の結果を公表しなければならない。</p> <p>2 社会福祉連携推進法人は、第百二十七条第五号へ（3）の社会福祉連携推進評議会による意見を尊重するものとする。</p> <p>（社会福祉連携推進目的事業財産）</p> <p>第百三十七條 社会福祉連携推進法人は、次に掲げる財産を社会福祉連携推進業務を行うために使用し、又は処分しなければならない</p>	<p>社会福祉法施行令</p>	<p>社会福祉法施行規則</p> <p>2 前項各号の「財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業、又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合をいう。</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>ない。ただし、厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）</p> <p>二 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）</p> <p>三 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行つた社会福祉連携推進業務に係る活動の対価として得た財産</p> <p>四 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行つた社会福祉連携推進業務以外の業務から生じた収益に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産</p> <p>五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産</p> <p>六 社会福祉連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であつて同日以後に厚生労働省令で定める方法により社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務を行うことにより取得し、又は社会福祉連携推進業務を行うために保有していると認められるものとして厚生労働省令で定める財産</p>		<p>（社会福祉連携推進目的事業財産）</p> <p>第四十条の十 法第三十七条に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 善良な管理者の注意を払つたにもかかわらず、財産が滅失又は毀損した場合</p> <p>二 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合</p> <p>三 当該社会福祉連携推進法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第四十条の規定による認定（第四十条の二十一において「公益認定」という。）を受けた法人である場合</p> <p>2 法第三十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める割合は、百分の五とする。</p> <p>3 法第三十七条第六号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。ただし、継続して社会福祉連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、この方法による表示をすることができない。</p> <p>4 法第三十七条第七号に規定する厚生労働省令で定める財産は、次に掲げる財産とする。</p> <p>一 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり社会福祉連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産</p> <p>二 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進目的保有財産（第五号及び第六号並びに法第三十七条第五号及び第六号に掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産</p> <p>三 社会福祉連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産</p> <p>四 社会福祉連携推進目的保有財産以外の財産とした社会福祉連携推進目的保有財産の額に相当する財産</p> <p>五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産</p> <p>六 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に第一号から第四号まで及び法第三百三十七条第一号から第四号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であつて、同日以後に前項の規定により表示したものの</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>(計算書類等)</p> <p>第百三十八条 第四十五条の二十三、第四十五条の三十二第二項、第四十五条の三十四及び第四十五条の三十五の規定は、社会福祉連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p> <p>適用後の第四十五条の二十三</p> <p>第四十五条の二十三 社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。</p> <p>2 社会福祉連携推進法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。</p> <p>適用後の第四十五条の三十二第二項</p> <p>(計算書類等の備置き及び閲覧等)</p> <p>第四十五条の三十二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 何人(社員及び債権者を除く。)も、社会福祉連携推進法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉連携推進法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>一 計算書類等(各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこちらの附属明細書並びに監査報告(会計監査人を設置する場 合にあっては、会計監査報告を含む。)をいう。次号において同じ。)が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求</p> <p>二 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p>		<p>七 法第百三十七条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該社会福祉連携推進法人の定款又は社員総会において、社会福祉連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産</p> <p>一社会福祉連携推進法人会計基準</p>
		<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 法第四十五条の三十二第二項第二号(法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)</p> <p>十～十七 (略)</p> <p>(計算書類等の規定の準用)</p> <p>第四十条の十一 第二条の四十及び第二条の四十二の規定は、法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項及び法第四十五条の三十五第一項に規定する社会福祉連携推進法人の計算書類等について準用する。この場合において、第二条の四十第一項中「定時評議員会(法第四十五条の三十一)」とあるのは「定時社員総会(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十七条)」と、第二条の四十第二項中「法第四十五条の二十八から第四十五条の三十一まで及び第二条の二十六から第二条の二十九」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条及び第二条の二十六から第二条の三十四」と、第二条の四十二中「理事、監事及び評議員」とあるのは「理事及び監事」と、「理事等」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>準用後の第四十五条の三十四 （財産目録の備置き及び閲覧等） 第四十五条の三十四 社会福祉連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に（社会福祉連携推進法人が第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日の属する会計年度にあつては、当該日以後遅滞なく）、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>一 財産目録</p> <p>二 役員等名簿（理事及び監事の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第四項において同じ。）</p> <p>三 報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第百四十四条において準用する第五十九条の二第一項第二号において同じ。）の支給の基礎を記載した書類</p> <p>四 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類</p>		<p>一 社会福祉連携推進法人会計基準 第四章 財産目録（第二十二條—第二十五條）</p> <p>第四十條の十一—第一項による準用後の第二條の四十 （財産目録） 第二條の四十 法第百三十八條第一項において準用する法第四十五條の三十四第一項第一号に掲げる財産目録は、定時社員総会（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十七條の規定の適用がある場合にあつては、理事会）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四條及び第二條の二十六から第二條の三十四までの規定は、社会福祉連携推進法人が前項の財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。</p> <p>（事業の概要等） 第四十條の十二 法第百三十八條第一項において読み替えて準用する法第四十五條の三十四第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該社会福祉連携推進法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉連携推進法人に関する基本情報</p> <p>二 当該終了した会計年度の翌会計年度（以下この条において「当会計年度」という。）の初日における社員の状況</p> <p>三 当会計年度の初日における理事の状況</p> <p>四 当会計年度の初日における監事の状況</p> <p>五 当該終了した会計年度（以下この条において「前会計年度」という。）及び当会計年度における会計監査人の状況</p> <p>六 当会計年度の初日における社会福祉連携推進評議会の構成員の状況</p> <p>七 当会計年度の初日における職員の状態</p> <p>八 前会計年度における社員総会の状況</p> <p>九 前会計年度における理事会の状況</p> <p>十 前会計年度における監事の監査の状況</p> <p>十一 前会計年度における会計監査の状況</p> <p>十二 前会計年度における社会福祉連携推進評議会の状況</p> <p>十三 前会計年度における事業等の概要</p> <p>十四 当該社会福祉連携推進法人に関する情報の公表等の状況</p> <p>十五 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあっては、事業計画</p> <p>十六 その他必要な事項</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>2 前項各号に掲げる書類（以下この条において「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもって作成することができる。</p> <p>3 何人も、社会福祉連携推進法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉連携推進法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該電磁的記録の写しの閲覧の請求</p> <p>二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、社会福祉連携推進法人は、役員等名簿について当該社会福祉連携推進法人の社員以外の者から同項各号に掲げる請求があつた場合には、役員等名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。</p> <p>5 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、その従たる事務所における第三項第二号に掲げる請求に応じることと可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつている社会福祉連携推進法人についての第一項の規定の適用については、同項中「主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。</p>		<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 法第四十五条の三十四第三項第二号（法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>十一～十七 （略）</p> <p>（電磁的記録の備置きに関する特別）</p> <p>第二条の五 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める措置は、社会福祉法人の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて社会福祉法人の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するものによる措置とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第四十五条の三十四第五項（法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>第四十条の十一第一項による運用後の第二十条の四十</p> <p>（報酬等の支給の基準に定める事項）</p> <p>第二条の四十二 法第三十八條第一項において準用する法第四十五条の三十五第一項に規定する理事及び監事（以下この条において「役員」という。）に対する報酬等（法第三十八條第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第三号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。</p>
<p>2 前項の報酬等の支給の基準は、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 社会福祉連携推進法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従つて、その理事及び監事に対する報酬等を支給しなければならない。</p>		<p>（報酬等）</p> <p>第四十五条の三十五 社会福祉連携推進法人は、理事及び監事に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員報酬等及び従業員給与、当該社会福祉連携推進法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとされないような支給の基準を定めなければならない。</p>
<p>2 社会福祉連携推進法人の計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会</p>		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>計監査人を設置する場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。）に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第一項、第百二十三條第一項及び第二項並びに第百二十四條第一項及び第二項の規定の適用については、同法第百二十三条第一項、第百二十三條第一項及び第二項並びに第百二十四條第一項及び第二項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百二十三條第一項中「その成立の日」とあるのは「社会福祉法第百二十六條第一項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日」とする。</p>	<p>社会福祉法施行令</p>	<p>社会福祉法施行規則</p>
<p>準用後の一般法人法第百二十三条第一項 （会計帳簿の作成及び保存） 第百二十条 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。 2 （略）</p>		<p>一社会福祉連携推進法人会計基準第二章</p>
<p>準用後の一般法人法第百二十三條第一項及び第二項 （計算書類等の作成及び保存） 第百二十三条 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、社会福祉法第百二十六條第一項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日における貸借対照表を作成しなければならない。</p>		<p>一社会福祉連携推進法人会計基準第九章</p>
		<p>第四十条の十一（続き） 2 第二十条の二十五から第二十条の三十七までの規定は、社会福祉連携推進法人の監事の監査について準用する。この場合において、第二十条の二十五中「法第四十五条の二十七第二項」とあるのは「法第百三十八條第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三條第二項」と、「法第四十五条の十三第三項第五号」とあるのは「法第百二十七條第五号」と、第二十条の二十六第一項中「法第四十五条の二十八第一項及び第二項」とあるのは「法第百三十八條第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四條第一項及び第二項」と、「計算関係書類（イ）」とあるのは「計算関係書類（第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいい）」と、第二十条の二十七第一項中「法第三十条第四項に規定する会計監査人設置社会福祉法人」とあるのは「会計監査人を設置する社会福祉連携推進法人」と、第二十条の三十第一項第二号中「計算関係書類（社会福祉法人会計基準第七條の二第一号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第二号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書及び同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書並びにそれらに対応する附属明細書（同省令第三十条第一項第一号から第三号まで及び第六号並びに第七号に規定する書類に限る。）」の項目に限る。以下この条（第五号を除く。）及び第二十条の三十二において同じ。）とあるのは「計算関係書類」と、同項第五号中「第二十条の二十二の財産目録」とあるのは「第四十条第七項第三号の財産目録」と、第二十条の三十二第一項第一号中「計算関係書類のうち計算書類」とあるのは「計算関係書類（附属明細書を除く。）」と、第二十条の三十五中「法第四十五条の二十八第一項及び第二項」とあるのは「法第百三十八條第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四條第一項及び第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>一社会福祉連携推進法人会計基準第十章等</p>
		<p>第四十条の十一第二項による準用後の第二十条の二十五</p>

2 一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この条において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>準用後の一般法人法第百二十四条第一項及び第二項 （計算書類等の監査等）</p> <p>第百二十四条 監事設置一般社団法人においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計監事設置一般社団法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。</p> <p>一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監事 二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監事</p> <p>3 (略)</p>		<p>(事業報告)</p> <p>第二十五条 法第百三十八条第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項の規定による事業報告及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉連携推進法人の状況に関する重要な事項（計算書類書類（計算書類（法第百三十八条第二項の規定において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書をいう。以下同じ。）の内容となる事項を除く。）</p> <p>二 法第百二十七条第五号ホに規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要</p> <p>3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。</p> <p>第四十条の十一第二項による準用後の第二条の二十六から第三十条 （計算書類書類の監査）</p> <p>第二十六条 法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十四条第一項及び第二項の規定による監査（計算書類書類（第四十条第七項第一号に規定する計算書類書類をいい、各会計年度に係るものに限る。以下この条から第二十三条の三十四までにおいて同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）については、この条から第二十三条の三十四までに定めるところによる。</p> <p>2 前項に規定する監査には、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する監査のほか、計算書類書類に表示された情報と計算書類書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。</p> <p>(監査報告の内容)</p> <p>第二十七条 監事（会計監事設置社会福祉連携推進法人（会計監事人を設置する社会福祉連携推進法人をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算書類書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>二 計算書類書類が当該社会福祉連携推進法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</p> <p>三 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>四 追記情報</p> <p>五 監査報告を作成した日</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算書類書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		一 会計方針の変更 二 重要な偶発事象 三 重要な後発事象 （監査報告の通知期限等） 第二十八条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない。 一 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日 二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日 三 特定理事及び特定監事が合意により定めの日があるときは、その日 2 計算関係書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知を受けない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。 4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事 5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき 当該通知をすべき監事として定められた監事 二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事 （計算関係書類の提供） 第二十九条 計算関係書類を作成した理事は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監事に対しても計算関係書類を提供しなければならない。 （会計監査報告の内容） 第三十条 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。 一 会計監査人の監査の方法及びその内容 二 計算関係書類が当該社会福祉連携推進法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項イ 無限定適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示している旨

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		<p>ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉連携推進法人会計の履行に準じて、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示している旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由</p> <p>ハ 不適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が不適正である旨及びその理由</p> <p>三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由</p> <p>四 継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項</p> <p>五 第二号の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（監査の範囲に属さないものに限る。）並びに財産目録（第四十条第七項第三号の財産目録を除く。）の内容と計算関係書類（監査の範囲に属するものに限る。）の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容</p> <p>六 追記情報</p> <p>七 会計監査報告を作成した日</p> <p>2 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 会計方針の変更</p> <p>二 重要な偶発事象</p> <p>三 重要な後発事象</p> <p>（会計監査人設置社会福祉連携推進法人の監事の監査報告の内容）</p> <p>第二十条の三十一 会計監査人設置社会福祉連携推進法人の監事は、計算関係書類及び会計監査報告（次条第三項に規定する場合は、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項と内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 監事の監査の方法及びその内容</p> <p>二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合は、会計監査報告を受領していない旨）</p> <p>三 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつていないものを除く。）</p> <p>四 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由</p> <p>六 監査報告を作成した日</p> <p>（会計監査報告の通知期限等）</p> <p>第二十条の三十二 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類（附属明細書を除く。）の全部を受領した日から四週間を経過しない。</p> <p>一 当該計算関係書類（附属明細書を除く。）の全部を受領した日から四週間を経過した日</p> <p>二 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		<p>三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定められた日があるときは、その日</p> <p>2 計算関係書類については、特定監事及び特定理事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第二条の三十四において同じ。）。</p> <p>一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合 当該通知を受ける理事として定められた理事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行つた理事</p> <p>5 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条及び第二条の三十四において同じ。）。</p> <p>一 第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたとき 当該通知を受ける監事として定められた監事</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 全ての監事</p> <p>（会計監査人の職務の遂行に関する事項）</p> <p>第二条の三十三 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。</p> <p>一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項</p> <p>二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項</p> <p>三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項</p> <p>（会計監査人設置社会福祉連携推進法人の監事の監査報告の通知期限）</p> <p>第二条の三十四 会計監査人設置社会福祉連携推進法人の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <p>一 会計監査報告を受領した日（第二条の三十二第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日</p> <p>二 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日</p> <p>2 計算関係書類については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監事の監査を受けたものとみなす。</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
		<p>（事業報告等の監査）</p> <p>第二十五条 法第三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一項及び第二項の規定による監査（事業報告及びその附属明細書に係るものに限る。次条及び第二条の三十七において同じ。）については、次条及び第二条の三十七に定めるところによる。</p> <p>（監査報告の内容）</p> <p>第二十六条 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 監事の監査の方法及びその内容 二 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉連携推進法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見 三 当該社会福祉連携推進法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実 四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由 五 第二条の二十五第二項第二号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないときは、その旨及びその理由 六 監査報告を作成した日 <p>（監査報告の通知期限等）</p> <p>第二十七条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該事業報告を受領した日から四週間を経過した日 二 当該事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日 三 特定理事及び特定監事の間で合意により定められた日があるときは、その日 <p>2 事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第一項の規定による通知を受ける理事を定めた場合当該通知を受ける理事として定められた理事 二 前号に掲げる場合以外の場合事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行つた理事 <p>5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監事を定めたとき当該通知をすべき監事として定められた監事 二 前号に掲げる場合以外の場合全ての監事

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>(定款の変更等) 第三十九条 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁（以下この章において「認定所轄庁」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p> <p>3 社会福祉連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>4 第三十四条の二第三項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。</p>		<p>(定款の変更の認可の申請) 第四十条の十三 社会福祉連携推進法人は、法第三十九条第一項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、当該変更の条項及びその理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して認定所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>一 定款に定める手続を経たことを証明する書類</p> <p>二 変更後の定款</p> <p>2 前項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。</p> <p>3 法第三十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 事務所の所在地</p> <p>二 社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更</p> <p>三 公告の方法</p>
<p>【準用後の第三十四条の二第三項】 (定款の備置き及び閲覧等) 第三十四条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人（社員及び債権者を除く。）も、社会福祉連携推進法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該社会福祉連携推進法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求</p> <p>二 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求</p>		<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第二条の三 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第三十四条の二第三項第二号（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>三～十七 (略)</p>
<p>4 (略)</p> <p>(社会福祉連携推進方針の変更) 第四十条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。</p>		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>第三節 解散及び清算</p> <p>第四百四十一条 第四十六條第三項、第四十六條の二、第四十六條の六第四項及び第五項並びに第四十七條の四から第四十七條の六までの規定は、社会福祉連携推進法人の解散及び清算について準用する。この場合において、第四十六條第三項中「第一項第二号又は第五号」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律百四十八條各号」と、「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁（第百三十九條第一項に規定する認定所轄庁をいう。第四十六條の六第四項及び第五項並びに第四十七條の五において同じ。）」と、第四十六條の六第四項及び第五項並びに第四十七條の五中「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁」と、第四十七條の六第二項中「第四十六條の十三」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十六條」と、「準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と読み替えるものとする。</p> <p>適用後の第四十六條第三項 （解散事由）</p> <p>第四十六條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 清算人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律百四十八條各号に掲げる事由によつて解散した場合には、連帯なくその旨を認定所轄庁（第百三十九條第一項に規定する認定所轄庁をいう。第四十六條の六第四項及び第五項並びに第四十七條の五において同じ。）に届けなければならない。</p> <p>適用後の第四十六條の三 （社会福祉連携推進法人についての破産手続の開始）</p> <p>第四十六條の二 社会福祉連携推進法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。</p> <p>2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。</p> <p>適用後の第四十六條の六第四項及び第五項 （清算人の就任）</p> <p>第四十六條の六（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 清算人は、その氏名及び住所を認定所轄庁に届けなければならない。</p> <p>5 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を認定所轄庁に届けなければならない。</p> <p>6・7（略）</p> <p>適用後の第四十七條の四 （裁判所による監督）</p> <p>第四十七條の四 社会福祉連携推進法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。</p> <p>3 社会福祉連携推進法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉連携推進法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>適用後の第四十七條の五 （清算終了の届出）</p>		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>第四十七条の五 清算が終了したときは、清算人は、その旨を認定所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>適用後の第四十七条の六 （検査役の選任） 第四十七条の六 裁判所は、社会福祉連携推進法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。</p> <p>第四節 監督等</p> <p>（代表理事の選定及び解職） 第四百二十二条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>（役員等に次員を生じた場合の措置等） 第四百十三條 第四十五條、第四十五條の六第二項及び第三項並びに第四十五條の七の規定は、社会福祉連携推進法人の役員及び会計監査人について準用する。この場合において、第四十五條中「定時評議員会」とあるのは「定時社員総会」と、第四十五條の六第二項中「前項に規定する」とあるのは「この法律若しくは定款で定めた社会福祉連携推進法人の役員の員数又は代表理事が欠けた」と、「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁（第百三十九條第一項に規定する認定所轄庁をいう。）」と、「一時役員」とあるのは「一時役員又は代表理事」と読み替えるものとする。</p> <p>適用後の第四十五條 （役員の任期） 第四十五條 役員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。</p> <p>適用後の第四十五條の六第二項及び第三項 （役員等に次員を生じた場合の措置） 第四十五條の六 （略） 2 この法律若しくは定款で定めた社会福祉連携推進法人の役員の員数又は代表理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、認定所轄庁（第百三十九條第一項に規定する認定所轄庁をいう。）は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任することができる。 3 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されるときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。 4 （略）</p> <p>適用後の第四十五條の七</p>		<p>（代表理事の選定等の認可の申請） 第四十條の十四 社会福祉連携推進法人は、法第百四十二條の規定により、代表理事の選定又は解職に係る認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に、当該代表理事となるべき者の履歴書を添えて認定所轄庁に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該代表理事となるべき者の住所及び氏名 二 選定又は解職の理由 <p>2 前項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>(役員)の次員補充)</p> <p>第四十五条の七 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、選滞なくこれを補充しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、監事について準用する。</p> <p>2 社会福祉連携推進法人の監事に關する一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第百条の規定の適用については、同条中「理事(理事會設置一般社団法人にあつては、理事會)」とあるのは、「社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁、社員總會又は理事會」とする。</p> <p>運用後の一般法人法第百条 (理事への報告義務)</p> <p>第百条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をしておそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、選滞なく、その旨を社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁、社員總會又は理事會に報告しなければならない。</p> <p>(監督等)</p> <p>第四百四十六条 第五十六条(第八項を除く。)、第五十七条の二、第五十九条、第五十九条の二(第二項を除く。)、及び第五十九条の三の規定は、社会福祉連携推進法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p> <p>(表略)</p> <p>運用後の第五十六条(第八項を除く。) (監督)</p> <p>第五十六条 認定所轄庁(第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁をいう。以下同じ。)は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉連携推進法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉連携推進法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉連携推進法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>5 認定所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉連携推進法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。</p> <p>6 認定所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉連携推進法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉連携推進法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>7 社会福祉連携推進法人が前項の命令に従わないときは、認定所轄庁は、当該社会福祉連携推進法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告することができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 認定所轄庁は、第七項の規定により役員を解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉連携推進法人に、認定所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉連携推進法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。</p> <p>10 前項の通知を受けた社会福祉連携推進法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p> <p>11 第九項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を</p>		

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>作成し、これを認定所轄庁に提出しなければならない。</p> <p>適用後の第五十七条の二 （関係都道府県知事等の協力） 第五十七条の二 関係都道府県知事等（社会福祉連携推進法人の事務所、事業所、施設その他これらに準ずるもの所在地の都道府県知事又は市町村長であつて、当該社会福祉連携推進法人の認定所轄庁以外の者をいう。次項において同じ。）は、当該社会福祉連携推進法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、当該社会福祉連携推進法人の認定所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。</p> <p>2 認定所轄庁は、第五十六条第一項、第四項から第七項まで及び第九項の事務を行うため必要があると認めるときは、関係都道府県知事等に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>適用後の第五十九条 （所轄庁への届出） 第五十九条 社会福祉連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を認定所轄庁に届け出なければならない。</p>		<p>（所轄庁への届出の規定の準用） 第四十条の十五 第九条の規定は、法第百四十四条において準用する法第五十九条において準用する法第五十九条に規定する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁への届出について準用する。</p> <p>第四十条の十五による適用後の第九条 （届出） 第九条 法第百四十四条において準用する法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等（以下「届出計算書類等」という。）の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行われなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 書面の提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合当該書面に記載された事項を記載した書面二通の提供 ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面二通の提供 二 電磁的方法による提供（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供 ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供 三 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関（厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。）及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記載する方法

- 一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十九条第一項に規定する計算書類等
- 二 第百三十八条第一項において準用する第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p> 運用後の第五十九条の二（第二項を除く。） （情報の公開等） 第五十九条の二 社会福祉連携推進法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。 一 第三百三十九条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容 二 第三百三十八条第一項において準用する第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容 2 (略) 3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉連携推進法人（厚生労働大臣が認定所轄庁であるものを除く。）の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査、分析及び必要な統計その他の資料の作成を行うた め必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉連携推進法人の認定所轄庁に対し、社会福祉連携推進法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。 </p> <p> 4 認定所轄庁は、前項の規定による都道府県知事の求めに応じて情報を提供するとき、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。 </p> <p> 5 厚生労働大臣は、社会福祉連携推進法人に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算 </p>		<p> (公表) 第四十条の十六 法第百四十四条において読み替えて準用する法第五十九条の第二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉連携推進法人が前条において準用する第九条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉連携推進法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす。 3 法第百四十四条において準用する法第五十九条の第二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類（法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。 一 法第百三十八条第二項において読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項に規定する計算書類 二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。） (調査事項) 第四十条の十七 法第百四十四条において準用する法第五十九条の第二第三項及び第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。 一 計算関係書類（第四十条第七項第一号に規定する計算関係書類をいう。）の内容 二 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第一号に規定する財産目録の内容 三 法第百三十八条第一項において準用する法第四十五条の三十四第一項第四号に規定する書類（第四十条の十二第十五号に掲げる事項が記載された部分を除く。）の内容 四 その他必要な事項 (報告方法) 第四十条の十八 法第百四十四条において準用する法第五十九条の第二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法とする。 </p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるように必要な施策を実施するものとする。</p> <p>6 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉連携推進法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>7 第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供する場合について適用する。</p> <p>適用後の第五十九条の三 （厚生労働大臣及び都道府県知事の支援） 第五十九条の三 厚生労働大臣は、都道府県知事及び市長に対して、都道府県知事は、市長に対して、社会福祉連携推進法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>（社会福祉連携推進認定の取消し） 第百四十五条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。 一 第百二十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二 偽りその他の不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。 2 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができる。 一 第百二十七条各号（第五号を除く。）に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。 二 社会福祉連携推進法人から社会福祉連携推進認定の取消しの申請があつたとき。 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。 3 認定所轄庁は、前二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された社会福祉連携推進法人は、その名称中の社会福祉連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。</p> <p>5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第六項及び第七項の規定は、認定所轄庁が第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第六項中「行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定」とあるのは、「社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁は、同法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定」と読み替へるものとする。</p>		<p>一 第四十条の十七を参照</p> <p>再掲 （公示の方法） 第百二十九条及び法第百四十五条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>（公益認定を受けている場合の特例） 第四十条の二十一（略） 2 社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合において、当該社会福祉連携推進法人が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合は、同条第四項及び第五項並びに法第百四十六条の規定は、適用しない。</p>

適用後の公益法人法第二十九条第六項及び第七項

（公益認定の取消し）

第二十九条（略）

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法費用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>2～5 (略)</p> <p>6 社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁は、同法第百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該社会福祉連携推進法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該社会福祉連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。</p> <p>7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>(社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与)</p> <p>第百四十六条 認定所轄庁が社会福祉連携推進認定の取消しをした場合において、第百二十七条第五号ルに規定する定款の定めに従い、当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から一月以内に社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定所轄庁が当該社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号ルに規定する定款で定める贈与を当該社会福祉連携推進認定の取消しを受けた法人（第四項において「認定取消法人」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から一月以内に当該社会福祉連携推進目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号ルに規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。</p> <p>2 前項の「社会福祉連携推進目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。</p> <p>一 当該社会福祉連携推進法人が取得した全ての社会福祉連携推進目的事業財産（第百三十七条各号に掲げる財産をいう。以下この項において同じ。）</p> <p>二 当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡した社会福祉連携推進目的事業財産</p> <p>三 社会福祉連携推進目的事業財産以外の財産であつて当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡したものと及び同日以後に社会福祉連携推進業務の実施に伴い負担した公租公課の支払その他厚生労働省令で定めるものの額の合計額</p>		<p>再掲</p> <p>(公益認定を受けている場合の特例)</p> <p>第四十条の二十一 (略)</p> <p>2 社会福祉連携推進法人が公益認定を受けた法人である場合において、当該社会福祉連携推進認定が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合は、同条第四項及び第五項並びに法第百四十六条の規定は、適用しない。</p> <p>(社会福祉連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)</p> <p>第四十条の十九 法第百四十六条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、当該社会福祉連携推進認定が社会福祉連携推進認定を受けた日以後の社会福祉連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第百四十五条第一項又は第二項の社会福祉連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとす。</p> <p>(社会福祉連携推進認定が取り消された場合における社会福祉連携推進目的取得財産残額)</p> <p>第四十条の二十 認定所轄庁が法第百四十五条第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定の取消しをした場合における法第百四十六条第二項の社会福祉連携推進目的取得財産残額は、法第百四十四条において準用する法第五十九条第二号の規定により届け出られた財産目録（以下この条において単に「財産目録」という。）のうち当該社会福祉連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあつては、零）とする。</p>

社会福祉法（連携推進法人関係） （社会福祉法人関連規定、一般法人法、公益法人法準用条文）	社会福祉法施行令	社会福祉法施行規則
<p>第五節 雑則</p> <p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適用除外）</p> <p>第百四十七条 社会福祉連携推進法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十一条、第六十七条第一項及び第三項、第百二十八条並びに第五章の規定は、適用しない。</p> <p>（政令及び厚生労働省令への委任）</p> <p>第百四十八条 この章に定めるもののほか、社会福祉連携推進認定及び社会福祉連携推進法人の監督に関し必要な事項は政令で、第百三十九条第一項及び第百四十二条の認可の申請に関し必要な事項は厚生労働省令で、それぞれ定める。</p>		<p>第百四十二条の十三及び第百四十二条の十四を参照</p>

社会福祉法人
認可申請ハンドブック（資料編）

令和8年6月

伊勢市健康福祉部 福祉監査室

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話 (0596) 21-5584

ファックス (0596) 21-5555

電子メール fukushi-kansa@city.ise.mie.jp



伊勢市